

平成 22 年度
包括外部監査結果報告書

「商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助
金、貸付金等の財務に関する事務の執行について」

平成 23 年 3 月
熊本県包括外部監査人
河喜多保典

目次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 外部監査の着眼点	1
5. 主な監査手続	2
6. 監査の対象年度	2
7. 監査実施期間	2
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格	2
9. 利害関係	3
第2章 外部監査の対象	4
I. 熊本県商工観光労働部の概要	4
1. 商工観光労働部の機構	4
II. 予算、決算の状況	7
1. 過去5年間の熊本県の歳出決算の推移	7
2. 商工観光労働部の予算、決算の概要	8
III. 熊本県の商工振興政策	10
IV. 監査対象科目と監査対象範囲	12
第3章 外部監査の結果及び意見（総論）	19
I. 事務執行に関する事項	19
1. 補助金	19
2. 貸付金	20
3. 委託料	21
4. 財団法人くまもとテクノ産業財団	22
II. 商工振興に関する意見	23
第4章 外部監査の結果及び意見（各論）	25
I 商工政策課	25
I-1 商工政策課-委託料	25
1. 「1日中小企業庁inくまもと」の運営管理・会場設営業務	25
2. 五木村新商品開発等支援事業	27
II 商工振興金融課	32
II-1 商工振興金融課-補助金	32
1. 組織化指導費補助事業	32
2. 小規模事業指導費補助事業	35

3. 地域商工業夢づくり応援事業.....	41
4. 中小企業団体補助事業.....	44
5. 商工団体等による地域経済活性化促進事業費補助.....	46
6. 運輸事業振興助成事業.....	47
7. 商店街振興組合指導事業.....	51
8. まちなかづくり推進事業.....	55
9. 地域連携型商店街づくり事業.....	57
10. 商店街コミュニティ拠点づくり支援事業.....	58
11. 中心市街地商店街にぎわい再生支援事業.....	60
12. 中小企業金融総合支援事業（県制度融資にかかる損失補償）.....	61
13. 中小企業金融総合支援事業（保証料補助）.....	64
14. 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金.....	67
15. 小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金.....	68
II-2 商工振興金融課一貸付金.....	70
1. 中心市街地商業活性化推進事業.....	70
2. 中小企業金融総合支援事業.....	74
3. 中小企業高度化資金貸付金.....	77
4. 中小企業設備近代化資金貸付金.....	80
5. 中小企業設備貸与資金貸付金.....	81
6. 小規模企業者等設備資金貸付金.....	82
7. 小規模企業者等設備貸与資金貸付金.....	83
8. 設備導入緊急対策資金貸付金.....	86
II-3 商工振興金融課一委託料.....	88
1. 中小企業新事業展開等推進事業（熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業の中の一事業）.....	88
2. 消費動向調査集計分析業務.....	93
3. 消費者参加型商店街づくり事業.....	94
4. 商店街振興組合空き店舗等調査業務委託事業.....	97
5. 共同店舗戦略的経営支援事業.....	98
III. 産業支援課.....	99
III-1 産業支援課一補助金.....	99
1. くまもとテクノ産業財団運営費補助金.....	99
2. ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（農商工連携推進事業）.....	103
3. ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（戦略的地域産業振興事業）.....	104
4. 下請振興対策事業.....	105

5. 県中小企業支援センター事業.....	110
6. 地域プラットフォーム活動支援事業.....	114
7. ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（次世代マグネシウム合金基盤技術開発拠点構築事業費補助金）.....	119
8. ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（次世代マグネシウム合金実用化研究開発補助金）.....	126
9. 知的財産推進事業（熊本 TL0 事業補助金）.....	128
10. 知的財産推進事業（産学行政連携マッチング支援事業費補助金）.....	132
11. 創業・新分野進出推進助成事業.....	133
12. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（情報サービス産業振興戦略推進費補助金）.....	134
13. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（組込みソフトウェア教育研修事業費補助金）.....	135
14. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（新分野チャレンジ支援事業）.....	136
15. セミコンフォレスト推進会議負担金事業.....	137
III-2 産業支援課一貸付金.....	140
1. 地域中小企業応援ファンド融資事業.....	140
III-3 産業支援課一委託料.....	141
1. 工業振興ビジョン策定に係る調査業務.....	141
2. 平成 21 年度地場企業と大企業の取引拡大支援事業.....	142
3. 大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業.....	143
4. 関東圏や関西圏における受発注斡旋事業調査業務.....	145
5. 自動車関連受注拡大支援事業.....	146
6. 水素燃料電池自動車研究開発対策事業.....	148
7. 電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業.....	150
8. 特許流通アドバイザー育成事業.....	152
9. 夢挑戦プラザ 21 販路拡大等推進事業.....	154
10. 知的財産情報検索支援事業.....	155
11. 健康サービス産学行政連携推進事業.....	155
12. 五木健康サービス振興プロジェクト事業.....	156
13. 熊本県インキュベーション施設管理運営業務.....	157
14. 大学連携型起業家支援事業.....	158
15. 地域連携型インキュベーション施設管理運営業務.....	159
16. 大学発ベンチャー・夢挑戦ビジネス支援事業.....	160
17. コーディネート活動促進事業.....	161

18. 農林漁業者ニーズ製品化支援事業	163
19. 在宅勤務型ビジネスモデル事業	165
20. 企業人材育成事業	167
21. 中小企業経営革新フォローアップ調査事業	169
22. 研究助成事業獲得支援事業	171
23. 産学行政連携共同研究開発促進事業	172
IV. 産業技術センター	175
IV-1 産業技術センター補助金	181
1. 新規外部資金活用事業分担金	181
IV-2 産業技術センター委託料	183
1. 試験研究機械等備品類移設及び据付等業務委託事業	183
2. 平成21年度不況に打ち勝つ技術開発プロジェクト事業	184
V 新エネルギー産業振興室	186
V-1 新エネルギー産業振興室補助金	186
1. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽光発電教育研修事業費補助金)	186
2. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽電池応用製品アイデアコンテスト実施事業費補助金)	186
3. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽光発電関連製品研究開発支援事業費補助金)	187
4. 太陽光発電システム設置補助金事業	188
5. ソーラーエネルギー等事業推進協議会負担金	190
V-2 新エネルギー産業振興室委託料	193
1. ソーラーコールセンター設置支援事業	193
2. 県有施設太陽光発電システム除幕式業務	195
VI 企業立地課	196
VI-1 企業立地課補助金	196
1. 企業立地促進補助事業	196
2. 産業支援サービス業等立地促進補助事業	199
3. 県営工業団地光通信網整備事業	201
4. 企業誘致連絡協議会負担金	201
5. 企業誘致事業負担金	202
6. 熊本テクノプラザ大規模修繕工事経費負担金	203
VI-2 企業立地課貸付金	204
1. 熊本県企業立地促進資金融資事業	204
2. 熊本県総合保養地域民活導入促進資金	206

VI-3 企業立地課一委託料.....	209
1. 菊池テクノパーク整備に伴う建物等調査業務.....	209
2. 大規模工業団地整備可能性調査事業.....	209
3. 半導体関連業界向け企業誘致トップセミナー企画運営等業務.....	211
4. 環境・新エネルギー産業の市場動向、立地動向調査業務.....	211
5. 企業信用調査業務.....	212
VII 財団法人くまもとテクノ産業財団.....	213
1. テクノ産業財団の概要.....	213
2. 監査の結果及び意見（総括）.....	219
3. 監査の結果及び意見（各論）.....	222
4. 平成18年度包括外部監査指摘事項の措置状況.....	230

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37条第1項、第2項及び第4項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

熊本県は、国の三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減等の結果、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれ、平成21年2月に「熊本県財政再建戦略」を策定し、歳入に応じた歳出構造への転換に取り組んでいる。また、県内の経済は、平成20年秋からの景気後退をうけ、まだ多くの業種で受注減少や販売不振が続いており、企業業績回復には至っていない状況であり、雇用情勢においても有効求人倍率は全国平均を下回る低水準が継続するなど厳しい状況である。

このような状況下において、熊本県では平成20年12月に策定された「くまもとの夢4カ年戦略」に沿った「稼げる」県を目指し、県内企業の99%を占める中小企業の振興や企業誘致の推進等に向け取り組みを実施している。

県の商工振興策のなかで中小企業振興への施策やリーディング企業の誘致は中核的な政策であり、中小企業が活力を取り戻し、新事業が創出されることなどにより新たな雇用機会を生み出し、雇用情勢や雇用環境が改善されていくことへの県民の関心は高いと考えられる。

厳しい財政状況が予測され歳出削減が図られるなか、県の商工振興に関する委託料、補助金、貸付金等の財務事務が適切に実施されているかどうかを監査し、県の商工振興策が経済的・効率的なものかどうかを検証することは意義のあることだと判断し、本テーマを選定した。

4. 外部監査の着眼点

- (1) 補助金、貸付金等は法令や規則、要綱等に準拠し適正に執行され、事業実績報告が適正になされ、実施事業内容の検証がなされているか。
- (2) 補助対象、貸付対象、委託対象の団体等は適切か、公益上の必要性はあるか。
- (3) 補助事業、貸付事業等を実施する意義が十分に認識できるか、また、商工振興に必要なものか。
- (4) 経済環境の変化、技術革新等により意義が失われた補助金等はないか。

- (5) 委託料の契約の締結は十分な競争性が確保され、公正に行われているか。
- (6) 委託理由は合理的なものか、また、経済的・効率的なものか。
- (7) 負担金の支出理由に合理性があるか、また、必要不可欠な負担金か。
- (8) 貸付金の貸付条件等は適正か、また、延滞等の発生はないか、管理が適正になされているか。
- (9) 各関係台帳、証憑等（または物品等）の管理保管が適正になされているか。
- (10) 補助、貸付等の実施事業は経済性、有効性が認められるか。

5. 主な監査手続

- (1) 入手資料等による分析、概況の把握
- (2) 法令、規則、要綱等の閲覧
- (3) 関係台帳、帳簿、契約書、証拠証票等の閲覧
- (4) 担当課、担当者への質問、意見聴取
- (5) 実施事業の予算、実績の比較検討

また、補助金等の交付先である熊本県信用保証協会及び財団法人くまもとテクノ産業財団に赴き事業の実施状況を確認した。

6. 監査の対象年度

平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）。

ただし、必要に応じて過年度に遡及した。

7. 監査実施期間

平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格

職 務	氏 名	資 格
包括外部監査人	河喜多 保典	公認会計士
補 助 者	千 歳 睦 男	公認会計士
	山 元 修 一	公認会計士
	荒 木 幸 介	公認会計士
	吉 川 栄 一	公認会計士
	星 野 誠 之	公認会計士
	入 江 佳 隆	公認会計士
	坂 井 裕 子	事務職員
	杉本 知歌子	事務職員

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

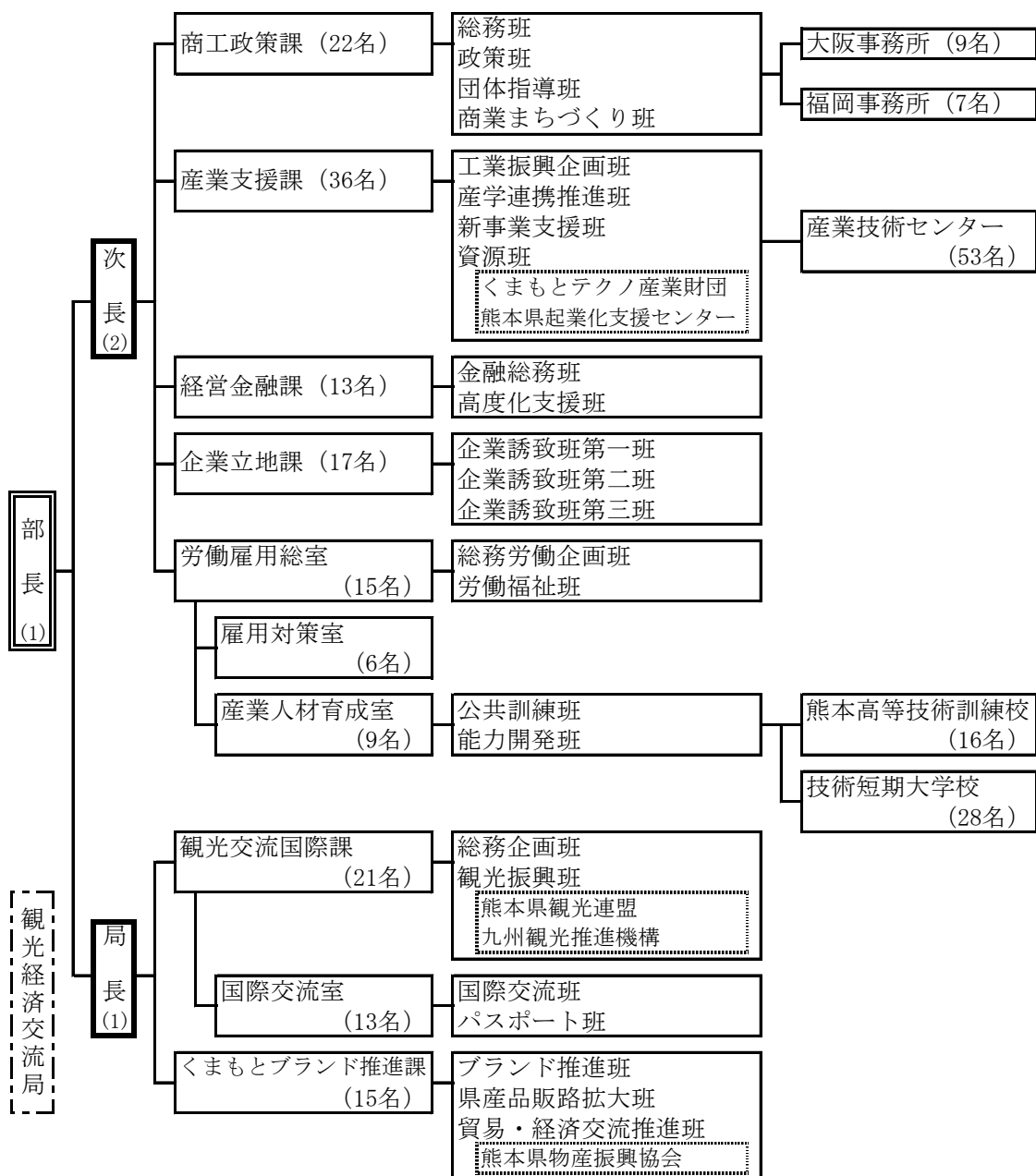
(注) 本報告書の記載金額は、端数処理の関係で合計欄の金額と内訳の合計額が一致しない場合がある。

第2章 外部監査の対象

I. 熊本県商工観光労働部の概要

1. 商工観光労働部の機構

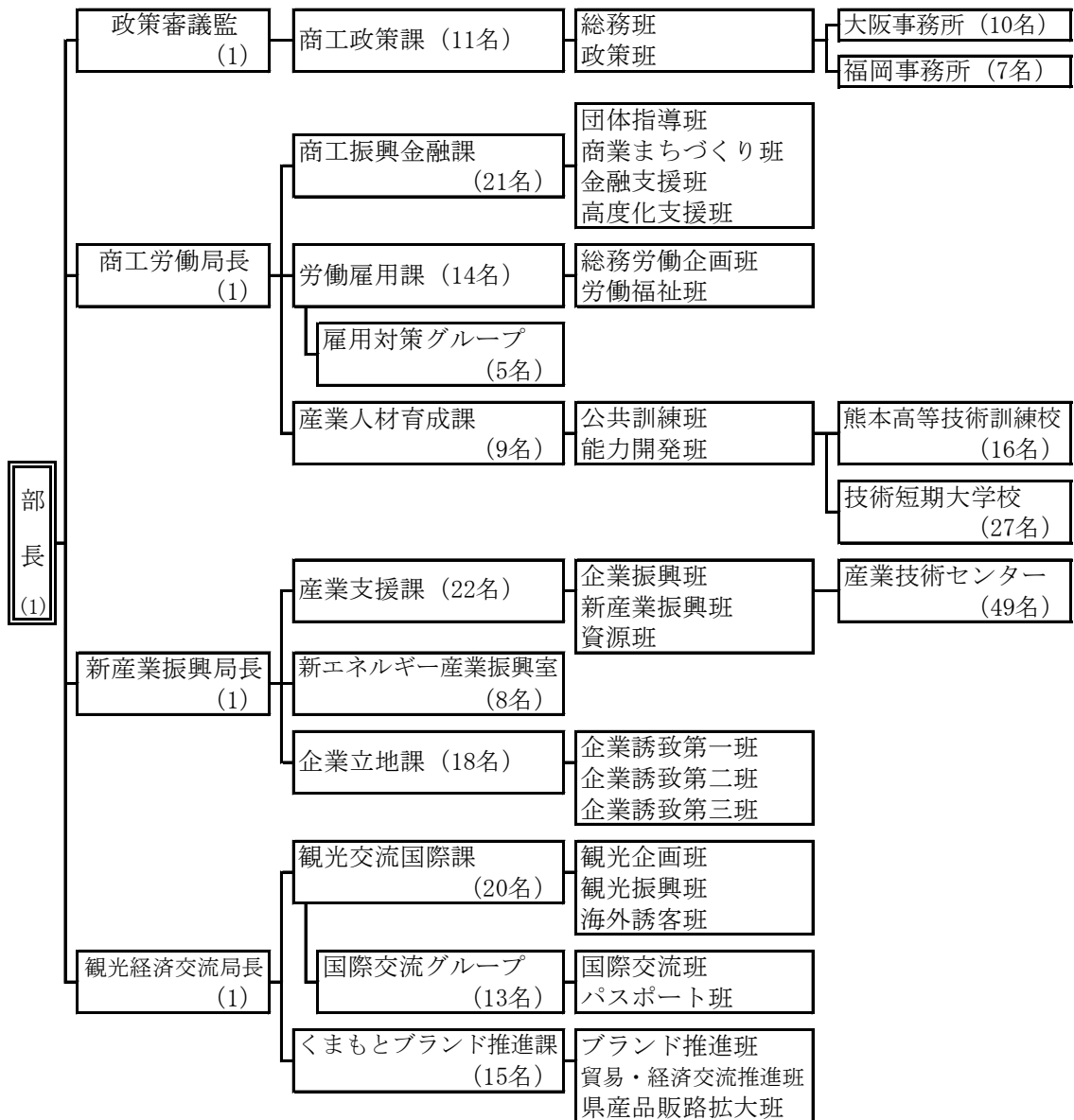
平成21年4月1日現在の商工観光労働部の機構及び職員数は以下の図のとおりとなっている。



なお、監査対象とした平成 21 年度の商工観光労働部における商工振興関連課の課別事務分掌は以下のとおりである。

課 名	事 務 分 掌
商工政策課	商工業施策普及に関すること
	産業振興支援施策に関すること
	小規模事業対策に関すること
	中小企業組織化対策等に関すること
	中心市街地の活性化に関すること
	商業・サービス業の振興に関すること
	大規模小売店舗立地法の運用に関すること
	中小企業（商業・サービス業）経営革新支援に関すること
	産業支援課
	工業技術の振興に関すること
	中小企業（工業）経営革新支援に関すること
	新事業の創出促進に関すること
	（財）くまもとテクノ産業財団の指導支援に関すること
	産学行政共同研究の推進に関すること
	産炭地域の振興に関すること
	砂利、碎石の指導に関すること
経営金融課	中小企業向け融資制度に関すること
	高度化資金、設備資金貸付に関すること
	信用保証協会の指導に関すること
	中小企業診断助言に関すること
企業立地課	企業誘致の推進に関すること
	工業団地整備に関すること
	立地企業の優遇措置事務に関すること

また、県は平成 22 年 4 月 1 日付けで機構改革を行い、商工労働局、新産業振興局の 2 局を設置するとともに各課の事務分掌を再編し変更している。機構改革後の機構図は以下のとおりである。



(主な商工振興関連課の変更内容)

①旧商工政策課の団体指導班及び商業まちづくり班と旧経営金融課の金融総務班及び高度化支援班を統合し、商工振興金融課（団体指導班、商業まちづくり班、金融支援班及び高度化支援班）とした。

②旧産業支援課のうち工業振興企画班、産学連携推進班及び新事業支援班を再編し、産業支援課の企業振興班、新産業振興班とし、産学連携推進班の業務の一部を新たに新設した新エネルギー産業振興室に移管した。

Ⅱ. 予算、決算の状況

1. 過去5年間の熊本県の歳出決算の推移

(単位：千円)

		H17年度決算額	H18年度決算額	H19年度決算額	H20年度決算額	H21年度決算額
一 般 会 計	諸会費	1,570,994	1,490,258	1,347,137	1,361,697	1,242,981
	総務費	37,003,298	43,318,412	38,617,650	36,852,817	47,917,611
	民生費	63,139,766	71,531,018	73,627,838	76,725,834	106,529,756
	衛生費	32,119,565	31,326,421	32,006,080	38,881,179	50,344,680
	労働費	1,896,414	1,804,674	1,607,256	10,268,713	14,546,834
	農林水産業費	78,211,975	72,849,360	70,812,402	61,529,488	68,657,586
	商工費	22,709,300	25,914,185	28,922,859	29,586,976	32,483,793
	土木費	110,641,408	108,831,361	112,895,424	102,233,507	119,907,614
	警察費	41,450,585	41,712,034	41,641,410	41,442,159	39,806,686
	教育費	172,614,703	170,664,920	171,397,744	167,272,056	164,438,731
	災害復旧費	7,398,962	9,914,837	8,911,021	6,868,097	1,671,882
	公債費	107,635,925	104,285,272	107,451,129	111,186,879	111,954,458
	諸支出金	44,028,917	45,200,170	43,822,652	40,863,157	40,307,014
	予備費	0	0	0	0	0
計	720,421,256	728,842,927	733,060,618	725,072,567	799,809,632	
特別会計	52,525,879	90,862,887	84,045,015	92,428,877	95,111,536	
合計	772,947,136	819,705,814	817,105,634	817,501,445	894,921,169	

2. 商工観光労働部の予算、決算の概要

(1) 平成 21 年度款項目別予算、決算

(単位：千円)

会計	款	項	目	予算額	決算額
一般 会 計	商工費	1 商業費		26,755,223	26,426,484
			1 商業総務費	652,105	638,462
			2 中小企業振興費	25,989,035	25,680,178
			3 中小企業指導費	9,422	5,709
			4 大阪事務所費	82,546	81,379
			5 福岡事務所費	22,114	20,754
		2 工鉱業費		6,722,666	5,266,618
			1 工鉱業総務費	4,804,895	3,529,006
			2 工鉱業振興費	574,816	534,500
			3 火薬ガス等取締費	42,474	41,084
			4 計量検定費	60,977	59,387
			5 産業技術センター費	725,995	706,281
			6 新事業創出促進費	513,509	396,358
		3 観光費	1 観光費	800,740	790,690
		一 般 会 計			34,278,629
特別 会 計	商工費	1 中小企業振興資金	1 中小企業振興助成費	443,731	386,090
	中小企業振興資金特別会計			443,731	386,090
				34,722,360	32,869,883

(2) 平成 21 年度商工費（一般会計及び中小企業振興資金特別会計）の歳出節別の内訳

(単位：千円)

会計	款	節	決算額	
一般会計	商工費	報酬	24,023	
		給与	760,818	
		職員手当	441,348	
		共済費	262,445	
		賃金	1,125	
		報償費	3,070	
		旅費	59,528	
		需要費	96,829	
		役務費	24,443	
		委託料	450,756	
		使用料及び賃借料	68,085	
		工事請負費	625,711	
		原材料費	4,139	
		備品購入費	259,701	
		負担金、補助金及び交付金	6,771,215	
		貸付金	22,628,961	
		償還金、利子及び割引料	1,579	
		公課費	8	
			一般会計合計	32,483,793
		中小企業振興 資金特別会計	商工費	報酬
共済費	214			
報償費	35			
旅費	905			
需要費	67			
役務費	599			
委託料	250			
使用料及び賃借料	36			
負担金、補助金及び交付金	1,830			
貸付金	261,591			
償還金、利子及び割引料	119,000			
	特別会計合計			386,090

(3) 平成 21 年度商工費（一般会計及び中小企業振興資金特別会計）のうち委託料、負担金・補助金及び交付金、貸付金の所属別決算

(単位：千円)

会計	部 課	委託料	負担金、補助金 及び交付金	貸付金	
一般会計	商工観光労働部	商工政策課	16,100	2,719,569	—
		産業支援課	113,156	426,566	—
		産業技術センター	41,719	6,882	—
		経営金融課	2,473	325,458	22,366,200
		企業立地課	10,683	3,047,103	249,037
		監査対象課合計	184,132	6,525,580	22,615,237
		労働雇用総室	—	—	—
		観光交流国際課	100,159	191,470	13,724
		くまもとブランド推進課	123,244	50,454	—
		大阪事務所	409	3,709	—
	商工観光労働部合計	407,945	6,771,215	22,628,961	
	その他の部課合計	42,811	—	—	
商工費合計	450,756	6,771,215	22,628,961		
特別会計	商工観光労働部	経営金融課	250	1,830	261,591
		監査対象課合計	250	1,830	261,591
		商工費合計	250	1,830	261,591

その他の部課は、各地域振興局及び東京事務所等である。

Ⅲ. 熊本県の商工振興政策

平成 21 年 7 月に商工観光労働部が発刊した「平成 21 年度中小企業施策利用の手引き」の冒頭において、県内経済は世界的な景気後退等により大きな影響を受け、平成 20 年度の企業倒産件数が増加するとともに、平成 21 年 5 月の有効求人倍率が 15 ヶ月連続で下落するなど極めて厳しい状況にあるとしている。こうした状況を踏まえ、国の経済危機対策に対応し、県内中小企業の資金繰り支援や雇用対策等の更なる充実に努め、県経済の成長力強化につながる事業に取り組むとしている。

また、平成 20 年 12 月に策定された「くまもとの夢 4 カ年戦略」の経済分野「経済上昇くまもと」においても、企業誘致や産学行政の連携等による新事業の創出、中小企業の自主的かつ創造的な取り組みなどにより地域経済の活性化が進み、雇用の場が確保される「活

力があり、雇用を創出する商工業」を目指すとしている。

商工観光労働部の基本的な方向性として、景気・雇用情勢への的確な対応と「くまもとの夢4カ年戦略」の推進を掲げ、平成21年度の具体的に取り組む施策を以下のとおりとした。

項 目	内 容	部 署	
景気・雇用情勢への的確な対応	中小企業の資金繰り支援 (県融資制度の拡充等)	経営金融課 (現商工振興金融課)	
	緊急雇用対策の実施	労働雇用総室 (現労働雇用課)	
くまもとの夢4カ年戦略の推進	戦略的企業誘致の推進	企業立地課	
	中小企業の技術・経営・販路開拓の支援	「くまもと農商工連携100選」(一次分)の認定、航空便を利用したくまもとブランドの開発等、農商工連携による県産品の開発や販路開拓の促進	商工政策課 くまもとブランド推進課
		県のリーディング産業としてソーラー産業を振興するためソーラーPTの設置と関連事業の推進	産業支援課 (現新エネルギー産業振興室)
		中小企業のための熊本県知的財産活用戦略の策定	産業支援課
		創業・新事業創出を促進する夢挑戦プラザの県北・県南地域への設置	産業支援課
		中小企業の技術力強化に向けた産業技術センターの着実な整備(実験棟2の竣工)	産業支援課
	KANSAI 戦略の展開、くまもとブランドの確立・発信	KANSAI 地域への重点的なPR・セールス活動、相互交流等、「KANSAI 戦略」による取り組みを推進	くまもとブランド推進課
	歴史回廊くまもと観光立県の推進	観光経済交流局の設置による体制強化と、国内外の観光キャンペーンや県民総参加によるおもてなし県民運動の展開など「ようこそくまもと観光立県条例」を踏まえた誘客の促進	観光交流国際課
若年者の就労支援	ジョブカフェくまもとにおける就職決定者数580人	労働雇用総室 (現労働雇用課)	

IV. 監査対象科目と監査対象範囲

商工観光労働部の監査対象とした科目（節）は、負担金、補助金及び交付金（以下、「補助金」と記載する。）、貸付金及び委託料であり、平成 22 年 4 月 1 日付けにて機構改革した商工観光労働部のうち商工振興関連の商工政策課、商工振興金融課、産業支援課、産業技術センター、新エネルギー産業振興室及び企業立地課を対象とした。

監査対象とした会計と款は、一般会計の商工費及び特別会計（中小企業振興資金特別会計）の商工費にて決算されている事業を対象とし、また、監査対象とした課で実施した事業で商工振興に関連すると判断した労働費の款で決算されている事業についても一部対象とした。

商工振興に関する事業を主として監査対象としているため、補助金に関しては市町村からの職員派遣負担金等の補助金、委託料に関しては事務所管理業務や保守・清掃業務等に関する委託料は監査対象としていない。

なお、商工観光労働部は平成 22 年 4 月 1 日付けにて機構改革がなされ、各事業の業務が機構改革後の課に移管されているため、以下では機構改革後の課名にて報告書を作成する。

(1) 監査対象とした補助金

(単位：千円)

課名	班名	事業名	交付金額
商工振興金融課	団体指導班	組織化指導費補助事業	139,631
		小規模事業指導費補助事業	2,197,088
		地域商工業夢づくり応援事業	19,400
		中小企業団体補助事業	13,096
		商工団体等による地域経済活性化促進事業費補助	18,000
		運輸事業振興助成事業	288,886
	商業まちづくり班	商店街振興組合指導事業	5,590
		まちなかづくり推進事業	20,547
		地域連携型商店街づくり事業	2,541
		商店街コミュニティ拠点づくり支援事業	300
		中心市街地商店街にぎわい再生支援事業	1,217
	金融支援班	中小企業金融総合支援事業（県制度融資にかかる損失補償）	199,775
		中小企業金融総合支援事業（保証料補助）	120,621
	高度化支援班	小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	4,930
		小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金	1,830
産業支援課	企業振興班	くまもとテクノ産業財団運営費補助金	43,008
		ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（農商工連携推進事業）	2,509
		ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（戦略的地域産業振興）	20,824
		下請振興対策事業	50,624
		県中小企業支援センター事業	19,582
		地域プラットフォーム活動支援事業	31,756

課名	班名	事業名	交付金額
産業支援課	新産業振興室	ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（次世代マグネシウム合金基盤技術開発拠点構築事業費補助金）	10,794
		ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（次世代マグネシウム合金実用化研究開発補助金）	5,320
		知的財産推進事業（熊本 TLO 事業補助金）	8,000
		知的財産推進事業（産学行政連携マッチング支援事業費補助金）	1,211
		創業・新分野進出推進助成事業	9,269
		セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（情報サービス産業振興戦略推進費補助金）	1,900
		セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（組込みソフトウェア教育研修事業費補助金）	1,596
		セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（新分野チャレンジ支援事業補助金）	3,600
		セミコンフォレスト推進会議負担金事業	1,596
産業技術センター		新規外部資金活用事業（特別支援事業） 分担金	300
新エネルギー産業振興室		セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（太陽光発電教育研修事業費補助金）	1,291
		セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（太陽電池応用製品アイデアコンテスト実施事業費補助金）	673
		セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（太陽光発電関連製品研究開発支援事業費補助金）	2,400
		太陽光発電システム設置補助金事業	203,591

課名	班名	事業名	交付金額
新エネルギー産業振興室		ソーラーエネルギー等事業推進協議会負担金	800
企業立地課		企業立地促進補助事業	2,835,025
		産業支援サービス業等立地促進補助事業	107,417
		県営工業団地光通信網整備事業	56,349
		企業誘致連絡協議会負担金	3,000
		企業誘致事業負担金	485
		熊本テクノプラザ大規模修繕工事経費負担金	44,258
			6,500,630

(2) 監査対象とした貸付金

(単位：千円)

課名	貸付金の名称	平成 21 年度		
		貸付額	償還額	未償還残高
商工振興金融課	中心市街地商業活性化推進資金貸付金	—	500,000	—
	中小企業金融総合支援事業貸付金	22,366,200	22,366,200	—
	中小企業高度化資金貸付金	191,591	1,999,952	17,413,011
	中小企業設備近代化資金貸付金	—	4,547	41,528
	中小企業設備貸与資金貸付金	—	1,800	1,800
	小規模企業者等設備資金貸付金	—	87,074	242,446
	小規模企業者等設備貸与資金貸付金	70,000	113,587	458,668
	設備導入緊急対策資金貸付金	—	44,996	54,085
産業支援課	くまもと夢挑戦ファンド資金貸付金	—	—	2,010,000
企業立地課	熊本県企業立地促進資金	249,037	249,037	—
	熊本県総合保養地域民活導入促進資金貸付金	—	96,750	872,900
		22,876,828	25,463,943	21,094,438

(3) 監査対象とした委託料

(単位：千円)

課名	委託事業名称	委託先	委託金額
商工政策課	「1日中小企業庁 in くまもと」の運営管理・会場設営業務	(株)熊日広告社	924
	五木村新商品開発等支援事業	五木村商工会	3,945
商工振興金融課	中小企業新事業展開等推進事業(※)	熊本県商工会連合会他	21,600
	消費動向調査集計分析業務	(財)地域流通経済研究所	937
	消費者参加型商店街づくり事業	新町商店街他	596
	商店街振興組合空き店舗等調査業務(※)	熊本県商店街振興組合連合会	2,554
	共同店舗戦略的経営支援事業	熊本県中小企業団体中央会	2,473
産業支援課	工業振興ビジョン策定に係る調査業務	熊本県工業連合会	610
	平成21年度地場企業と大企業の取引拡大支援事業	(財)くまもとテクノ産業財団	3,611
	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業(※)	(財)くまもとテクノ産業財団	38,360
	関東圏や関西圏における受発注斡旋事業調査業務	熊本県工業連合会	883
	自動車関連受注拡大支援事業	(財)くまもとテクノ産業財団	9,674
	水素燃料電池自動車研究開発対策事業	熊本産業文化振興(株)	950
	電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業	(財)九州経済調査協会	9,913
	特許流通アドバイザー育成事業	(財)くまもとテクノ産業財団	6,051
	夢挑戦プラザ21販路拡大等推進事業(※)	夢挑戦プラザ21ネットワーク会	5,000
	知的財産情報検索支援事業(※)	(社)発明協会熊本県支部	3,085

課名	委託事業名称	委託先	委託金額
産業支援課	健康サービス産学行政連携推進事業	熊本県健康サービス産業協会	1,825
	五木健康サービス振興プロジェクト事業	(株)JTB九州	4,043
	熊本県インキュベーション施設管理運営業務	(財)くまもとテクノ産業財団	8,559
	大学連携型起業家支援事業	(財)くまもとテクノ産業財団	7,877
	地域連携型インキュベーション施設運営業務	(財)くまもとテクノ産業財団	12,988
	大学発ベンチャー・夢挑戦ビジネス支援事業	(財)くまもとテクノ産業財団	887
	コーディネート活動促進事業	(財)くまもとテクノ産業財団	12,923
	農林漁業者ニーズ製品化支援事業(※)	(財)くまもとテクノ産業財団	6,865
	在宅勤務型ビジネスモデル事業(※)	(株)くまもと健康支援研究所他	23,517
	企業人材育成事業	熊本県工業連合会	780
	中小企業経営革新フォローアップ調査事業	(社)中小企業診断協会熊本県支部	378
	研究助成事業獲得支援事業	(株)ジェイピーニュース	252
	産学行政連携共同研究開発促進事業	(株)日本リモナイト他1社	7,947
産業技術センター	試験研究機械等備品類移設及び据付等業務	(株)ヒサノ	15,540
	平成21年度不況に打ち勝つ技術開発プロジェクト事業	(株)プレシード他2社	24,000
新エネルギー産業振興室	ソーラーコールセンター設置支援事業	日本トータルテレマーケティング(株)	2,606
	県有施設太陽光発電システム除幕式業務	(株)桃	191

課名	委託事業名称	委託先	委託金額
企業立地課	菊池テクノパーク整備に伴う建物等調査業務	(株)コンサルユニックス	4,830
	大規模工業団地整備可能性調査事業	玉野総合コンサルタント (株)熊本事業所	4,095
	半導体関連業界向け企業誘致トップセミナー企画運営等業務	(株)産業タイムズ社	1,512
	環境・新エネルギー産業の市場動向・立地動向調査業務	(株)産業タイムズ社	2,845
	企業信用調査業務	帝国データバンク	181
			255,807

※は労働費の款にて決算されている事業である。

第3章 外部監査の結果及び意見（総論）

監査対象とした商工観光労働部の商工振興関連の各課における補助金、貸付金、委託料等の財務事務については、県の商工振興策に沿った実施、運用がなされていることが理解できたが、まだ各項目には以下のような改善すべき事項、課題等が見られた。

これら補助金等の支出については政策目的を達成できるよう効率的かつ適正に支出することが必要であり、再度検討を加えることが望まれる。

I. 事務執行に関する事項

1. 補助金

(1) 補助事業検討の必要性について

補助金は、県の商工振興策の柱となる商工団体と連携した中小企業の支援及び企業誘致という方針に基づき、商工団体に対する補助金 23 億円、企業立地補助金 28 億円が主たる交付であり、上記の補助金で一般会計の商工費の補助金 67 億円の 77%を占めている。

商工観光労働部の商工振興に係る補助事業として、小規模事業者・中小企業への経営指導や支援等は中核をなすものであり、商工団体との連携は必要なものと考えられる。この商工団体に対する補助金は、その大半は指導員やプランナー等の職員設置に対する人件費補助である。また、研修や調査といった実施事業に対する補助もあるが、同じ内容の事業を複数の団体が実施している例が見られた。県は財政再建戦略の中で、地域経済への配慮を念頭に置きながら商工団体の補助金の圧縮見直しを行うこととしており、商工団体に対する補助金も経済的・効率的であることが求められている。職員設置に対する人件費補助については小規模事業者数等に応じた設置基準を満たすよう努めていき、指導員等が小規模事業者・中小企業のニーズに応じた的確な支援を実施して行く体制を確立していく必要がある。また、長年慣習的になっている実施補助事業等の内容を見直し、商工団体間での連携や協働を進め、実施支援事業のメニューの統一化・共同開催、経済情勢の変化に的確に対応した支援の実施などより一層の効率化を行う必要がある。

また、熊本県信用保証協会に対する中小企業金融総合支援事業における県制度融資に係る損失補償金及び保証料補助金は、県の財政事情等から毎年補填率の引き下げ、保証料補助率の引き下げによりそれぞれの支出額の圧縮が図られている。熊本県信用保証協会においては公庫補填等の信用補完制度の活用によりリスクの分散や低保証率がなされており、県の財政状況を考慮して熊本県信用保証協会に対する補助等の必要性について今後慎重に検討すべきであると考えられる。

次に、財団法人くまもとテクノ産業財団に対しては様々な補助金が交付されているが、財団が実施している事業内容は同じであるが対象業種・対象企業の規模等により異なる補助金制度となっており、事業内容を見直し、整理し効率化することが必要であると考えられる。

(2) 補助金運用の適正性について

補助事業の内容には問題がないものの、補助対象金額算定において交付要項等に照らして補助金額が適正なものか疑問が残る事業、消費税の課税業者に対する補助金において補助対象経費に消費税を含めて交付している事業などが一部に見られた。

商工観光労働部の各課においては、消費税の取り扱いに関して補助金要項等において明確に規定されていない補助金制度もあり、現状では各担当部課が適切に対応することが求められている状況である。今後、補助金要項等において消費税の取り扱いについて明確に規定する必要がある、消費税の過大精算分については返還請求を行うことが必要である。

再度、補助金運用の徹底した理解を行い、適正な補助金制度の運用に努めることが必要である。

(3) 補助事業の効果の測定と検証について

補助事業による補助金交付に当たっては事業完了後実績報告書が提出され、実施事業の内容の検証・確認がなされており、補助金が適正に使用されたかの検討がなされている。

しかし、事業の効果については、補助事業の内容により指導件数、研修会開催件数等で把握されていたり、実施事業の翌年度以降の事業展開まで把握されていたりするものもあるが、実施事業の効果を経済的な尺度として把握しているのは少なかった。

実施事業の内容によっては補助事業の効果を経済的な尺度として把握することは困難な面も考えられるが、可能な限り目標値を設定し実績と分析比較するなどして補助金交付の効果を合理的に測定することが必要であり、補助事業実施により県にどのようなフィードバックがあったかを検証する必要があると考える。

2. 貸付金

(1) 延滞の発生と不納欠損処理について

貸付金のうち商工振興金融課高度化支援班の中小企業高度化資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金については、過年度において執行した貸付金が償還期限を経過しても回収できず未収金となっており、平成 21 年度末現在の高度化資金貸付金残高 17,413 百万円のうち 2,097 百万円、設備近代化資金貸付金残高 41 百万円のうち 36 百万円が未収金となっている。この未収金に関しては平成 20 年度包括外部監査において詳細に記載しているため、改めての意見は差し控えるが、高度化資金貸付金に関しては平成 20 年度よりも件数が 2 件、未収金額でも 195 百万円増加している。

延滞が生じた場合、時間が経過すればするほど回収が困難となることが多く、回収が滞った際には速やかな対応を行い回収に努めることが適切な債権管理事務の観点からも不可欠であり、特に債権管理マニュアルに沿って回収不能先として分類している債権について

は、早期の債権放棄手続きによる不納欠損処理を行う必要がある。

(2) 県融資制度について

県融資制度を利用した新規融資件数は平成 19 年の 4,687 件から年々減少し平成 21 年度では 3,787 件となり、また、新規融資金額においても平成 20 年度の 363 億円から平成 21 年度の 301 億円に減少しており、中小企業者の活用が低迷している感がある。

県では景気情勢や事案に応じた資金需要に迅速・的確に対応すべく融資対象、融資条件等の見直しを行っているが、県の中小企業振興策の柱ともいえるべき融資制度を拡充し中小企業者がより利用しやすく、また、中小企業者にできるだけ低利で資金供給が可能となるような制度へ改善し、利用促進を図っていくことが必要である。

(3) 貸付事業の有効性について

中小企業金融総合支援事業としての県融資制度の利用状況については上記(2)において触れたとおりであるが、金融機関に預託を行うことにより金融機関による低利の融資が可能となり、中小企業の負担軽減、円滑な資金調達には有効な制度であり、更に多くの中小企業の利用に向け施策を推進していく必要がある。

また、企業立地促進資金融資事業については、平成 17 年度以降の新規融資件数が 1 件と利用がなされていないのが現状であるが、企業立地促進の観点から必要なメニューでもある。県は金融機関に資金の預託を行っており、資金の有効活用の観点からも利用件数が増加することが望ましく、企業誘致の推進のため進出企業が現状より有利な条件での融資が受けられるよう改善していく必要がある。

3. 委託料

(1) 契約締結の透明性・競争性の確保について

今回監査対象とした商工振興関係の委託契約についても、そのほとんどが随意契約であり、しかも他社からの見積りを徴収していない単独随意契約が多く見られた。

契約方式の原則は一般競争入札であり、透明性を確保するには可能な限り一般競争入札を導入するよう改善することが望ましく、随意契約の場合は特に契約する合理性が十分に説明できなければならない。商工振興に係る事業を委託するに当たっては必ずしも一般競争入札により低価格を提示した業者と契約することが妥当でないことは考えられる。したがって、随意契約とすることの合理性を十分説明できるよう判断根拠を明確にする必要がある。委託目的に対して実施した事業の効果が十分得られていることが確認できれば結果として合理性があるとの判断ができると考える。

また、一般競争入札による契約を行っているが、入札資格を委託業務内容から一部異なる業務を含んでいたため結果として入札参加者が少なく、契約締結した業者も専門外の業

務について下請けに出している業務も見られた。このようなケースでは 1 社単独の契約ではなく、業務を区分して入札し、より多くの競争性が確保されるよう配慮する必要がある。

(2) 委託料の合理性・経済性・効率性について

今回監査対象とした委託料の一部に委託業務とする合理的な理由、実施業務の経済性及び効率性の観点から疑問が残る事業があった。

委託しようとする事業内容がそもそも外部に委託すべき業務なのか、委託理由に合理性があるのか、委託することによる経済性・効率性がどの程度あるのかを慎重に検討し、適正な委託料の支出を図る必要がある。

(3) 業務完了後の委託料の精算、検査について

委託業務については、委託業務完了後、委託業務実績報告書や精算書に基づき検査が行われ、委託業務契約の業務が効率的・経済的に実施され、業務に必要な経費が適正に支出されているかを確認することになっている。

しかし、一部委託料において、委託事業の経費としては疑問が残る支出が含まれていたり、事業年度末での実費とは考えられない立替旅費の不自然な精算がなされていた委託事業などもあった。委託事業の経費が適正に支出されているかを確認するため、報告書等だけでなく証憑、帳簿との確認・検査が必要である。

(4) 委託事業の効果の測定について

委託事業については、上記(1) 契約締結の透明性・競争性の確保についてでも述べたように、委託目的に対して委託事業の効果が得られているかを把握することが必要であり、県としても個々の委託事業につき効果の測定を行っていく必要がある。

効果測定の過程において、現在実施している委託事業の必要性を再検討し、効果がまだ十分に認められない事業については整理統合を行うとともに、効果が得られない事業については廃止をする必要がある。

4. 財団法人くまもとテクノ産業財団

「第4章 外部監査の結果及び意見(各論)」の「Ⅶ 財団法人くまもとテクノ産業財団」にも記載しているとおり、同財団は県の商工政策、産業振興政策を推進する行政補完機関であり、県の施策を実行する部門とも位置付けられる。このため同財団の実施事業の成果は県の商工政策の成果につながり、有効かつ効率的であることが求められる。

同財団については、平成18年度包括外部監査での財政援助団体の監査において、「効率的な経営資源活用のために同財団の事業の見直し」の提言がなされているが、まだ途上であり抜本的な取り組みはなされていない。

県は平成 21 年度において、同財団に対し補助金 172 百万円、貸付金 70 百万円、委託費 107 百万円を支出し、また、平成 20 年度においては新たな施策として地域中小企業応援ファンド融資事業へ貸付金 2,010 百万円を支出するなど事業活動の支援をしている。

しかし、現在でも同財団は多くの事業を抱えており、限られた経営資源の中ではサービス水準の低下、ノウハウの蓄積ができないなどの問題も発生し成果につながりにくい事業もあると考えられる。財団として実施事業の見直しを進め、より効率的な事業へ取り組むことが必要である。

また、設備貸与事業においては多くの延滞債権・不良債権が発生しており、貸倒引当金の計上不足や今後の貸倒損失計上が見込まれており、これらの処理も具体的に進めていく必要がある。

このように同財団が実施する事業にはまだ解決しなければならない課題が見られ、県としても同財団の事業内容を再検討し、運営費補助金を含めた同財団への補助金支出について支援の見直しを行い、同財団に産業支援に係る技術やノウハウが蓄積され、支援企業に対し十分な支援ができる体制を構築していくことが必要である。さらに、県、財団及びその他の中小企業を支援する機関との間で事業の役割分担を明確にしていくとともに、より実施施策の効果を上げるため連携の強化を検討していく必要がある。

II. 商工振興に関する意見

熊本県の商工振興策については、「第 2 章 外部監査の対象」のⅢに記載のとおりであり、その中核をなすのが、中小企業振興への施策とリーディング企業の誘致推進である。

(1) 中小企業振興について

県は平成 19 年 3 月に県内事業所の多数を占める中小企業の発展と地域経済の活性化を目指して「熊本県中小企業振興基本条例」を制定し、社会全体で意欲ある中小企業を育て支援していく取り組みを進めている。

中小企業の技術・経営・販路開拓の支援については、中小企業の資金繰り支援、商工団体と連携した中小企業の経営革新及び新事業展開の支援、産学行政連携による新事業の創出、農商工連携による県産品の開発などの施策が展開され、金融円滑化法や緊急保証制度などの政策効果もあり企業倒産件数は前年比減少し、有効求人倍率の改善も見られる状況から取り組みの成果を上げていると考えるが、販売不振のため業績改善が遅れている中小・零細企業もまだ多く、一層の効率的・効果的な支援施策が必要であるとする。

県の基幹産業は農林水産業であり、農商工連携に関しては更に積極的な取り組みを実施し、新商品の開発・販路開拓を支援していくことが必要であり、熊本大学との連携を進め、農林水産業に従事する県民を含め地域全体の活性化を図っていく必要がある。

また、新事業の創出、企業化に関しても少子高齢化が進むなかで若者や女性が企業を起

こす支援を県としては充実していく必要がある。

中小企業の中には優れた技術力・開発力をもつものも多く、地域のリーディング企業の育成支援を実施し、リーディング育成企業としての認定や販路拡大への取り組みを引き続き実施していくことも必要である。

県の人口も少子高齢化により減少傾向にあり、国内及び県内のマーケットは縮小傾向にあることは疑問の余地もなく、平成 22 年度において実施されているが、熊本の地理的な優位性を発揮し東アジアなど海外への販路拡大には積極的な支援を行っていくことが一層必要であると考えている。

(2) 企業誘致の推進について

平成 21 年度の具体的に取り組み施策として目標 25 件の企業誘致と新たな大規模工業団地の開発に係る候補地の選定が掲げられ、特に企業立地に関しては平成 20 年 12 月に策定された「くまもとの夢 4 カ年戦略」の経済分野「経済上昇くまもと」において 4 年間で 100 件の企業誘致を目標としている。

しかし、平成 21 年度における立地協定締結は 17 件と目標値 25 件を達成することができていない。平成 20 年 9 月のリーマンショック以降の厳しい経済環境下にあつて企業の投資意欲減少が顕著となっていることが要因と考えられる。

企業誘致を推進するには、知事によるトップセールス、立地 PR 活動、補助金や貸付制度の充実、税制上の優遇措置、インフラ整備などはもちろんのこと、進出企業にとって魅力ある地域であることが重要である。その意味では県として技術力のある地場中小企業の支援と集積を図り、優秀な労働力の育成・確保の施策を実施し、豊かな水資源、文化、歴史など熊本の魅力を生かし地域の総合力を高めて企業誘致を推進していくことが必要であり、市町村との連携がますます重要であると考えている。

「活力があり雇用を創出する商工業」を目指すにあたっては、まず中小企業や小規模事業者の具体的なニーズを把握し、そのニーズに応える施策は何かを慎重に検討して施策の選択と集中を行い実施していくことが必要である。

県のビジョンに掲げられているソーラー産業をはじめとして県内企業を牽引するリーディング産業を育成していくことは重要な施策であり、その施策を達成するためには県の厳しい財政状況から限られた財源を基に経済的・効率的な商工振興策を実施し、地域経済の活性化、雇用の場の確保、更には県税収の確保という取り組みを実現していくことが望まれる。

第4章 外部監査の結果及び意見（各論）

I 商工政策課

I-1 商工政策課一委託料

1. 「1日中小企業庁 in くまもと」の運営管理・会場設営業務

1. 概要

(1) 事業の目的

熊本県は、平成19年3月に中小企業の健全な発展を目的とした「熊本県中小企業振興基本条例」を公布・施行した。

また、世界的な経済後退や円高の進行により、県内中小企業も影響を受けており、厳しい経営環境にある中小企業の振興を図るとともに、地域経済の活性化を図るうえでの契機とするため、「一日中小企業庁」を開催する。なお、今回、節目となる50回目の開催となる。

<「一日中小企業庁」とは>

「一日中小企業庁」とは、中小企業庁の幹部など中小企業施策の責任者が各地を訪問して、地元の中小・小規模企業者に最新の施策を説明し、理解を深めてもらうとともに、参加者との意見交換や交流の場を設けて、今後の中小企業施策をより良いものにしていくというイベントである。各都道府県で年間2～3回ほど開催される。

(2) 事業の概要

実施した事業は、次のとおりである。

一日中小企業庁 in くまもと
主催：熊本県、中小企業庁、九州経済産業局 期日：平成21年10月15日（木）
全体プログラム
中小企業フォーラム 主催：熊本県、中小企業庁、九州経済産業局 ・県内ものづくり中小企業・商店街などの紹介 ・施策紹介―テーマ「中小・小規模企業支援施策について」
農商工連携フォーラム（主に県が担当） 主催：熊本県、熊本市、九州農政局、九州経済産業局、（独）中小企業基盤整備機構九州支

部、熊本県農商工連携推進協議会、九州地域農商工連携推進協議会

・くまもと農商工連携 100 選認定証授与式

・パネルディスカッション— テーマ「農商工連携促進による新事業展開」

一日中小企業相談室

・経営・金融・農商工連携など中小企業に関するさまざまな御相談に、専門の相談員や国、支援機関等が対応

中小企業施策普及コーナー

・国、県、市及び各種支援機関等による施策・パンフレット等の展示

交流会

同時開催

モノづくり推進会議

主催：モノづくり推進会議／日刊工業新聞社

後援：熊本県、九州経済産業局

・基調講演—「新しいモノづくり国家をめざして」

・パネルディスカッション— テーマ「くまもとのモノづくりヒトづくり」

農商工連携等パネル展・地域産品販売コーナー

主催：(独) 中小企業基盤整備機構九州支部

・農商工連携、地域資源、新連携の事例紹介パネル展示

・県産品の販売

2. 直近5年間の委託料実績

当該事業は平成21年度の単年度事業である。なお、事業全体の業務費用は約3,552千円であり、うち県支出の業務費用は924千円となっている。

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	(株)熊日広告社
支出額	—	—	—	—	3,552
うち県支出額	—	—	—	—	924

(注) 前回は昭和62年6月に開催している。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の効果について

当該イベントの開催には、中小企業フォーラムの参加者約 500 名、農商工連携フォーラムの参加者約 450 名と多数の参加者が集まり、中小企業庁の幹部等との意見交換や熊本県が進めている農商工連携促進による新事業の紹介など、イベント開催の効果は認められる。

また、農商工連携フォーラムにおいては、商工団体や農協のみならず、農業法人協会や酪農・畜産、木材、漁業協同組合等にも呼びかけをし、農林漁業者の参加も得ることができた。

農商工連携とは、中小企業者と農林水産業者が連携し、お互いの強みを生かして、新商品開発や販路開拓等を行う取り組みであるが、「くまもと農商工連携 100 選」の第 1 次選定 69 事例の「中核をなす団体」は加工業者が中心で農林漁業者が少ない。

これは応募してくる者が加工等を行う中小企業者が多いためと考えられるが、今後は熊本県農商工連携推進協議会の構成団体である農林漁業関連団体を通して、農林業業者に積極的に参加してもらえよう更に働きかけを行う必要がある。

2. 五木村新商品開発等支援事業

1. 概要

(1) 熊本県五木村振興基金の設置及び「ふるさと五木村づくり計画」策定の概要

川辺川ダム建設計画の白紙撤回により、今まで大きな影響を受けてきた五木村の振興に資するため、熊本県五木村振興基金（以下、「基金」という。）を設置し（熊本県条例第 1 号、平成 21 年 3 月 6 日施行）、その基金を有効に活用することにより「ふるさと五木村づくり計画」（平成 21 年 9 月策定）を推進する。

基金は、平成 20 年度から 25 年度までの 5 年間で 10 億円を積み立てる。

「ふるさと五木村づくり計画」の概要は、次のとおりである。

第2章 基本計画

1. 10年後のめざす姿

本計画では、村の将来やこれからの自分たちの暮らしに対して、非常に大きな不安を抱いている五木村に暮らす人々の幸福量の最大化のために、村民生活への支援に重点を置き、そのめざすべき10年後の五木村の姿を次のように定める。

「恵まれた自然を活かし、元気で生き生きと働き、ともにふれあい、

支え合いながら安住して住み続けることができる誇れる『ふるさと五木村』

2. 基本的な施策の方向性

【施策の方向性】

○村民生活支援への重点化

これまでみてきた現状と課題を踏まえ、今回の振興計画では、村民の将来に対する不安を払拭するためにも、「安心して住み続ける」ための村民生活に重点をおいた対策に取り組む。

そのためには、まず生活の基本となる「働く場づくり」に取り組むとともに、集落の維持も困難になりつつあるという現状に目を向け、村民の「暮らしづくり」の支援に取り組む。

○村民の主体的取組みの促進

地域社会の問題に取り組むためには、村民が自分たちの手で、問題解決に向けて行動することが不可欠であることから、様々な施策の展開において、「ひとづくり」の視点を常に念頭に置きながら、村民の主体的な取組みを促進していく。

10年後のめざす姿を実現していくため、前述の考え方に基づき、次の3つを本計画の施策の方向性の柱に据える。

I. 雇用の拡大や所得の向上をめざす「働く場づくり」

五木村が将来の村の主要産業として積極的に取り組んでいく観光・交流事業と、村の特性を活かした農林水産業を重点的に強化しながら、雇用の拡大と所得の向上をめざす。

II. 安心して住み続けられる村づくりをめざす「暮らしづくり」

情報通信基盤や公共交通網などの生活環境の整備、保健・医療・福祉施策の充実、住民相互の支え合いなどコミュニティの維持などに取り組むことで、安心して住み続けられる村づくりをめざす。

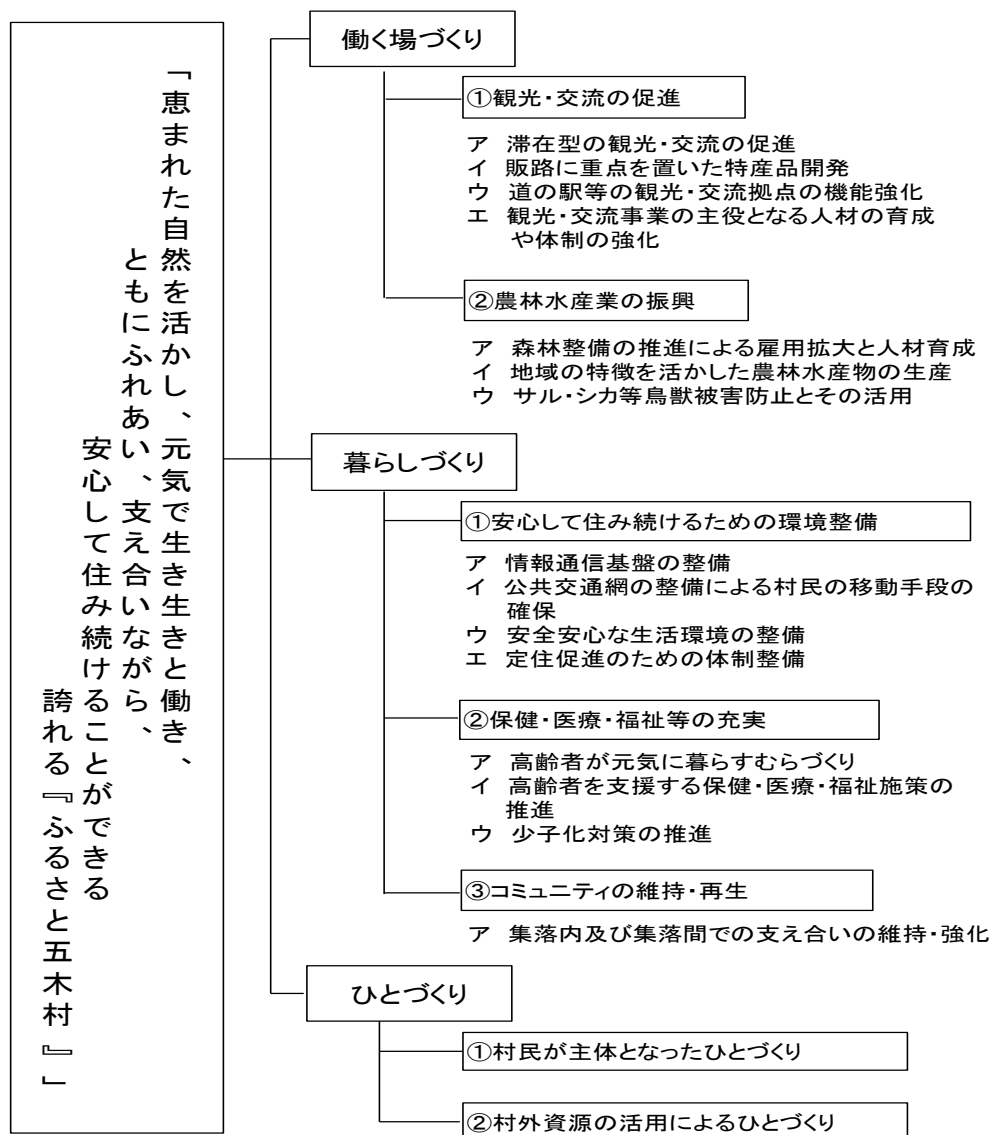
III. 村の振興を支える人材育成をめざす「ひとづくり」

村民自身が本計画の施策に主体的に関わる中での人材育成と、都市部等のNPO法人や地域づくり団体等との協働や交流など村外資源の活用を通じて、産業、教育、文化等のあらゆる面で、これからの村の振興を支える人材育成をめざす。

この「働く場づくり」「暮らしづくり」「ひとづくり」の3つの柱をそれぞれに関連させながら取り組んでいくことで、村民が安心して住み続けることができる「ふるさと五木村」を実現し、村民の村外流失に歯止めをかけ、あるいは、五木村に住んでみたいと思う方々の移り住みを進め、今後もさらに進むと思われる人口減少を、少しでも緩和させていくことをめざしていく。

ふるさと五木村づくり計画（平成 21 年 9 月策定：平成 21 年～平成 30 年）

<施策の体系図>



(2) 五木村新商品開発等支援事業の概要

①目的

「ふるさと五木村づくり計画」を踏まえ、「働く場づくり ①観光・交流の促進 イ 販路に重点を置いた特産品開発」の施策の一つとして、次の事項を目的とした事業である。

五木村の振興を図るため、五木村の地域資源を活用した特産品（新商品）等の企画開発を行い、商品化をめざすとともに、五木村の産業振興・地域活性化、さらには、新たな雇用機会を創出することを目的とする。

②委託期間

契約締結日から平成 22 年 3 月 25 日まで

③委託業務

五木村の地域資源を活用した特産品開発に関する以下の事業を実施すること。

(i) 実行協議会の設置等に関する業務

ア. 村（行政）及び地域の人材や事業者並びに外部の専門家や企業などを含めた実行協議会を設置する。

イ. 必要に応じ、実行協議会の意見を聞き、業務に反映させる。

(ii) 商品の開発、製造または市場開拓に関する業務

ア. 五木村の地域資源を活用した独自の新品及び飲食メニュー等の試作品を開発する。

イ. 開発した新品及び飲食メニュー等の試作品について、市場開拓のための積極的なPRとマーケティングを行う。

(iii) ロゴ、パッケージデザインの作成等ブランディングに関する業務

ア. 五木村の特性を活かした地域ブランディングを行い、統一ロゴを作成する。

イ. 開発した新品のターゲット設定等を行い、パッケージデザインを作成する。

(iv) その他、商品開発及び商品化のために必要な業務

2. 直近 5 年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	—	—	—	—	五木村商工会
支出額	—	—	—	—	3,945

当該事業は平成 21 年度からの委託事業である。

五木村は、40 数年間にわたる川辺川ダム建設計画により大きな影響を受け、その間に多くの村民が村外に移転し、急激な人口減少等により経済的及び精神的に大きなダメージを負った。平成 20 年 9 月、熊本県知事による川辺川ダム建設計画の白紙撤回表明により、今まで大きな影響を受けてきた五木村の振興に資するため、平成 21 年 9 月「ふるさと五木村づくり計画」を策定し、平成 21 年度より具体的な取り組みを開始した。

本事業は、当該取り組みの一つとして「五木村の地域資源を活用した特産品開発」の事業である。五木村商工会が事業主体となり運営を行っている。

平成 21 年度は、新製品開発に伴う試作品製造として、次の 3 事業所 7 アイテムを開発製造した。

- ・五木とうふ店
 - ①セリ入り薫采とうふ、②旬菜入り薫采とうふ、③旬菜豆腐
- ・民宿山里
 - ④ゆずゼリー、⑤ゆずマーマレード、⑥豆腐みそ漬け
- ・ロッジ山小屋
 - ⑦五木鹿バーグ

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 事業の運営状況について

川辺川ダム建設計画により、今まで大きな影響を受けてきた五木村の振興が目的の事業であり、五木村の豊かな地域資源を生かした地域産業の振興の支援を行うため、県も五木村商工会と協力しながら事業の成果及び効果を調査し、「働く場づくり」施策を実効性あるものにするため適切なアドバイスをするなど一歩踏み込んだ支援が必要と思われる。

Ⅱ 商工振興金融課

Ⅱ－1 商工振興金融課一補助金

1. 組織化指導費補助事業

1. 概要

(1) 制度の趣旨（目的）

熊本県中小企業団体中央会（以下、「県中央会」という。）が行う事業に要する人件費及び事業費の経費について補助を行うことにより、中小企業の組織化並びに中小企業組合及び中小企業団体中央会の育成及び指導を促進することを目的としている。

（熊本県中小企業団体中央会の概要）

平成 22 年 3 月 31 日現在

設 立	昭和 30 年 12 月 6 日
所在地	熊本市安政町 3 番 13 号
目 的	中小企業の振興・発展を目的として、中小企業者を組織化し、その組織を通じて中小企業の設備の近代化、技術の向上・開発、経営の合理化、その他中小企業構造の高度化の指導及び業界の安定と中小企業を取り巻く環境を是正するための方策の確立するために設立された特別認可法人
役員数	会長 1 名、副会長 4 名、専務理事（常勤）1 名、理事 24 名、監事 3 名
職員数	指導員 17 名、職員 4 名（中小企業大学校への派遣職員 1 名及び契約社員 1 名含む）
会員数	事業協同組合 389 他総数 624

(2) 根拠法令等

熊本県組織化指導費補助金交付要項

平成 21 年度熊本県組織化指導費補助事業の運用について

(3) 主な補助対象事業の内容

- ①指導員及び職員の設置
- ②指導員等の資質の向上を図るための事業
- ③組合等中小企業連携組織指導事業
- ④創業・経営革新支援施設提供事業
- ⑤情報発信支援事業
- ⑥地域産業実態調査事業
- ⑦組合等への情報提供事業

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	県中央会	県中央会	県中央会	県中央会	県中央会
補助対象経費	200,651	180,125	177,319	162,415	158,080
交付総額	168,649	157,918	153,492	142,311	139,631
うち県交付額	139,551	157,918	153,492	142,311	139,631

平成17年度は事業費補助として国庫からの補助金29,098千円があったが、平成18年度以降は県単独の補助事業となっており、熊本県の財政再建の中で補助金の見直しが進められ、補助金額は年々減少している。

なお、各年度の補助対象職員数及び実施した相談指導件数は以下のとおりである。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
補助対象職員数	23人	22人	22人	20人	19人
相談指導件数	3,192件	3,108件	3,333件	3,506件	3,134件

また、平成21年度における補助金139,631千円のうち指導員及び職員の設置に対する人件費補助は108,691千円であり、補助金額の77.8%を占めており、特別研究指導費としての主席及び主任指導員手当2,016千円を含めると人件費補助は補助金額の79.3%を占めている。

(2) 当該制度の支出の効果

当該補助金の効果は相談指導件数として把握されている。この補助金は指導員等の活動を対象とする人件費の補助的性格が強いため、その効果を金額等で把握することは困難であると考えられ、相談指導件数という尺度で把握することには一定の意義がある。

ただし、相談件数だけでは当該補助事業の支出効果を把握することができず、組合員の組織化の状況、組合員数増加などの数値も活用して複数の尺度をもって効果の測定を行うことが望ましい。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 補助事業実績報告書の記載漏れについて

県中央会からの平成 21 年度実績報告書において、デジカメ及び印刷機の指導用資材購入に関する資機材設置費の報告が記載されていなかった。

補助対象事業として県中央会の事業計画には織り込まれており、資機材設置を実施したら実績報告において適切に報告するよう県中央会を指導し、また、監督する必要がある。

(2) 指導員及び職員の設置事業の補助金の交付額算定について

県中央会の指導員及び職員設置に対する人件費補助額算定において、県中央会で扶養手当及び住宅手当を支給していない職員に対しても交付基準額に基づき補助金交付額を算定していることから、「平成 21 年熊本県組織化指導費補助事業の運用について」に準拠しておらず、結果として補助金交付額が過大となっている。

平成 21 年度熊本県組織化指導費補助金の運用について（抜粋）

三 補助金の交付基準

県中央会に交付する組織化指導費補助金の総額は、知事が別に定める「組織化指導費補助金の交付基準額」に掲げる各経費区分における交付基準額を用いて以下の規定に基づき各経費区分ごとに算定される額の合計額とする。

(中略)

(扶養手当)

(2) 扶養手当

扶養手当の支給については、県中央会の支給規定に基づき、又は県職員の支給規定に準じて行うものとするが、扶養手当の補助は、次の各号に掲げるとおりとする。

(ア) 扶養手当は、県中央会に設置された補助対象職員であって扶養親族のある者を補助対象とする。

(中略)

4 住居手当

補助対象職員の住居手当の支給については、県中央会の支給規定に基づき、又は県の支給規定に準じて行うものとする。ただし、住居手当の補助は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 住居手当は、県中央会に設置された補助対象職員であって、次の各号のいずれかに該当する者を補助対象とする。

(ア) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている者。

(イ) 自らが所有権を有する住宅に居住している者で、かつ、世帯主である者。

(以下略)

平成 21 年度の県中央会の事業実績では、補助対象となる指導職員の 3 名及び職員 2 名については扶養手当を支給しておらず、また、住居手当についても指導員 2 名及び職員 2 名に支給していない。県中央会では同会の規定に基づき職員に扶養手当、住居手当を支給していると考えられ、支給実績がないこれらの職員に関しては補助対象には該当せず、補助金交付額算定の補助対象職員数に含める必要はない。

扶養手当・住居手当については、補助金交付時に県中央会の補助対象職員の扶養親族や住居の現況確認を行い、同会での支給実績を確認したうえで補助対象者を確定させ、補助金の交付額を算定することが必要である。

【意見】

(1) 組合等の指導事業における人当庁費の交付基準単価について

県中央会が中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導等の事業に要する経費の補助は、交付要項では人当庁費として備品費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、資料費等が掲げられ、補助対象職員の設置人員に応じて交付基準単価により算定された額の合計額の範囲内で交付されることになっている。

平成 21 年度の人当庁費の交付基準単価は 164 千円であり、これは平成 19 年度以降単価の見直しが行われていない。

組合等の指導には人当庁費としての経費は必要なものと考えられるが、補助金交付にあたり、交付基準単価の算定根拠は明確にしておく必要がある。

(2) 今後の事業実施について

平成 21 年度の補助事業実績報告書では、県中央会の主催する研修会への組合員の出席数は把握されているが、出席状況等を分析したものがなく、研修会の内容の分析、組合員の関心等に十分配慮し事業を実施することが必要と考える。

なお、当該制度に関しては今後補助金額の見直しが行われることになると考えられるが、中小企業者が組織化、近代化、経営の合理化等を進めていく上で必要な制度であり、県中央会においても魅力的な指導を実施し組合員の組織率を上げる努力を行っていくことが望まれる。

2. 小規模事業指導費補助事業

1. 概要

(1) 制度の趣旨（目的）

商工会・商工会議所が小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業及び、県商工会

連合会が商工会を指導するために必要な経費を補助することにより、小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。

(2) 根拠法令等

- 熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項
- 熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金の運用について
- 熊本県経営改善普及事業実施方針
- 熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金の事務処理要領

(3) 補助対象事業の内容

- ①経営改善普及事業
- ②資質向上対策事業
- ③経営指導推進事業
- ④小規模事業者に対する施策普及事業
- ⑤指導施設の建設又は取得
- ⑥情報ネットワーク化等推進事業
- ⑦指導環境推進事業
- ⑧青年部又は女性部の活動推進事業
- ⑨地域振興推進事業
- ⑩広域連携等対策事業
- ⑪経営安定化特別相談事業

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	94件	85件	85件	72件	65件
補助対象経費	3,233,256	3,139,882	3,032,238	2,960,450	2,812,201
交付総額	2,556,152	2,489,998	2,409,320	2,341,636	2,197,088
うち県交付額	2,335,081	2,489,998	2,409,320	2,341,636	2,197,088

平成17年度は事業費補助として国庫からの補助金221,070千円があったが、平成18年度以降は県単独の補助事業となっており、熊本県の財政再建の中で補助金の見直しが進められ補助金額は年々減少している。

小規模事業指導費補助金の商工会、商工会議所及び県商工会連合会（以下、「商工会等」という。）の交付先別内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

交付先	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
商工会	2,337,192	2,266,953	2,233,170	2,153,817	2,026,402
	1,824,874	1,770,565	1,751,223	1,685,253	1,559,460
商工会議所	572,760	565,809	528,685	533,793	512,389
	454,809	457,055	426,144	427,287	417,285
県連合会	323,304	307,120	270,383	272,840	264,409
	276,469	262,378	231,953	229,095	220,343
対象経費計	3,233,256	3,139,882	3,032,238	2,960,450	2,812,201
補助金額計	2,556,152	2,489,998	2,409,320	2,341,636	2,197,088

(注) 上段金額は補助対象事業経費額、下段金額は補助金交付額。

また、各年度の商工会等の交付団体数、補助対象職員数合計、相談指導件数は以下のとおりである。

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
交 付 数	商工会	84 件	79 件	75 件	62 件	55 件
	商工会議所	9 件	9 件	9 件	9 件	9 件
	県連合会	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
補助対象職員数		448 人	442 人	427 人	415 人	409 人
相談指導件数		124,674 件	121,838 件	119,928 件	133,443 件	123,074 件

(注) 菊池市合併に伴い、平成 22 年 4 月 1 日付けで商工会数は 52 団体となっている。

平成 21 年度における商工会等の補助対象職員及び事務局長の設置状況は以下のとおりである。

	団体数	補助対象職員				事務局長
		経営指導員	補助員	記帳専任職員	計	
商 工 会	55 団体	122 人	89 人	94 人	305 人	33 人
商工会議所	9 団体	48 人	20 人	12 人	80 人	5 人
県連合会	1 団体	20 人	4 人	0 人	24 人	0 人
合計	65 団体	190 人	113 人	106 人	409 人	38 人

平成 21 年度の小規模事業指導費補助金 2,197,088 千円のうち人件費関係支出は以下のとおりであり、補助金額の 91.6%を占めている。

(単位：千円)

経費区分	商 工 会	商工会議所	県商工会連合会	計
人 件 費	1,556,442	410,766	160,532	2,127,740
	1,240,450	330,291	125,167	1,695,908
特別調査研究費	29,526	9,013	918	39,457
	29,526	9,013	918	39,457
福利環境整備費	108,395	26,138	10,527	145,060
	65,581	19,077	6,629	91,287
記帳指導職員手当	59,644	4,763	—	64,407
	31,610	2,469	—	34,079
記帳指導員謝金	25,953	988	—	26,941
	15,805	988	—	16,793
嘱託専門指導員	—	—	2,160	2,160
	—	—	2,160	2,160
事務局長設置費	143,363	21,200	—	164,563
	115,500	17,500	—	133,000
対象経費計	1,923,324	472,869	174,137	2,570,330
補助金額計	1,498,473	379,339	134,874	2,012,686

(注) 上段金額は補助対象事業経費額、下段金額は補助金交付額。

<経費区分の説明>

- ①人件費 経営指導員、専門経営指導員、補助員及び記帳専任職員の俸給及び扶養手当、通勤手当、期末手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費
- ②特別調査研究費 経営指導員、専門経営指導員及び補助員に対する自己啓発の促進を図るための手当
- ③福利環境整備費 退職金の負担額
- ④記帳指導職員手当 記帳指導職員の指導手当
- ⑤記帳指導員謝金 記帳指導員の謝金
- ⑥嘱託専門指導員 県連合会の嘱託専門指導員の謝金
- ⑦事務局長設置費 事務局長の人件費

(2) 当該制度の支出の効果について

上記「(1) 補助金の支出実績」において記載しているとおり、当該補助金の効果について相談指導件数として各年度把握されている。この補助金が商工会等の指導員等の設置を対象とする人件費の補助金であるため、その効果を金額等で把握することは困難で

あると考えられ、相談指導件数という尺度で把握することには一定の意義がある。

なお、本来は相談指導の結果、小規模事業者の経営改善普及がどの程度図られたかという尺度で効果を測定することが合理的ではあるが、相談件数が多く個々に分析することは実務上困難な面が考えられる。ただ、小規模事業者の数の推移や動向について商工会等から増減理由等を聴取するなどして本制度における事業の効果を測定できると考える。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 設置基準について

商工会の経営指導員の設置に関して、「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金の運用において」で以下のように規定されている。

三 補助対象職員の設置基準

1. 商工会等及び県連合会の経営指導委員

(1) 商工会の経営指導員

- ①商工会は、県商工会連合会会長が知事の承認を得て定めた各商工会の配置基準の範囲内で経営指導員を設置することができる。
- ②県内の商工会の経営指導員の総数は、県内の全ての商工会の地区内の商工業者の数を350で除して算定した数の範囲内とする。ただし、この基準の施行日において設置定数を超過するもの、又は地区内の商工業者数の減少により設置定数を超過するものについては、平成24年3月31日までの期間で、県商工会連合会会長が知事の承認を受けて定めた補助対象職員の採用計画に基づく職員定数の範囲内で設置することができる。

(以下略)

平成21年度では、55の商工会に122人の経営指導員が設置されており、上記の設置基準を上回っているが、職員定数に関して知事の承認を確認できる資料がなかった。

各商工会の経営指導員の設置に関しては、商工会の合併や商工業者の減少により設置定数を超過しており、県では商工団体に対する補助金を見直す時期であるとの認識であるが、運用に沿った設置定数に関する知事の承認が確認できるよう決裁書類を整備する必要がある。

【意見】

(1) 調査研究費の適正性、効率性について

調査研究費の現状は、各商工会、商工会議所での図書購入が大半を占め、中には国語辞典等が含まれており、「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金の運用について」に照らしても補助対象としては疑問が残る。

また、中には高度な専門書、ビジネス書、地域産業に関連する図書等を購入している団体もある。このような図書については県連合会等で図書情報を共有化し有効活用するために、必要に応じて貸出せるシステムを構築することも多くの小規模事業者の指導・支援の上では必要であり、効率的であると考ええる。

(2) 経営指導員等の人事について

各商工会、商工会議所に設置されている経営指導員は個々人の資格、経験、専門知識等にも違いがあり、また、商工会のある地区の人口、年齢構成、主要産業等により商工業者の商工会へのニーズも異なるものと考ええる。

各商工会の経営指導員及び補助員の採用、人事異動については県商工会連合会に帰属している。県連合会において人事を一元化することで人事交流を円滑化し、職員の資質向上を図り、商工業者のさまざまな経営改善普及に関するニーズに対応するためと考えられる。

たとえば過疎化・高齢化が進んだ地区の小規模事業者が多い商工会の経営指導員については同様の状況下の商工会の経営指導員と連携し指導・支援していくことは必要なことであるが、県連合会においても各商工会の商工業者の現況を分析整理し、対応できる経営指導員を県連合会に配置し各商工会に出向き指導・支援を行える体制を構築し、指導・支援内容によっては複数の商工会を経営指導員が兼務するなどの体制の改善も必要であると考ええる。

なお、県と県連合会において経営指導員等が複数の商工会を担当できる体制につき検討を行っており、平成 24 年度を目途に進めている。

(3) 商工会等の合併、広域連携について

市町村合併等に伴い平成 22 年 4 月 1 日現在で商工会数は 52 団体となっており、平成 17 年度の 84 団体から 32 団体減少し商工会の合併・整理が進んでいる。

しかし、経営指導員 1 人当たりの各地区の商工業者数、小規模事業者数をみると、地区ごとに差異があり、必ずしも効率的な設置状況とは言えない。

商工会の合併については、今後も県連合会が主体となり推進されていくと考えられるが、県が財政再生戦略のなかで商工団体の組織、業務の効率化による補助金の見直しを検討していることを踏まえ、職員雇用の観点から一定の経過期間を設けたうえで県連合会と一緒に商工会の合併を促す指導が必要であると考ええる。

また、商工会の広域連携については、県連合会において広域連携に関する調査研究事業が実施され、広域連携体制の早期整備に取り組んでおり、平成 21 年度では 2 件の広域連携事業が実施された。

今後、小規模事業者への経営改善普及事業をより効率的・効果的に実施していくには、各商工会での一層の広域連携の推進が必要であり、更には商工会と商工会議所では根拠法は異なるが、それぞれが地区の商工業の総合的な改善発展を図ることを目的としており同一地域内の商工会、商工会議所の指導員の交流を含めより一層の連携が必要であると考えます。

3. 地域商工業夢づくり応援事業

1. 概要

(1) 制度の趣旨（目的）

商工会・商工会議所及び県商工会連合会が取り組む特別な事業に必要な経費を補助することにより小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。

なお、当制度は平成 21 年度より平成 23 年度までの事業の見込みである。

(2) 根拠法令等

熊本県商工観光労働補助金等交付要項

地域商工業夢づくり応援事業補助金実施要領

(3) 実施補助事業の内容

①地域資源活用事業

地域資源を活用した新たな特産品の開発や販路開拓、観光開発等について検討し、国の小規模事業者新事業全国展開支援事業や J A P A N ブランド育成支援事業などの補助事業につなげていく事業（7 件）

(単位：千円)

No.	実施事業名	補助金交付先	補助金額
1	火の国・熊本「ぐるっと金峰」広域ルートプロモーション事業	熊本市河内商工会	2,000
2	地域商工業夢づくり応援事業	熊本市飽田商工会	2,000
3	地域活性化事業	玉名市商工会	1,700
4	菊陽町にんじん焼酎部会	菊陽町商工会	400
5	「球磨焼酎を世界ブランドに」プロジェクト	人吉商工会議所	2,500

6	「製品から商品化へ」水産資源を活用した牛深ブランド形成事業	牛深商工会議所	1,300
7	売れる商品づくり応援事業	熊本県商工会連合会	3,000
			12,900

②農商工連携支援事業

農産品、水産品の地域資源を活用した新たな特産品開発や販路開拓等について検討し、国の小規模事業者新事業全国展開支援事業やJAPANブランド育成支援事業などの補助事業につなげていく事業（1件）

（単位：千円）

No.	実施事業名	補助金交付先	補助金額
1	健康の里づくり事業	小国町商工会	1,500

③地域資源広域活用事業

2以上の商工団体（合併商工会を含む）が各地域の地域資源を結びつけた新たな特産品の開発や販路開拓、観光開発等について検討し、国の小規模事業者新事業全国展開支援事業やJAPANブランド育成支援事業などの補助事業につなげていく事業（1件）

（単位：千円）

No.	実施事業名	補助金交付先	補助金額
1	観光・食グルメ情報発信事業	天草市商工会	2,000

④地域資源活用起業化支援事業

地域資源を活用して既に開発した特産品の商品化、既存商品の改良による販路拡大、原材料の地元農林水産品への転換等を促進することで、地域経済の発展に寄与する事業（2件）

（単位：千円）

No.	実施事業名	補助金交付先	補助金額
1	地域資源・販路開拓支援事業	山江村商工会	1,000
2	天草謹製ものがたりプロジェクト事業	本渡商工会議所	1,000
			2,000

⑤経営力アップ事業

異業種進出や新事業展開を図る小規模事業者等について、商工団体が積極的に経営支援を行うことで地域経済の発展に寄与する事業（1件）

(単位：千円)

No.	実施事業名	補助金交付先	補助金額
1	経営力アップ支援事業	山鹿市商工会	1,000

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	—	—	12件
補助対象経費	—	—	—	—	36,168
交付総額	—	—	—	—	19,400
うち県交付額	—	—	—	—	19,400

平成21年度からの実施事業であり、平成20年度まで国の補助事業として実施されていた5事業が含まれており、補助金額を上回る事業費については、市町村からの補助金、各商工会等の負担により事業を実施している。

なお、人吉商工会議所の「球磨焼酎を世界ブランドに」プロジェクト事業は、JAPANブランド育成支援事業として別途国からの小規模事業者海外市場進出支援事業補助金10,024千円の交付がある。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の支出の効果及び今後の事業について

当年度実施された12件の補助事業に関しては、小国町商工会の健康の里づくり事業が平成21年度くまもと農商工100選に選定されるなど、それぞれが一定の成果を上げ、平成22年度での新たな事業展開の段階へ進んでいるものと考えられる。

しかし、当該事業については、現時点では平成21年2月に策定された熊本県財政再建戦略に沿って平成21年度から平成23年度までの実施予定となっている。当年度実施された事業には平成22年に国の小規模事業者新事業全国展開支援事業やJAPANブランド育成支援事業として成果を出している事業もあり、県として中小企業の振興を重点施策に掲げていることから小規模事業者等の振興と安定に寄与するため、商工会が実施する事業内容の検討を十分に行い地域商工振興に資する対象事業に絞り実施し、平成23年度以降も県の予算の許す限り継続して実施していくことが望まれる。

4. 中小企業団体補助事業

1. 概要

(1) 制度の趣旨（目的）

中小企業が産業・雇用の担い手として、活力ある発展を遂げるよう中小企業を指導・支援する団体の体制や機能の強化を図ることを目的としている。

(2) 根拠法令等

熊本県商工観光労働補助金等交付要項

平成 21 年度中小企業団体補助金事務処理要領

(3) 実施補助事業の内容

熊本県商工会連合会の実施する下記事業

- ①商工会職員研修事業
- ②商工会職員指導体制強化事業
- ③総合振興事業
- ④商工業振興事業
- ⑤情報活動事業
- ⑥検定事業
- ⑦労務厚生対策事業
- ⑧商工業後継者育成対策事業
- ⑨中小企業大学校（人吉校）職員派遣事業

熊本県中小企業団体中央会の実施する下記事業

- ①施策推進事業
- ②高度化推進事業
- ③中小企業大学校（人吉校）職員派遣事業

熊本県商工会議所連合会の実施する下記事業

- ①商工会議所活動強化事業
- ②商工業後継者育成対策事業

熊本県経営指導員協議会の実施する下記事業

- ①教育研修事業
- ②支部別調査研究事業
- ③資料集成事業
- ④広報活動事業
- ⑤保健厚生事業

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	4件	4件	4件	4件	4件
補助対象経費	56,525	68,626	39,896	40,010	31,839
交付総額	20,720	19,525	15,894	15,339	13,096
うち県交付額	20,720	19,525	15,894	15,339	13,096

中小企業団体補助金の熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本県商工会議所連合会及び熊本県経営指導員協議会の交付先別内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

交付先	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
商工会連合会	32,607	28,792	14,766	17,240	11,313
	12,723	9,909	9,493	9,091	7,176
中小企業団体中央会	11,460	27,538	12,717	10,179	8,464
	5,992	7,912	4,953	5,027	4,943
商工会議所連合会	8,424	8,641	8,653	7,363	7,428
	693	589	501	422	338
経営指導員協議会	4,033	3,655	3,759	5,227	4,633
	1,312	1,115	947	799	639
補助対象経費計	56,525	68,626	39,896	40,010	31,839
補助金交付額計	20,720	19,525	15,894	15,339	13,096

(注) 上段金額は補助対象事業経費額、下段金額は補助金交付額。

(2) 当該制度の支出の効果について

当該補助金は県が各団体に提示した予算枠内で、事務取扱要領に定める補助対象事業の範囲内で各団体が自主的に事業を実施することができ、実施後に各団体が実施報告する制度となっている。

補助対象団体の体制や機能強化の支援に関する成果測定として、各団体における職員研修を実施した対象職員数を把握するなどしているが、実施した職員研修により小規模事業者等の経営改善・普及啓発にどの程度効果をもたらしたかを測定することは困難である。

今後も県としても各団体が実施した事業内容の検証は不可欠であり、研修による指導員等の専門知識習得状況や意識改革を把握していくことが必要である。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の存続について

平成 21 年度における当該制度での中小企業大学校（人吉校）への熊本県商工会連合会及び熊本県中小企業団体中央会からの職員派遣事業は 9,188 千円となっており、平成 21 年度補助金額 13,096 千円の 70.2%を占めている。

中小企業大学校への職員派遣については商工会連合会及び中小企業団体中央会ともに平成 22 年度までの派遣事業としていることもあり、当該制度における補助金額も平成 23 年度以降大幅に減額されることが見込まれている。

このような中で、当該補助金制度を存続させる意義は少なく、今後、小規模事業指導費補助金の見直しの一環で、当該補助金については将来的な廃止を含めた今後の在り方の検討が必要であると考えている。

5. 商工団体等による地域経済活性化促進事業費補助

1. 概要

(1) 制度の趣旨（目的）

商工団体等が地域力再生プランナーを設置して、地域資源活用や農商工連携、観光振興、商店街振興その他の独立した取組みを有機的に結び付け、地域の再生プラン策定し、実行することにより、活力ある地域を再生する取組みを支援することを目的としている。

事業主体は商工団体等であり、1 団体あたりの補助限度額は 6,000 千円以内とされている。

(2) 根拠法令等

熊本県商工観光労働補助金等交付要項

平成 21 年度地域力再生プランナー設置支援事業費補助金実施要領

(3) 実施補助事業の内容

①地域力再生プランナー設置費

②戦略策定・戦略実行・戦略発展の各段階の活動費

③商談会等事業費

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	—	—	3件
補助対象経費	—	—	—	—	18,006
交付総額	—	—	—	—	18,000
うち県交付額	—	—	—	—	18,000

交付先は熊本商工会議所、人吉商工会議所及び山鹿商工会議所の3団体である。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

当該制度で設置された地域再生プランナー主導のもと、実行委員会等で地域再生プランが練られ策定され、試作品の開発、モニターツアーの実施等が行われており一応の成果は挙げていると考える。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の存続の是非

平成21年度単年度の事業であるが、地域経済活性化は県の商工振興策の中核をなす事業と考える。県は商工団体に対する補助の見直しを進めているが他の商工団体等に対する補助金の見直しの過程において、本事業で取り組んだ支援体制を維持できるよう検討すべきである。

6. 運輸事業振興助成事業

1. 概要

(1) 制度の趣旨(目的)

公共輸送機関(営業用バス及びトラック)の適正・安全な輸送の確保のため、(社)熊本県トラック協会が実施する交通安全対策事業及び環境対策事業等、(社)熊本県バス協会及び熊本市交通局が実施するバス停施設整備事業等に必要経費を補助することにより、運輸事業の振興に寄与することを目的としている。

昭和 51 年の軽油引取税の暫定税率引き上げに伴い、営業用バス及びトラックの輸送力確保、輸送コスト上昇の抑制等を図るため創設された交付金制度であり、総務省自治税務局都道府県税課の補助金算定に用いる数値の通知により算定される。

(社団法人熊本県トラック協会及び社団法人熊本県バス協会の概要)

平成 22 年 3 月 31 日現在

名 称	社団法人熊本県トラック協会
設 立	昭和 49 年 3 月 1 日
所在地	熊本市東町 4 丁目 6 番 2 号
目 的	関係機関団体と連絡協調し、輸送秩序の確立及び社会的地位の向上に関する事業を行い、事業の健全な発展と公共の福祉に寄与する
役員数	会長 1 名、副会長 5 名、専務理事（常勤）1 名、理事 20 名、監事 3 名
職員数	職員 10 名
会員数	757 社

名 称	社団法人熊本県バス協会
設 立	昭和 51 年 7 月 21 日
所在地	熊本市桜町 3 番 10 号
目 的	一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るとともに、利用者に対するサービスの改善を促進することによってこれらの事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する
役員数	会長 1 名、副会長 2 名、専務理事（常勤）1 名、理事 7 名、監事 2 名
職員数	職員 3 名
会員数	民営 47 社、公営 1 社、総数 48 社

(2) 根拠法令等

熊本県商工観光労働補助金等交付要項

平成 21 年度商工観光労働部所管補助事業便覧（交付要項に基づく補助対象事業及び補助率等）

平成 21 年度熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領

運輸事業振興助成交付金の交付について(昭和 51 年 11 月 8 日付け自治事務次官通知)

(3) 補助対象事業の内容

- ①緊急物資輸送体制整備事業
- ②交通安全対策及び環境保全対策事業
- ③共同施設整備運営事業

- ④輸送サービスの改善及び経営近代化対策事業
- ⑤福利厚生事業
- ⑥基金造成事業
- ⑦適正化事業
- ⑧中央出捐
- ⑨運営事業

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	3件	3件	3件	3件	3件
補助対象経費	313,398	315,353	300,465	317,011	314,043
交付総額	283,687	283,658	270,288	280,964	288,886
うち県交付額	283,687	283,658	270,288	280,964	288,886

また、補助金交付先別内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

交付先	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
(社)熊本県トラック協会	284,518	284,086	265,398	281,886	279,246
	256,487	254,645	242,867	252,751	261,685
(社)熊本県バス協会	24,200	26,345	30,539	30,944	31,865
	23,600	25,742	24,329	25,180	24,940
熊本市交通局	4,679	4,920	4,527	4,180	2,931
	3,600	3,271	3,092	3,033	2,261
補助対象経費計	313,398	315,353	300,465	317,011	314,043
補助金交付額計	283,687	283,658	270,288	280,964	288,886

(注) 上段金額は補助対象事業経費額、下段金額は補助金交付額

なお、平成21年度の補助金には、(社)熊本県トラック協会が(社)全日本トラック協会へ行う出捐金65,421千円(県補助金額の25%)、(社)熊本県バス協会が(社)日本バス協会へ行う出捐金4,988千円(県補助金額の20%)がそれぞれ含まれており、平成17年度から平成20年度においても中央出捐率が異なるものの(社)全日本トラック協会及び(社)日本バス協会への中央出捐金が含まれている。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 中央出捐について

(社) 熊本県トラック協会、(社) 熊本県バス協会の中央出捐金については、補助金等交付要項に基づく補助対象事業とされ、また、総務事務次官通知及び国土交通省自動車交通局貨物課長通知等による出捐率に基づき算出された額を補助金額に含めて交付している。

この中央出捐金に関しては、県は出捐率に基づき算出された額がそれぞれ構成する全国団体へ支出されていることしか監督することができず、各全国団体で実施する運送事業の近代化合理化事業、経営基盤安定化確保事業等の内容について補助金がどのように使用されているか監督できず、使用の内容については不透明となっている。

運輸事業振興助成交付金については「昭和 51 年 11 月 8 日付け自治事務次官通知」に基づくものではあるが、県の指導監督権限が及ばない全国団体への中央出捐という方式での補助金交付は、補助金の使用目的の適切性、透明性、効率性の把握に問題がある。中央出捐に関する部分については県の補助対象とするのではなく、指導監督権限を有する国の補助として補助事業の適正かつ有効な運用を図るべきである。

これは制度上の問題であり、県単独で解決することは困難な面があり、今後国の動向を見据えて対処することが望まれる。なお、この運輸事業振興助成金については、昨年の事業仕分においても問題とされている事項である。

補助金の有効活用の観点からすれば、中央出捐金に相当する補助金を県内の中小の運送事業者の排気ガス排出基準適合車への買換え補助に充てた方が環境対策の面からも効果がある。

(2) 近代化基金造成事業費補助について

平成 21 年度の(社) 熊本県トラック協会への補助金には基金造成事業費 4,927 千円が含まれ、平成 22 年 3 月末基金残高は 593,485 千円となっており、同協会の平成 22 年 3 月末正味財産 818,892 千円の 72.4%を占めている。この基金は、同協会の定款において近代化基金として規定され、運送事業者が設備の近代化、排気ガス排出基準適合車の代替等の経費を商工中金から融資を受ける場合の利子補給に使用されている。

近代化基金については、(社) 全日本トラック協会と商工中金との取り決めにより預託額の 3 倍の範囲内で推薦融資を取り扱うこととされており、基金融資枠の目安となる 600,000 千円を確保するために補助金を 4,927 千円交付している。

運輸事業振興のため同協会で行う近代化基金造成の必要性は十分理解できるところではあるが、同協会の定款に規定されているように、県からの補助金のみではなく、同協会の他の事業収入や会費収入等からの造成について指導していくことが望ましい。

7. 商店街振興組合指導事業

1. 概要

商店街の活性化を図るため、熊本県商店街振興組合連合会に対し補助金を交付するもの。なお、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会は、「商店街振興組合法」に基づき設立された法人であり、同法では、以下の目的に対して、組合の設立・助成措置等について規定している。

第1条（目的）

この法律は、商店街が形成されている地域において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行なうとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行なうのに必要な組織等について定めることにより、これらの事業者の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

具体的には、同連合会が実施する、県内各商店街への講師の派遣、研修会の実施、情報誌の作成等に係る事業費用や、それらに付随する賃料等に対する補助となっている。

対象事業	熊本県商店街振興組合が実施する以下の事業 ①指導事業 ②商店街近代化講習会開催事業 ③商店街活性化推進調査・研究事業 ④商店街青年部・女性部活性化推進事業 ⑤後継者養成研修事業 ⑥タウンマネージャー養成研修派遣事業 ⑦情報提供事業 ⑧組織化推進事業 ⑨中小商業活性化支援事業 ⑩中心市街地等広域商店街活性化事業
対象経費	・旅費（役職員・講師等旅費） ・庁費（会場賃借料、通信運搬費、テキスト作成・購入費等） ・謝金（講師・委員等） ・調査費 ・活性化推進調査に関する委託費 ・活性化事業実施事業費
補助金額	定額（事業者の申請に基づき決定）
補助対象事業者	熊本県商店街振興組合連合会

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	熊本県商店街振興組合連合会	熊本県商店街振興組合連合会	熊本県商店街振興組合連合会	熊本県商店街振興組合連合会	熊本県商店街振興組合連合会
補助対象経費	6,738	6,400	6,080	6,080	5,590
交付総額	6,738	6,400	6,080	6,080	5,590
うち県交付額	3,369	6,400	6,080	6,080	5,590

平成18年度以降、助成先における商店街活性化のための調査・研究事業を縮小したため、補助対象経費が減少している。

また、実施した事業別の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
①指導	3,400	3,078	3,220	3,587	3,342
③活性化推進調査	1,533	1,522	803	—	350
④青年部・女性部活性化	807	794	776	948	751
⑤後継者養成	123	121	423	675	138
⑦情報提供	875	885	858	869	807
⑩広域商店街活性化	0	0	0	0	200
合計	6,738	6,400	6,080	6,080	5,590

※「対象事業」で示した事業のうち、②、⑥、⑧、⑨については、過去5年間実施されていない。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 商業まちづくり班の事業全体を通して

商業まちづくり班が実施する施策は主に商店街振興に関するものである。ただ、監査を実施した結果、ほとんどの事業について「本事業でどれほどの効果があったか、単独で判断することが困難である」との理由で、個別の事業について事業の効果を測定したものはなかった。

確かに、ある事業を実施し一時的に人の賑わいを創出できたとしても、それが商店街の継続的な活性化につながるわけではないため、これをもって効果を測定することは妥当ではないと考えられる。そこで、各事業を個別にではなく、事業を行った結果全体として商店街等の賑わいがもたらされたかを測定することも考えられる。

ここでは平成 22 年度において「まちなかづくり推進事業」に統合された 4 つの事業を基に、商店街の賑わいを示す指標の例として、「店舗数」と「利用者数」をあげて検討した。

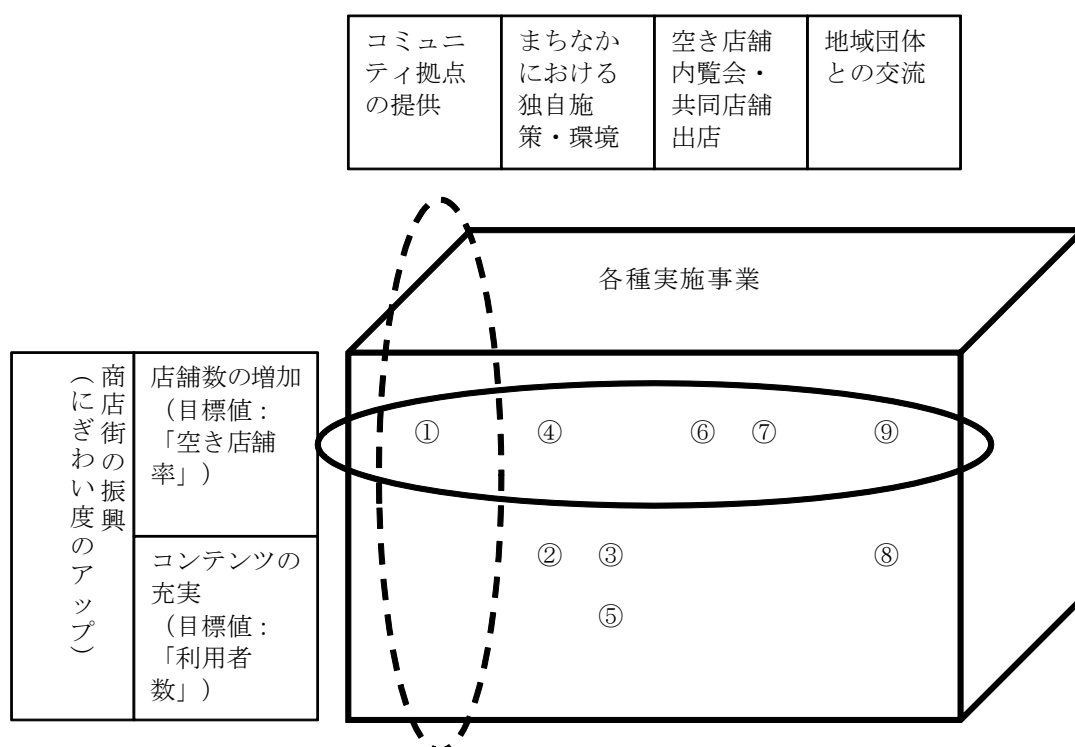
平成 22 年度において「まちなかづくり推進事業」に統合された 4 つの事業の概要と、平成 21 年度において実際に行われた事業内容を比較すると以下のとおりとなる。

事業名	商店街コミュニティ拠点づくり支援事業	まちなかづくり推進事業	中心市街地商店街にぎわい再生支援事業	地域連携型商店街づくり事業
対象事業	商店街内の空き店舗でコミュニティ拠点（徒歩圏内マーケット、コミュニティレストラン、生涯学習教室、高齢者・障害者・子育て支援など）を開設する事業	熊本県が地域の顔となる元気な商店街づくりを推進するため、商店街組織等が行う地域の特性を生かした活性化対策や、商店街の環境整備のために実施される事業	中心市街地における空き店舗増加に歯止めをかけ、にぎわいの再生と中心市街地の活性化を生み出すことを目的として、実施する事業	商店街等組織と地域活動団体が連携しながら、地域社会が抱える様々な課題を解決し、商店街の新たな魅力を創造するための取組みに要する事業
対象経費	コミュニティ施設開設に伴う当初家賃、開設時の広告宣伝費	(ソフト事業) 謝金、旅費、賃借料等 (ハード事業) 設備等取得に要する費用	①核店舗の誘致、空き店舗内覧会実施、出店受入体制整備にかかる印刷費、通信費、会場借上費等 ②地域共同型店舗の出店に必要な調査費、空き店舗賃料、消耗品費等	店舗等賃借料、イベント費、交通費等
補助金額	家賃は 6 カ月分を基準に一定割合を補助。広告宣伝費は 1/2 以内 (限度額 300 千円)	対象経費の 4/9 以内 (限度額： ソフト事業 6,500 千円 ハード事業 13,000 千円)	対象経費の 1/2 以内 (限度額： ① 500 千円 ② 1,000 千円)	対象経費の 9/10 以内 (限度額 1,400 千円)
対象事業者	社会福祉法人、特定非営利活動法人等 (直接補助)	商店街組織等 (市町村を通じた間接補助)	中心市街地活性化協議会 (直接補助)、商店街組織等 (中心市街地活性化協議会を通じた間接補助)	商店街等組織と地域活動団体により構成される団体 (直接補助)
具体的な実施事業 (抜粋)	①空き店舗を利用した、ボランティア等による喫茶施設の設置。同時に高齢者と子供との交流施設、講演会場、買い物客の休憩施設としても機能。	②防犯カメラ、街路灯放送施設の導入 ③託児所と連携した子供一時預りサービスの提供 ④空き店舗を利用したチャレンジショップ用のワゴン製作 ⑤商店街独自のポイントシステム導入等	⑥空き店舗所有者との協議実施 ⑦出店希望者に対する空き店舗内覧会の実施等	⑧地域農業生産者による朝市の実施 ⑨空き店舗を利用した地域交流事業等

この中で「商店街コミュニティ拠点づくり支援事業」と「中心市街地商店街にぎわい再生支援事業」は既に存在している「空き店舗の有効利用」という観点では事業目的が重複している。具体的な実施事業まで見ると、④や⑨の事業もこれに含まれる。

同様に具体的な実施事業のうち②、③、⑤、⑧などは、商店街独自の新たな「コンテンツの充実」に関連する事業と見ることができる。

ここで、「空き店舗の有効利用」と「コンテンツの充実」を手段として政策を実施するのであれば、「空き店舗率の〇%減少」や「実施事業・イベントによる集客〇人」といった個別の効果指標が立てやすくなる。そこで、実施事業もこれに合わせて、空き店舗対策のための事業、集客アップのための事業という区分で見直し、採否に関してはこれらの指標を達成できるかどうか、という観点から判断して行くことが考えられる。



※図の説明：各種実施事業を、現在の事業（「活性化のための手段」）ごとではなく、把握可能な指標を、設定できる目的ごとに評価する。「各種実施事業」の中にある丸数字は、前掲表の番号をもとに、監査人が分類して表示したもの。

上記の目的や指標の設定方法が必ずしも妥当なものとは言えないが、個別の事業で効果測定ができない場合、少なくとも事業を行った事業主体ごとに、何らかの指標で効果を測定する必要があると考える。場合によっては、実施事業自体を、事業目的別に整理することも必要と考える。

現状、熊本県が掲げる「くまもとの夢4カ年戦略」のうち、「経済上昇くまもと」の中で商店街等の振興に関する指標は設定されていないが、今後目標を定めて事業を実施する際に検討されることが望まれる。

8. まちなかづくり推進事業

1. 概要

熊本県が地域の顔となる元気な商店街づくりを推進するため、商店街組織等が行う地域の特性を生かした活性化対策や、商店街の環境整備のために実施されるソフト事業及びハード事業に対して市町村が支援を行った場合に、市町村に対して補助を行うもの。

主な対象事業としては、以下のようなものが挙げられている。

対象事業	(1)ソフト事業	(1)ハード事業
(例示)	<ul style="list-style-type: none"> ①空き店舗対策事業（チャレンジショップ事業等） ②高齢者の利便性の向上に資する事業（宅配事業等） ③活性化事業（経営効率化への対応事業、IT化への対応事業、環境問題への対応事業等） ④子育て支援事業（ベビーカーの貸出等） 	<ul style="list-style-type: none"> ①街路灯の設置、街路のカラー舗装 ②噴水、花壇、ベンチ等の設置 ③交流施設、物品預かり所、駐車場、駐輪場等の来街者用共同施設の設置（顧客に利用させるために設置するもので、営利目的で運営されるものでないことが条件） ④ファサード整備（店舗外観統一） ⑤案内板、モニュメント、アーチ、統一看板の設置 ⑥防犯カメラの設置 ⑦その他イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商店街の機能を高める施設
対象経費	上記の事業実施に必要となる謝金、旅費、会議費、賃借料、内装・設備・施工工事費、専門的知見を必要とする業務に関する委託費等。	上記の施設の建設又は取得に要する経費。
補助金額	対象経費の 4/9 以内または 6,500 千円のいずれか低い額	対象経費の 4/9 以内または 13,000 千円のいずれか低い額
補助対象事業者	市町村 ※各市町村の商店街組織（商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業共同小組合又は協同組合連合会、商店街組合又は商工組合連合会）もしくは、商工会、商工会議所、共同出資会社、第3セクター、その他知事が特に必要と認める法人等に対し市町村が補助を行い、その補助の 1/2 に対して県が補助を行う。	

平成 22 年度以降は、当事業以外の商店街振興事業（商店街コミュニティ拠点づくり支援事業、中心市街地商店街にぎわい再生支援事業、地域連携型商店街づくり事業）を統合する形で事業が実施されている。

2. 直近 5 年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
交付先	—	3 件	7 件	6 件	17 件
補助対象経費	—	11, 778	43, 691	33, 819	47, 094
交付総額	—	7, 068	28, 770	22, 384	41, 094
うち県交付額	—	3, 534	14, 385	11, 192	20, 547

平成 21 年度については、当初予算に加えて、国からの「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を財源として補助金予算を増額したことから、交付先、交付総額ともに大幅に増加している。

(2) 当該制度の支出の効果について

商店街の振興を図る意味に必要な事業とは思われるが、今後は費用に見合った支出の効果が得られるか、何らかの指標に基づき評価した上で事業の規模等を検討する必要があると思われる。これに関する意見については、7. 商店街振興組合指導事業の【意見】<商業まちづくり班の事業全体を通して>を参照。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 事業区分の必要性について

平成 21 年度において実施された事業の中で、以下の事業が「ソフト事業」として申請され、補助の決定を受けていた。

交付団体	A 商栄会
補助金額	205 千円
期待される事業効果 (要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・人通りの少なくなった商店街に、お客様の憩いや交流を目的としたコミュニティ場を再構築することで、商店街での滞在時間をさらに増やす ・高齢者のお客様がより安心して休憩できる場所としても活用できるようにする

	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等でコミュニティ場を利用することで、人が集まりやすくなるのが期待できる
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化したコミュニティ場に対する衝立やベンチの補強、雨よけの設置、防腐・塗装処理を行う ・コミュニティ場を認知しやすいよう看板を設置する

本案件については、期待される効果がソフト的なものであったため、ソフト事業として認可されていたものと考えられるが、具体的な実施事業から判断すると、本案件はハード事業（③交流施設、物品預かり所、駐車場、駐輪場等の来街者用共同施設の設置）にあたるようにも見られる。

このように、事業内容を「ソフト」と「ハード」に分けて判断することが難しい場合もあるため、このような区分は妥当ではないものとする。

本事業の目的（商店街の活性化・環境整備）に沿った事業であるかを評価するに際して検討すべき重要な点は、支出に見合う活性化・環境整備の効果が見込めるかどうかであって、ソフト、ハードの違いや事業に要する費用の多寡で事業内容を区別する必然性はない。

補助対象経費の例示を見ても、「ソフト事業」の中に「内装・設備・施工工事費」が含まれ、「ハード事業」の対象に「その他イベント広場、公園、緑地、公衆便所等 商店街の機能を高める施設」の取得が含まれているなど、申請者からするとどちらに該当するかわかりにくいものがある。いずれの事業として申請するかで採択の可能性が違ふようであれば、当該事業区分を設けていること自体に問題がある。

今後事業を継続する際には、検討する必要があると考える。

9. 地域連携型商店街づくり事業

1. 概要

相次ぐ大型店の出店に加えて、世界的な経済不況により、地域商業を取り巻く環境が厳しさを増す中、多くの商店街においては、商業面の魅力だけでは人々をひきつけることが困難になってきている。そこで県内の商店街が地域活動団体と積極的に連携し、地域が抱える様々な課題を解決する機能を持つことで、今後の生き残りを図る取り組みをしている。この取り組みを支援することにより、商店街の魅力を創造し、ひいては商店街の新たな可能性を開拓することを目的としている。

なお、本事業は平成 22 年度以降、「まちなかづくり推進事業」に統合されて実施されている。

対象事業	商店街等組織と地域活動団体が連携しながら、地域社会が抱える様々な課題を解決し、商店街の新たな魅力を創造するための取組みに要するソフト事業費
対象経費	店舗等賃借料、賃借料、委託費、イベント費、雑役務費、交通費、資料作成費等（ソフト事業費なので、資産の取得に該当するようなものは除いている）
補助金額	事業費の9/10以内（限度額1,400千円以内）
補助対象事業者	「商店街等組織」と「地域活動団体」により構成される団体

※「商店街等組織」：商店街、共同店舗の中小小売商業者・中小サービス業者等で構成される組織（法人格の有無は問わない）

※「地域活動団体」：特定非営利団体、社会福祉法人、大学・高校等の教育機関、地域づくり団体、自治会、婦人会、老人会、青年団等

2. 直近5年間の補助金実績

（単位：千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	5件	6件	4件	3件	3件
補助対象経費	11,909	15,671	8,310	1,930	2,869
交付総額	9,684	13,348	7,466	1,736	2,541
うち県交付額	9,684	13,348	7,466	1,736	2,541

「地域との連携による商店街魅力創造事業」として実施されており、平成19年度以前は2,800千円と限度額が平成20年度以降より大きかったために、補助額も大きくなっている。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

10. 商店街コミュニティ拠点づくり支援事業

1. 概要

(1) 制度趣旨

県内商店街の空き店舗に、「買い物場所」や「地域住民交流の場」などの機能を兼ね備えたコミュニティ拠点を開設し、運営を行おうとする地域活動団体に対して、その初期費用の一部を補助することによりコミュニティ拠点の自立的かつ継続的な運営に資するとともに、商店街の機能を高め、その活性化と住民福祉の向上を図ることを目的としている。（平

成 21 年度補助金募集要項より)

なお、本事業は平成 22 年度以降、「まちなかづくり推進事業」に統合されて実施されている。

対象事業	<p>商店街内の空き店舗でコミュニティ拠点（徒歩圏内マーケット、コミュニティレストラン、生涯学習教室、高齢者・障害者・子育て支援など）を開設する事業</p> <p>ただし以下の要件を満たすこと</p> <p>①商店街の空き店舗を利用して、福祉・教育・産業振興・買い物場所機能等、地域社会が抱える課題を解決するサービスを提供する事業であること</p> <p>②概ね 1 年以内に独立採算による運営が可能となる見通しがあり、補助対象期間終了後も、当該店舗にて事業の継続が期待できること</p>
対象経費	<p>①家賃：6 カ月分を限度とする</p> <p>②広告宣伝費：パンフレット・チラシ印刷費、HP 作成費等</p>
補助金額	<p>補助総額 300 千円以内を限度として、経費項目毎に下記の金額を限度</p> <p>①家賃</p> <p>最初 2 カ月 7/10 以内</p> <p>次の 2 カ月 5/10 以内</p> <p>次の 2 カ月 3/10 以内</p> <p>②広告宣伝費</p> <p>1/2 以内</p>
補助対象事業者	社会福祉法人、特定非営利活動法人等（但し、商店街の同意が必要）

2. 直近 5 年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
交付先	—	—	—	—	1 件
補助対象経費	—	—	—	—	608
交付総額	—	—	—	—	300
うち県交付額	—	—	—	—	300

平成 21 年度において、補助申請は 2 件あったが、うち 1 件については事業が中止となったため、実際の交付先は 1 件のみとなっている。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 補助対象経費について

当該事業の補助対象経費には、事業開始から6カ月分の家賃が含まれている。事業が軌道に乗り、利用者数（収入）が安定するまでの補助策と考えられるが、そもそも家賃は事業を実施する期間を通じて継続的に発生するランニングコストである。事業当初の6カ月のみ補助したとしても、利用者数が増えなければそれに応じた収入も得られず、結果としてその後の家賃負担の増加に耐えられず、事業が継続できなくなる可能性がある。

初期費用への補助を行う目的は、「初期投資による事業開始のハードルを下げ、事業の導入をしやすくする」点にあると思われる。その目的を達成するためには、ランニングコストへの補助よりも、イニシャルコストへの補助に重点を置き、例えば

- ・店舗賃借時の保証金の補助（退去時には返還を求める）
- ・入店時の改装費用

などを補助の対象としたほうが、より効果的になるのではないかと考える。

11. 中心市街地商店街にぎわい再生支援事業

1. 概要

中心市街地における空き店舗増加に歯止めをかけ、にぎわいの再生と中心市街地の活性化を生み出すことを目的として、補助事業者がプロジェクトチームを組織して実施する以下の対策事業に要する経費に対して補助を行う。

なお、本事業は平成 22 年度以降、「まちなかづくり推進事業」に統合されて実施されている。

対象事業	(1) 商店街核店舗誘致支援事業	(2) 地域共働型店舗出店支援事業
対象経費	① 店舗誘致交渉費 誘致候補企業担当者旅費、プレゼン資料印刷費、連絡通信費 ② 空き店舗内覧会実施費 店舗清掃費、説明会会場借上費、看板製作費、広告宣伝費、連絡通信費、消耗品費 ③ 出店受入体制整備費 商店主等説明会会場借上費、連絡通信費、資料印刷費	○ 補助事業者が間接補助事業者に対して補助する地域共働型店舗出店に必要な経費（原則として初期投資に限る） 改善内容調査費、空き店舗家賃、店舗改修費、機器リース料、備品購入費（取得単価 10 万円未満に限る）、看板製作費、消耗品費（POP 製作費、レジ袋等）、広告販促費
補助金額	対象経費の 1/2 以内（限度額 500 千円）	出店経費の 1/2 以内（限度額 1,000 千円）

補助対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項に規定する中心市街地活性化協議会（直接補助） ・ 商店街組織等又は商店街組織等に加入している事業者による出店店舗運営組織等（(2)の事業のみであり、中心市街地活性化協議会を通じた間接補助）
---------	---

2. 直近 5 年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
交付先	—	—	—	1 件	2 件
補助対象経費	—	—	—	1,127	1,807
交付総額	—	—	—	625	1,217
うち県交付額	—	—	—	625	1,217

平成 20 年度の交付は、上記(1)によるものが 280 千円、上記(2)によるものが 345 千円であり、平成 21 年度の交付は、上記(1)によるものが 578 千円、上記(2)によるものが 639 千円である。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

12. 中小企業金融総合支援事業（県制度融資にかかる損失補償）

1. 概要

(1) 制度の趣旨（目的）

熊本県が実施する県制度融資の円滑な推進を図るため、損失補償を行うことが必要と認める資金については、熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）との間に損失補償契約を締結し損失補償を行う。県が損失補償を行うことにより、保証協会の保証をしやすくし、さらに金融機関の融資をしやすくすることを目的としている。

(熊本県信用保証協会の概要)

平成 22 年 7 月現在

設 立	昭和 24 年 3 月 31 日（昭和 29 年 7 月 20 日信用保証協会法による組織変更）
所在地	熊本市南熊本 4 丁目 1 番 1 号
目 的	中小企業等が金融機関から事業資金を借入れる際の債務保証、金融や経営全般にわたる相談等の経営支援を行い、中小企業等の金融円滑化を図ることを目的としている。

役員数	会長1名、専務理事（常勤）1名、理事11名（うち常勤1名）、監事3名（うち常勤1名）
職員数	73名
事務所	本所（熊本市）、八代支所、天草支所、玉名連絡所

（2）根拠法令等

熊本県中小企業融資制度要項（平成21年3月31日：告示第304号） 第14条
平成21年度県制度融資に係る損失補償契約（平成21年4月1日）

（3）事業の概要

県は、実施する県制度融資に対し、保証協会が信用保証を実施したことにより代位弁済を行ったときに、契約により算定した金額を、保証協会の請求により損失補償を行う。

【補償金の算定方法】

次の（i）又は（ii）の場合は①の式により算定した額、（iii）の場合は②の式により算定した額を損失補償する。

- （i）責任共有制度の対象外（責任共有制度導入以前のものを含む。）となるもの
- （ii）責任共有制度の対象となり部分保証方式となるもの

<①の式>

損失補償額

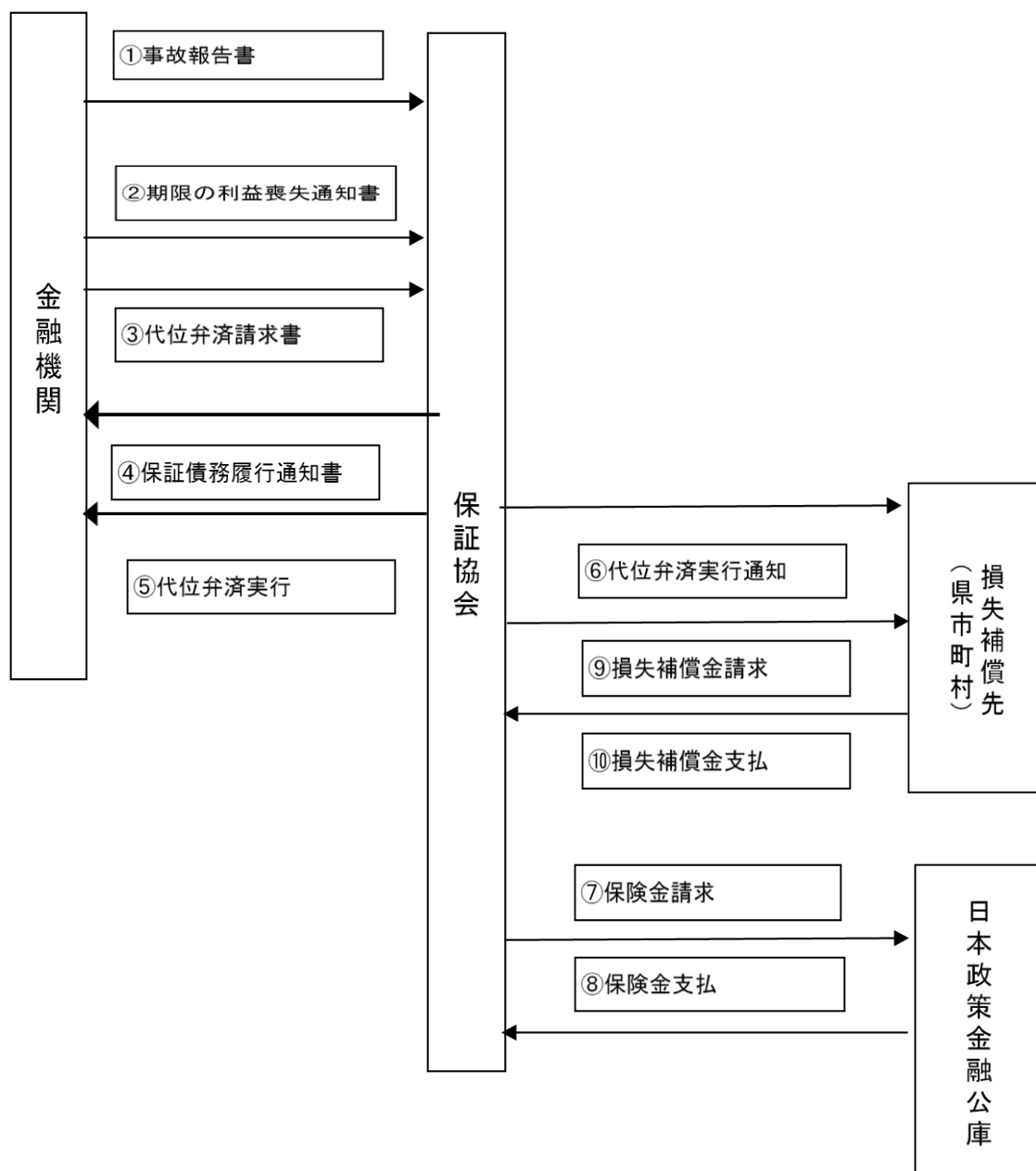
= {代位弁済（元本）額－公庫補填額} × 1件当たり別表の県補填率の欄に掲げる割合
※公庫補填額とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）との保険契約により公庫から補填される額をいう（以下、同じ。）。

- （iii）責任共有制度の対象となり負担金方式となるもの

<②の式>

損失補償額 = {代位弁済（元本）額－公庫補填額}
× 80/100 × 1件当たり別表の県補填率の欄に掲げる割合

【業務のフォロー（事故報告受付から損失補償金請求まで）】



2. 直近5年間の実績

平成20年度までは、厳しい経済環境の中、補償件数も増加傾向にありそれに伴い損失保証額、県の負担額及び負担割合ともに増加傾向にあった。

平成21年度は、景気対応緊急保証制度の実施により補償件数が減少し、それに伴い損失補償額、県の負担額及び負担割合ともに減少したが、それに対し貸付残高は増加した。

直近5年間の損失補償額

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
損失補償額	212,161	258,012	241,498	290,125	199,775
回収返戻額	135,723	89,140	103,590	88,883	77,242
差引負担額	76,438	168,872	137,908	201,242	122,533
補償件数(件)	230	250	305	309	237
負担割合(%)	36.0	65.5	57.1	69.4	61.3
<参考> 貸付残高	59,631,109	63,802,799	70,921,636	66,913,068	71,635,092

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 損失補償の必要性について

熊本県は財政的な理由等により、毎年1件当たりの県補填率を引き下げ、損失補償額の圧縮を行っている。また、全国47都道府県の中で損失補償契約を行っていない県が4県(青森県、神奈川県、徳島県、高知県)ある。

県の制度融資に対して損失補償契約により保証協会の支援を行っているが、公庫補填等の信用補完制度の活用により、当初より保証協会に対してのリスク分散は図られているものと思われる。

県及び保証協会の財政状況等を考慮し、損失補償契約による保証協会の支援の必要性について検討すべきである。

13. 中小企業金融総合支援事業(保証料補助)

1. 概要

(1) 制度の趣旨

県は、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、熊本県信用保証協会が熊本県中小企業融資制度に係る保証料率を基本料率より引き下げて債務の保証を実施する場合、保証料の減収分の補てんとして予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 根拠法令等

熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)

熊本県商工観光労働補助金等交付要項

中小企業対策融資保証料補助金交付要領

(3) 事業の概要

県の融資制度は、中小企業の負担軽減のため、保証協会が通常設定している保証料（基本保証料）よりも低く設定している（一部制度は除く）。そこで、基本保証料と県が設定している保証料との差額分について、県が保証協会に保証料の補助を行う。なお、保証申込の年度、融資制度ごとに補助率は異なる。

【保証料補助金の算定方法】

$$\text{「保証債務平均残高」} \times \text{「県補助率」} = \text{「県補助額」}$$

2. 直近5年間の実績

平成18年度及び平成19年度は、補助率の高い金融円滑化特別資金、小規模事業者資金の保証債務平均残高の増加により、補助額及び平均補助率が増加した。

平成20年度は、補助率の高い金融円滑化特別資金、小規模事業者資金の保証債務平均残高が減少した。また、平成20年10月31日以降の景気対応緊急保証制度（略称：全国緊急）の創設により、その制度利用による融資額が大幅に増加しことに伴い緊急保証承諾額も増加したが、平成20年10月31日以降の債務保証であるため保証債務平均残高が3,342,788千円に止まり、さらに平成20年10月から平成21年3月までの保証申込分は補助率が0.1%と低率であった。以上の結果、補助額及び平均補助率ともに減少した。

平成21年度は、前年度と同様に補助率の高い金融円滑化特別資金、小規模事業者資金の保証債務平均残高が減少した。また、景気対応緊急保証制度利用による融資がさらに増加し緊急保証承諾額も増加したため、同制度による平成20年度保証申込分の保証債務平均残高は13,621,474千円、平成21年度保証申込分の保証債務平均残高は11,688,813千円となった。以上の結果、補助額及び平均補助率ともに減少した。

なお、平成21年度以降の保証申込分より景気対応緊急保証制度利用の補助率は0.3%となっている。

直近5年間の補助額等の推移

(単位：千円、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
補助額	139,518	142,436	149,158	128,476	120,621
保証債務平均残高 (内景気対応緊急保証分)	56,261,769 (0)	53,610,886 (0)	52,818,355 (0)	50,611,394 (3,342,788)	55,291,138 (25,310,289)
平均補助率(%)	0.248	0.266	0.282	0.254	0.218

【平成 21 年度補助実績（保証申込年度毎）】

（単位：千円、％）

保証申込年度	保証債務平均残高	補助額	平均補助率
①H18. 3. 31 以前保証申込分計	5, 047, 884	13, 088	0. 259
②H18. 4. 1～H19. 9. 30 まで保証申込分計	9, 411, 334	27, 607	0. 293
③H19. 10. 1～H20. 3. 31 まで保証申込分計	4, 675, 503	11, 441	0. 244
④H20. 4. 1～H21. 3. 31 まで保証申込分計	22, 657, 410	29, 839	0. 131
⑤H21. 4. 1 以降保証申込分計	13, 499, 005	38, 644	0. 286
合計	55, 291, 138	120, 621	0. 218

<景気対応緊急保証について>

- ・ 保証の種類 国際的な金融不安、経済の収縮等により悪影響を受けている中小企業者である会社が事業を行うために必要な資金に対する保証。
- ・ 責任共有制度 対象外
- ・ 保証対象 セーフティネット 5 号指定に属する事業を行っており、一定の要件に該当し、本店所在地に市町村長の認定を受けた中小企業の方。
- ・ 信用保証料率 0. 8％
- ・ 取扱期間 平成 20 年 10 月 31 日から平成 23 年 3 月 31 日

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 景気対応緊急保証制度について

平成 20 年 10 月末の景気対応緊急保証制度の実施により、緊急保証の融資額が急激に増加し、平成 22 年 7 月末で融資残高が 36, 396, 643 千円となっている。なお、平成 20 年度以降の景気対応緊急保証承諾額等の推移は、下記の表のとおりである。

景気対応緊急保証承諾額等の推移表

(単位；千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年 7 月まで
緊急保証承諾額	15,331,924	22,684,078	5,676,300
件数 (件)	1,256	2,248	597
緊急保証の融資残高	13,849,232	32,777,178	36,396,643
(内 平成 20 年度分)	(13,849,232)	(12,513,417)	(11,696,773)
(平成 21 年度分)	—	(20,263,761)	(19,621,282)
(平成 22 年度分)	—	—	(5,078,588)
保証債務平均残高	3,342,788	25,310,289	—
(内 平成 20 年度分)	(3,342,788)	(13,621,474)	—
(平成 21 年度分)	—	(11,688,813)	—

景気対応緊急保証の取扱期間が平成 23 年 3 月 31 日までであるが、現況は早急な景気の回復は見込めない。取扱期間終了後に多額の貸倒れが発生しないよう新たな対策の検討が望まれる。

(2) 保証料補助の必要性について

熊本県は財政的な理由等により、毎年保証料補助率の引き下げによる補助額の圧縮を行っている。過去 5 年間の推移をみると、平成 21 年度まで補助額は減少している。

県の制度融資に対して、保証料を補助することにより利用者の支援を行っているが、当初より信用補完制度の活用により保証料は低く抑えられているものと思われる。過去 5 年間の保証債務平均残高に対する平均補助率は、0.218%から 0.282%の間という低い水準で推移している。制度融資はそもそも保証率が低いことにメリットがあることから、さらに約 0.2%強の補助率を受けたとしても、利用者にとって重要性は低いように思われる。

県の財政状況等からすれば、できるだけ無駄な支出を抑える必要があり、今後保証料を補助することによるさらなる利用者の支援が必要か否かについて検討すべきと考える。

14. 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金

1. 概要

財団法人くまもとテクノ産業財団が実施する設備貸与事業に関して、賃料債権に対して設定する貸倒引当準備金の原資を補助するものであり、平成 14 年度までの債権保全は、貸

付額に対して保証金で10%、県の損失補償制度で45%、機械類信用保険で45%を準備していた。しかし、国の制度であった機械類信用保険が平成15年に廃止されたことにより、保険制度分を補完するため平成15年度から支給している。

補助額については、国の示す式をもとに算出された金額の範囲内で補助している。

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
補助金額	3,188	389	2,459	5,185	4,930

なお、貸倒引当金を設定している賃料債権が発生する小規模企業者等設備貸与事業においては滞留債権が多く発生しており、この状況においては当該補助金の必要性はかなり高いと考える。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

15. 小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金

1. 概要

小規模企業者等設備導入資金のうち、財団法人くまもとテクノ産業財団が実施する設備資金貸付事業は無利息貸付であり、経費を捻出する財源がないことから、事業を行うのに必要な事務経費を補助している。

設備資金貸付事業は、平成18年度から新規貸付を休止しているものの、残債が平成21年度末で34件、124百万円あり、債権管理のための経費や嘱託職員の配置等の費用が必要である。

補助金の財源は中小企業振興資金特別会計の資金運用利息であり、予算の範囲内にて補助している。なお、国の財源要領で認められている補助金であり、当該貸付事業を行う全道府県で実施している。

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
補助金額	2,598	2,154	2,046	1,877	1,830

3. 監査の結果及び意見

小規模企業者等設備資金貸付事業は非常に良好に運用されている結果、現在滞留債権の発生もなく、特に問題となる事項はなかった。

Ⅱ－２ 商工振興金融課一貸付金

1. 中心市街地商業活性化推進事業

1. 概要

(1) 制度の趣旨

本事業は、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（現在、「中心市街地の活性化に関する法律」に改正）の趣旨に基づく中心市街地の中小商業活性化に寄与する事業に対し、助成金を交付するものである。

事業内容、事業の対象者等は、法律の改正前後で若干の変更があるが、以下、変更後の内容について記載する（「熊本県中心市街地商業活性化推進事業実施要綱」より抜粋・要約）。

(2) 制度の仕組み

項目	内容
①基金の出資者	県を通して、国（中小企業基盤整備機構）から出資し、事業者へ貸付（10年間・無利息）
②事業を実施する法人	財団法人くまもとテクノ産業財団
③事業資金の原資	基金の運用益及び運用益と同額の補助金
④基金の運用範囲	有価証券（元本保証のもの）、金銭信託、預貯金
⑤対象事業	I. コンセンサス事業 商業関係者、地域住民等の合意を形成するための広域的な商店街活動事業 II. テナントミックス管理事業 商業集積の魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図る事業 III. 広域ソフト事業 複数の商店街の活性化のための広域的な商店街活動事業 IV. 事業設計・調査・システム開発事業 商業の活性化に向けた事業設計・調査・システム開発事業
⑥対象経費	講師等外部専門家への謝金・旅費、店舗賃借料、会議費等の事業経費、調査研究等の外部委託費（事業全部の委託を除く）、及び事業実施に必要な管理経費。
⑦助成率・限度額	原則として助成対象経費の9/10以内で、10,000千円以内

2. 直近5年間の実績

(1) 貸付金（基金）の状況

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸付先	1件	1件	1件	1件	—
期首現在額	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
貸付額	—	—	—	—	—
償還額	—	—	—	—	500,000
期末現在額	500,000	500,000	500,000	500,000	—

(2) 基金運用益の運用状況

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
運用益	5,501	5,499	5,340	5,397	987
うち不使用額	407	—	830	592	987
事業充当額	5,094	5,499	4,509	4,805	—
県補助金	5,094	5,499	4,509	4,805	—
事業費合計	10,189	10,999	9,019	9,610	—
うち助成額	9,484	10,250	8,348	8,938	—
うち管理費	705	749	670	672	—

(3) 対象事業別助成額

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
I. コンセプト	4,050	7,000	4,058	5,338	—
II. テナントミックス	—	—	—	—	—
III. 広域ネット	2,523	—	4,290	3,600	—
IV. システム開発	2,911	3,250	—	—	—
助成額合計	9,484	10,250	8,348	8,938	—

※事業自体は平成20年度で終了しており、平成21年度に国からの出資金を返還している。

※不使用となった運用益は、その都度国に返還している。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 事業の運営主体について

当該事業は、基金の運用益と同額の補助金を県が支出し、各事業者へ助成を行うものである。各事業者からの助成の受付、事業内容のチェック等はまず「財団法人くまもとテクノ産業財団」（以下、「テクノ産業財団」という。）が行い、その内容を県が再

度確認するという手続をとっている。また、基金の運用管理もテクノ産業財団側で行われている。

しかし、テクノ産業財団が行っている業務は県でも十分実施可能なものであり、基金の運用もあえて財団に任せることもなかったものと考えられる。むしろ、各事業者からの申請をいったんまとめて県に提出するため、業務の手間が増えている可能性も否定できない。

本制度については、法律の規定により指定する「公益法人」が業務を行うこととなっているためやむを得ない点はあるが、今後同様の制度を熊本県が主体となって行う場合には、基金の管理、助成の実施とも県が直接行うことで、業務の効率化を図ることも考慮すべきである。

(2) 助成対象経費の内容検討について

平成 20 年度の助成事業のうち、1 件について事業実施途中において、事業者から以下の通り事業内容の変更承認申請が出されている。

ア. 対象事業：交付決定番号第 389-5 号に係る事業

イ. 変更内容（単位：円・%）

経費項目	旧金額	新金額	増減額	増減率
a. 調査費	268,320	0	▲268,320	▲100.00%
b. 講師謝金	500,000	280,000	▲220,000	▲44.00%
c. 会議費	50,000	28,000	▲22,000	▲44.00%
d. 消耗品費	57,680	36,000	▲21,680	▲37.58%
e. 委託費	680,000	810,000	130,000	19.12%
合計	1,556,000	1,154,000	▲402,000	▲25.83%

「熊本県中心市街地商業活性化推進事業助成金交付要領」では、助成事業に要する経費の変更について、以下の通り規定している。

(同要領より抜粋)

第 14 条 財団は、前条の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため、助成事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成事業に要する経費の配分に 20 パーセントを超える増減がある場合は、財団の承認を受けること。(以下略)

ここで、上記の規定に基づく「助成金変更交付申請書」には様式上「計画変更の理由」を明記するようになっている。本案件については、上記 5 項目の変更のうち、a～

d の変更については、「助成金変更交付申請書」の「計画変更の理由」欄に理由が明示されていた。

(助成金変更交付申請書より抜粋。詳細については割愛)

- a. ヒヤリングによる調査の必要性がなくなったことから、調査費を計上しないことによる。
- b. 講師への依頼内容を変更するため、講師の謝金を減額する必要が出てきたことによる。
- c. 会議費を減額する必要が出てきたことによる（資料配布の簡略化等）。
- d. ファイル代、写真代の削除

しかし、e の変更については「規定内の変更」であるとして、変更理由を記載していない。e の経費単独でみた場合は、上記の規定の増減率に満たないため詳細な理由を省略したものと考えられる。

今回のような事例において、一部経費についてのみ、規定の増減率を下回っているという理由で変更理由の明示をしないことを認めるならば、変更承認に関する取扱いに不公平が生じる可能性がある。

上記については、事業全体として 25%強もの事業縮小をしているにも関わらず、委託費については逆に増額しており、なぜこのような増額が必要なのか疑問が生じる。事業全体からすれば、むしろ e の事業の方が理由を明確にする必要があったと考える。理由のつきやすい項目で経費を減額し、理由のつきにくい項目で規定を超えない程度に経費を増やすことにより、結果として理由を明示することなく助成金の使途を変更する余地を与える危険性がある。

今後同様の要領を設定する場合は、文言上「経費の配分に」という個所を、「経費の配分、もしくは経費総額について」と明示するなどして、経費総額について 20%を超える場合には、各経費項目全てについて理由を明示するようにし、理由の明示されない経費使途の変更が行われないように配慮するべきである。

(3) 助成先における契約手続について

上記(2)で触れた e の経費について、平成 20 年 9 月 8 日時点で委託先との契約を結んでいる。

この契約について、テクノ産業財団で保管されている資料からは、助成先が経費支出の際に内部決裁を取っていると確認できる資料は存在しなかった。よって、助成先における正当な決裁に基づかない不適切な支出が、助成対象経費に含まれている可能性がある。

助成対象経費の内容をチェックする際は、書類の不備や添付漏れがないことも重要

であるが、内容に問題がないかを確認することも重要である。特に今回の経費については、対象事業全体の7割を超える支出であるため、事業全体から見ても重要な支出であり、このような場合は支出内容に不審な点がないか、正当な理由に基づく支出であるかどうかを財団としても注意してチェックするべきであったと考える。そのうえで、単純に書類上の不備であれば資料の再提出や、内部決裁資料の整備などを、助成先に対して指導するべきであったと考える。

(4) 適切な運用について

上記(2)、(3)とは別の事業において、助成先が複数業者から相見積もりを取得する際に、以下のような事例がみられた。

見積書依頼先：3社

会社名	(株)A研究所	(有)B	(株)C・D計画事務所
代表取締役	<u>D</u>	(省略)	<u>C</u>
取締役	<u>C</u> 他1名	(省略)	<u>D</u> 他1名

※下線部は人名。

上記(株)A研究所と、(株)C・D計画研究所は同じ取締役が経営していると推測される。同じ経営者が経営している2社について見積りをとったとしても、本来相見積りをとる趣旨に合致していない。

通常、取引先の役員構成までは知りえぬ情報であることが多いが、今回の案件については社名などから取締役の兼務が容易に想像できるものであった。今後管理する側も十分注意を払い、このような不適切な運用が発生している場合は、指導を行う必要がある。

2. 中小企業金融総合支援事業

1. 概要

(1) 制度の趣旨(目的)

県内中小企業者の金融円滑化を図り、県内中小企業の振興を図ることを目的とした資金の融資制度である。中小企業融資制度の貸付原資とするため、歳計現金の運用状況を勘案し、予算の範囲内で歳計現金余裕金を金融機関に預託し、預託額の数倍の融資枠と低利の融資条件を設定し、中小企業の円滑な資金供給と経営基盤の安定化を図ることを目的としている。

(2) 根拠法令等

熊本県中小企業融資制度要項（平成 21 年 3 月 31 日告示第 304 号）

熊本県中小企業融資制度実施要領（平成 21 年 4 月 1 日）

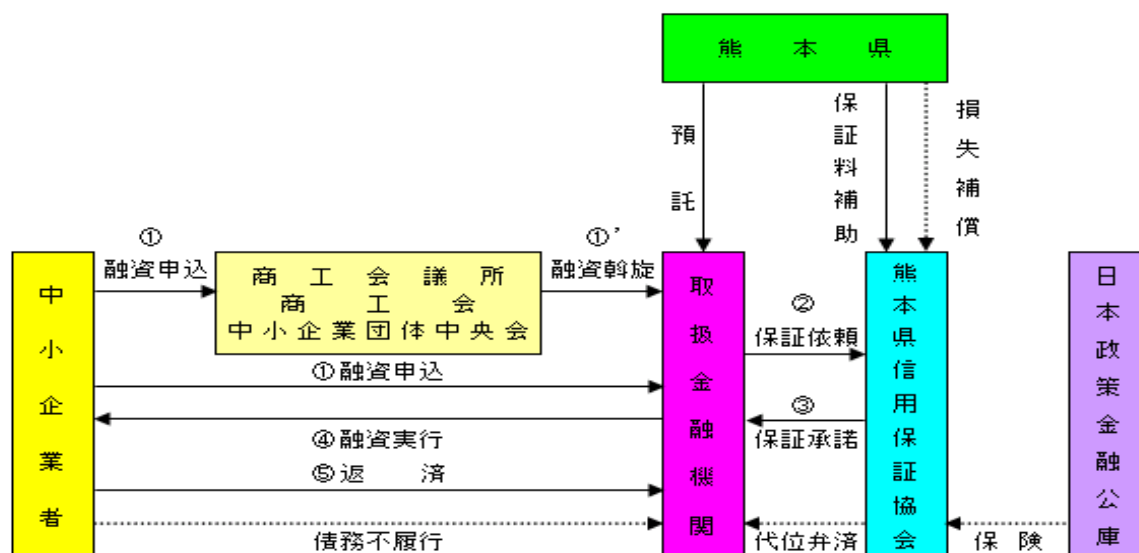
熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和 34 年 8 月 12 日規則第 14 号）

(3) 事業の仕組み

熊本県中小企業融資制度における一般的な仕組みは以下のとおりである。

熊 本 県 中 小 企 業 融 資 制 度

【一般的な融資制度の仕組み】



2. 直近5年間の貸付（預託）実績

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
貸付先	県信用保証協会	11 金融機関	12 金融機関	16 金融機関	14 金融機関
期首現在額	—	—	—	—	—
貸付額	14,517,000	17,524,667	18,882,784	18,703,285	22,366,200
(内残高分)	8,385,000	9,161,000	10,940,200	10,137,200	12,015,000
償還額	14,517,000	17,524,667	18,882,784	18,703,285	22,366,200
期末現在額	—	—	—	—	—
貸付金利息	—	4,971	46,117	44,389	31,276

平成 17 年度までは熊本県信用保証協会に無利息貸付を行い、熊本県信用保証協会を經由して各取扱金融機関へ融資していたが、平成 18 年度以降は県が各取扱金融機関へ直接貸付（預託）をしている。取扱金融機関には年度毎に歳計現金の予算の範囲内で貸付け、年度末に貸付額を償還している。

平成 18 年度以降の貸付利子は、県債との相殺が可能な金融機関の場合は県が預託する日の店頭大口定期預金の金利で、県債と相殺ができない金融機関の場合は決済用普通預金口座を利用していることから無利子となっている。

金融機関から中小企業者への新規融資実績の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
新規融資件数		3,891 件	4,587 件	4,687 件	4,348 件	3,787 件
融 資 実 績 額	産業活性化資金	2,678,880	2,949,600	2,836,650	1,297,600	244,000
	金融円滑化特別資金	14,987,548	19,123,839	19,840,904	28,337,084	25,723,828
	小規模事業者 おうえん資金	6,538,210	7,169,307	6,952,730	3,778,220	1,531,420
	創業者支援 資金	424,100	654,090	651,000	690,350	595,860
	新事業展開 支援資金	603,200	568,800	393,300	271,000	272,500
	経営サポー ト資金	—	—	539,500	20,000	—
	中小企業短 期資金	2,116,040	2,847,243	2,949,330	1,910,650	1,752,050
	合 計	27,347,978	33,212,879	34,163,414	36,304,904	30,119,658

熊本県の中小企業融資制度においては、新規融資に占める金融円滑化特別資金の割合が年々高くなってきているが、平成 21 年度では新規融資実績は平成 20 年度に対し 6,185 百万円減少しており、新規融資件数も平成 19 年度をピークに減少している。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 当該制度の運用上の問題点について

監査実施時において、平成 21 年 4 月に南日本銀行へ預託した 8,500 千円について、熊本県歳計現金余裕資金貸付規則に基づく請書が入手されていなかった。事務手続き上の不備であり、今後規則に基づく資料の整備保管の徹底が必要である。

【意見】

(1) 金融機関への預託について

県は歳計現金の予算の範囲内で金融機関に直接預託を行い、平成 18 年度以降貸付利子として県債を保有している金融機関からは預託時の大口定期預金金利で収納し、県債を保有していない金融機関は無利子となっている。

財政課においては本制度の預託金を基金として運用を検討し、運用益を確保することが検討されている。

しかし、制度目的にもあるように金融機関の協力を得て預託額の数倍の融資枠と低利の融資条件を設定し、中小企業への円滑な資金供給と経営基盤の安定化に寄与することで中小企業の振興を図ることを目的とした資金の融資制度である。中小企業の資金調達において少しでも金利負担が減少することが不可欠であり、金融機関側の資金調達コストを抑えることが中小企業に対する低利融資につながるものと考ええる。

したがって、各金融機関に対しても無利子貸付を行い、中小企業への低利で円滑な資金供給がなされるよう指導していくべきであると考ええる。

3. 中小企業高度化資金貸付金

1. 概要

(1) 制度の趣旨

高度化融資制度は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクター、商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイスの両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）と各都道府県が一体となって支援する制度である。

なお、当該貸付金制度については、平成 21 年度の包括外部監査「未収金の財務事務について」において制度を詳細に触れていることから、本報告書においては説明を省略する。

(2) 根拠法令

独立行政法人中小企業基盤整備機構法 第 15 条（3）

熊本県中小企業高度化資金貸付要項（平成 2 年熊本県告示第 816 号 最終改正平成 20 年 8 月 1 日）

2. 直近5年間の貸付実績、貸付残高と未収額の推移

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
新規貸付件数	2件	1件	1件	5件	3件
貸付残高件数	186件	146件	144件	138件	132件
期首現在額	27,445,413	25,514,177	22,499,724	20,464,726	19,221,372
貸付額	947,775	3,314	2,706	906,123	191,591
償還額	2,879,011	3,017,766	2,037,704	2,149,477	1,999,952
期末現在額	25,514,177	22,499,724	20,464,726	19,221,372	17,413,011
(内延滞分)	1,974,183	1,927,764	1,911,906	1,901,796	2,097,144

各年度の新規貸付件数及び貸付額には機構への設備リース事業分が含まれており、平成21年度における残りの2件は集団化資金貸付である。

3. 監査の結果と意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 延滞債権の処理について

平成21年度において新たに2件の延滞債権が発生しており、うち1件については貸付先の事業が破綻し債権管理マニュアルの分類区分で回収困難先とされている。また、平成21年度包括外部監査時において発生していた貸付元本の延滞分7件に関しても少額の償還はなされているものの状況に大きな変化はなく回収完了の見込みはたっていない。特に前年度から引き続き回収不能先に区分されている3債権及び回収困難先に区分されている3債権については、要項第20条の7の規定に基づき債権放棄の検討をすべきである。

ここで債権の放棄についてももう少し述べると、上述の要項第20条の7は「知事の借主に対する債権並びにこれに係る利息及び違約金について、借主が弁済を行うことができる見込みがないと認められ、かつ知事が別途定める基準に該当するときは、知事は地方自治法第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決に基づいて免除することができる。」と規定している。この中の県議会の議決に基づいて免除できるという部分は、適正かつ妥当なチェック機能ではあるが、反面、債権を放棄するには余りにも大きなハードルであるといえる。100%近い回収不能の状況であっても、なかなか債権放棄が実行出来ていない原因となっている。

当該貸付金は、機構と各都道府県が一体となって中小企業を支援する貸付金であるため、当然に機構の制約も受けることになる。この貸付金に関する機構の準則第48条によって、県独自で要項の変更は出来ないことから、熊本県だけでなく他の都道府県

も同じ悩みを抱えているといえる。

この状況の中、東京都は東京都債権管理条例の第 13 条で「知事及び公営企業管理者は、都の私債権について消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。」という条例を平成 20 年 3 月に制定した。第 14 条で議会には報告義務を課してはいるが、この条例制定は債権放棄に関する大きな前進といえる。

債権放棄が全て良であるとはいえないが、ほとんど回収出来ない債権を長期に保有することは、行政の業務効率を考えた場合、大きな不効率といえる。今後の延滞債権処理の取り組みの参考とされ、適正な債権管理を行う必要がある。

4. 平成 21 年度包括外部監査指摘事項の措置状況

平成 21 年度包括外部監査の指摘事項の件名と現在までの取り組み状況の概要は以下のとおりである。

(1) マニュアル整備の必要性について

貸付関連マニュアルの作成に着手しており平成 22 年度末までに作成し、平成 23 年度からの適用に向け準備中である。

(2) 貸付制度の利便性について

利用者の利便性が図られるように機構との連携を密にするとともに、機構研修への参加で職員のスキルアップを図り、制度や運用の面で効率的な手続きを行うよう努めている。

また、施設整備完了前の資金交付については、機構の規定や運用において想定されていないため実現できておらず、引き続き機構と協議することとしている。

(3) 事業実施状況の把握について

貸付先については熊本県中小企業団体中央会においても訪問により状況を把握していることから、貸付先の状況変化を同団体が把握した場合は速やかに県へ情報伝達がなされるよう連携強化に努めている。

(4) 倒産情報の把握について

倒産情報誌による把握のほか組合事務局からの情報入手、また、熊本県中小企業団体中央会等他の機関との相互情報交換の連携を図ることにより、早期の情報入手に努めている。

(5) 条件変更希望者に対する最終支払い期限の延長について

貸付総額の 1/2 返済済み要件の緩和等の各都道府県の要望を踏まえ、機構において最終支払期限の要件緩和が検討され、関係規定や指針等の改定作業中である。

(6) 今後の制度のあり方について

機構において、事業ヒアリング、研究会やブロック会議で各都道府県の意見や要望を聴取し制度要件の見直しを行っており、引き続き利用者ニーズ等を機構へ伝えていく。

4. 中小企業設備近代化資金貸付金

1. 概要

(1) 制度の趣旨

中小企業近代化資金等助成法に基づき、資金調達力に乏しい中小企業の設備の近代化・合理化を促進すること目的としている。

法律の改正により、熊本県が直接融資するのではなく、財団法人くまもとテクノ産業財団が再構築（小規模企業者等設備導入資金助成法）された制度の中で貸付を行っていたが、平成 18 年度からは新規貸付を休止している。

なお、当該貸付金制度については、平成 21 年度の包括外部監査「未収金の財務事務について」において制度を詳細に触れていることから、本報告書においては説明を省略する。

2. 直近 5 年間の貸付金残高

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
期首現在額	67,032	60,408	54,878	50,481	46,075
貸付額	—	—	—	—	—
償還額	6,624	5,530	4,397	4,406	4,547
期末現在額	60,408	54,878	50,481	46,075	41,528
(内延滞分)	42,518	41,128	39,481	37,825	36,028

3. 監査の結果と意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 延滞債権の処理について

延滞債権に関する不能欠損処理については、平成 21 年度包括外部監査の監査の結果及び意見において指摘したとおりであり、平成 21 年度における回収状況を見ても回収に 20 年以上も要する債権が 8 債権あり、また、回収可能性も極端に低いと考えられる。

不能欠損処理を早期に実施すべきであると考ええる。

4. 平成 21 年度包括外部監査指摘事項の措置状況

平成 21 年度包括外部監査の意見「審査方法の適正性について」に関しては、今後の業務参考とし、現在作成整備中の貸付関連マニュアルに活かしていくこととしている。

5. 中小企業設備貸与資金貸付金

1. 概要

(1) 制度の趣旨

財団法人くまもとテクノ産業財団（以下、「テクノ産業財団」という。）が、中小企業近代化資金助成法に基づき、中小企業の近代化に著しく寄与すると認められる設備を中小企業に譲り渡し、又は貸し付ける事業を行うのに必要な資金を貸し付ける制度である。

当該貸付制度は平成 11 年に廃止となっており、現在は償還のみであり、平成 22 年度において完済となる見込みである。

(2) 貸付の流れ

国 → 県 → 財団 → 中小企業者

- ・財団が設備購入し貸与する
- ・設備購入財源（国 1/4、県 1/4、財団 1/2）

(3) 貸付条件等

- ①貸付金額 導入設備の割賦、リース料（上限 6,000 万円）
- ②貸付方法 テクノ産業財団が設備を割賦又はリースで貸出

2. 直近 5 年間の貸付金残高

(1) 貸付金の支出実績

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
貸付先	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
期首現在額	27,425	20,245	13,065	8,075	3,600
貸付額	—	—	—	—	—
償還額	7,180	7,180	4,990	4,475	1,800
期末現在額	20,245	13,065	8,075	3,600	1,800

(2) 当該制度の支出の効果

熊本県としてはテクノ産業財団からの償還は順調に進み、今年度中に完済になる予定であり、この制度は熊本県の中小企業の設備投資に一定の成果があったといえる。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

しかしながら、テクノ産業財団の中小企業者への貸付金では延滞債権が発生している。

延滞債権の管理に関する監査結果については、「Ⅶ 財団法人くまもとテクノ産業財団」の項において記載している。

6. 小規模企業者等設備資金貸付金

1. 概要

(1) 制度の趣旨

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を図るために、貸与機関である財団法人くまもとテクノ産業財団（以下、「テクノ産業財団」という。）が、国及び県からの貸付金等を原資に、資金調達力が脆弱な小規模企業者等に対し、設備資金を無利子で融資する制度である。

なお、平成 18 年度から新規貸付は休止している。

(2) 根拠法令

小規模企業者等設備導入資金助成法（平成 12 年）
熊本県小規模企業者等設備導入資金貸付要項

(3) 貸付の流れ

国 → 県 → 財団 → 小規模企業者等

- ・財団が設備費用の 1/2 貸付
- ・貸付原資（国 1/2、県 1/2）

(4) 貸付条件等

- | | |
|-------|--------------------------|
| ①貸付金額 | 上限 4,000 万円 |
| ②貸付利率 | 無利子 |
| ③償還期間 | 8 年以内（但し、公害防止施設は 13 年以内） |
| ④償還方法 | 据置期間 1 年以上 2 年以内の年賦償還 |

2. 貸付金残高推移表

(1) 貸付金の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
貸付先	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
期首現在額	418,144	569,975	505,273	424,385	329,520
貸付額	200,000	—	—	—	—
償還額	48,169	64,702	80,888	94,865	87,074
期末現在額	569,975	505,273	424,385	329,520	242,446

(2) 当該制度の支出の効果

熊本県における当該貸付金は滞留債権の発生がない。当該貸付金と同じ根拠法令である「小規模企業者等設備貸与資金貸付金」においては多く延滞債権が発生しており、また他の県においてはこの制度でも多くの延滞債権が発生していることを考えれば、非常に良好に運用されたといえる。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

7. 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

1. 概要

(1) 制度の趣旨

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を図るために、貸与機関である財団法人くまもとテクノ産業財団（以下、「テクノ産業財団」という。）が、国及び県からの貸付金等を原資に、資金調達力が脆弱な小規模企業者等に対し、必要な設備を購入し、その設備を割賦販売やリースする制度である。

(2) 根拠法令

小規模企業者等設備導入資金助成法（平成 12 年）
熊本県小規模企業者等設備導入資金貸付要項

(3) 貸付の流れ

国 → 県 → 財団 → 小規模企業者等

- ・財団が設備を購入し貸与
- ・設備購入財源（国 1/4、県 1/4、財団 1/2）

（４）貸付条件等

- ①貸付利率 無利子
- ②貸付期間 8年以内（但し、公害防止施設は13年以内）
- ③償還方法 据置期間1年以上2年以内の年賦償還
- ④貸付金額 貸付対象資金として必要と認められる資金の1/2以内

2. 直近5年間の貸付実績、貸付金残高

（1）貸付金の支出実績

（単位：千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸付先	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
期首現在額	558,692	599,934	532,598	512,287	502,255
貸付額	100,000	11,600	85,575	122,000	70,000
償還額	58,758	78,936	105,886	132,032	113,587
期末現在額	599,934	532,598	512,287	502,255	458,668

（2）回収状況

テクノ産業財団では回収が滞っている債権が発生しており、延滞債権としての管理が必要となっている。延滞債権の管理に関する監査結果については、「Ⅶ 財団法人くまもとテクノ産業財団」の項で記載している。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

（1）当該貸付金制度について

小規模企業者等設備資金貸付金と小規模企業者等設備貸与資金貸付金は、根拠法令は共に小規模企業者等設備導入資金助成法と熊本県小規模企業者等設備導入資金貸付要項に基づいている貸付金制度である。貸付方法が異なるために貸付条件も異なっている部分があるが、基本的には同一の貸付要項で運用されている。

2つの貸付金制度におけるテクノ産業財団から小規模企業者等への貸付概要を抜粋すると次のとおりである。

		〈設備資金貸付金〉	〈設備貸与資金貸付金〉
貸付方法		財団が設備費用の1/2を貸付。	財団が設備を購入し貸与する。
財源		国1/2 県1/2	国1/4 県1/4 財団1/2
貸付条件	①貸付金額	上限4,000万円	創業1年未満 設備の50万円～3,000万円 創業1年以上 " 100万円～6,000万円
	②貸付利率	無利子	割賦損料率 年2.5%(保証金、設備の10%) リース料 3年2.99% 5年1.868% 7年1.39%
	③償還期間	8年以内 (但し公害防止施設は13年以内)	同左

しかし、未収金の発生には大きな差が生じる結果となっている。その差が生じる大きな要因は次の点が考えられる。

- (i) 設備資金貸付金は設備費用の1/2は企業が資金調達する制度であるため、民間金融機関との協調融資的な貸付金であるのに対し、設備貸与資金貸付金を利用する企業は100%この制度の融資に依存しているといえる。従って設備資金貸付金を利用している企業の方が、財務体質が良好である傾向がみえる。
- (ii) 貸付条件で設備資金貸付金は無利子であるため、設備貸与資金貸付金に比べその負担はかなり有利である。

このように、設備資金貸付金を利用する企業は財務体質が比較的健全である上に、無利子の貸付金であることから、結果的に平成22年3月末現在、テクノ産業財団における延滞債権はゼロであることとなっている。

これに対し、設備貸与資金貸付金を利用した企業は財務体質が悪化している上に、かなりの利用料を負担していることから、返済に支障をきたしていると考える。

従って制度としては、財務体質が弱い企業にもっと負担が軽くなる制度にすべきであり、より金利負担を軽くする制度を今後は企画すべきである。

8. 設備導入緊急対策資金貸付金

1. 概要

(1) 制度の趣旨

県内地域産業の振興を図るため、財団法人くまもとテクノ産業財団(以下、「テクノ産業財団」という。)が行う熊本県設備導入緊急対策事業に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業者の設備の近代化を図り、もって経営の合理化、省力化に貢献し、経営の安定に資することを目的とする。

なお、平成 18 年度から新規貸付は休止している。

(2) 根拠法令

熊本県設備導入緊急対策資金要項

(3) 資金の流れ

県 → 財団 → 中小企業者

- ・財団が設備購入し貸与
- ・設備購入財源（県 1/2、財団 1/2）

(4) 貸付条件等

- ①貸付利率 無利子
- ②貸付期間 5,000 万円未満 5 年以内
5,000 万円以上 7 年以内
- ③償還方法 原則として 1 年据置き元金均等年賦償還
- ④貸付金額 貸付対象資金として必要と認められる資金の 1/2 以内

2. 直近 5 年間の貸付実績、貸付金残高

(1) 貸付金の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
貸付先	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
期首現在額	362,364	319,128	244,917	163,521	99,081
貸付額	61,795	—	—	—	—
償還額	105,031	74,211	81,396	64,440	44,996
期末現在額	319,128	244,917	163,521	99,081	54,085

(2) 回収状況

テクノ産業財団では回収が滞っている債権が発生しており、延滞債権としての管理が必要となっている。なお、延滞債権の管理に関する監査結果については、「Ⅶ 財団法人くまもとテクノ産業財団」の項で記載している。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

Ⅱ－3 商工振興金融課－委託料

1. 中小企業新事業展開等推進事業（熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業の中の一事業）

1. 熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業について

（1）制度の趣旨

現下、極めて厳しい雇用失業情勢を踏まえ、国からふるさと雇用再生特別交付金（以下、「交付金」という。）の交付を受けて県に基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図る。

（2）根拠法令等

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「適正化法施行令」という。）
- ・ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領（平成21年1月30日付け職発第0130005号厚生労働省職業安定局長通知。以下、「実施要領」という。）
- ・平成20年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱（平成21年1月付け厚生労働省発職第0130002号厚生労働事務次官通知。以下、「交付要綱」という。）
- ・熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業実施要項

（3）基金事業の内容

基金事業は、交付金により県において造成した基金を活用して県が行う次の事業とする。なお、基金事業にはこれらの事業に係る周知及び広報並びに基金の運営及び管理を含むものとする。

- ①地域における継続的な雇用機会の創出を図るために、民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う事業（以下、「委託事業」という。）
- ②委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を正規社員として雇い入れた事業主に対する一時金の支給に関する事業（以下、「一時金の支給事業」という。）
- ③地域基金事業協議会の運営に関する事業（以下、「地域協議会の運営事業」という。）

（4）委託事業

国からの交付金によって基金を造成し、この基金を活用することにより、地域雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施するため、

新たに創設された委託事業である。

<基金事業の対象となる事業>

- ①事業例を参考に都道府県が企画した新たな事業であること。
- ②建設・土木事業ではないこと。
- ③雇用を創出する効果が高い事業であること。
- ④地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業であつて、地域における継続的な雇用が見込まれる事業であること。

<新規雇用する労働者>

①労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込のほか、文書による募集、直接募集等においても募集の広告を図るものであること。

②労働者の雇用期間

新規雇用する労働者の雇用期間は、原則1年以上とし、更新ができるものであること。ただし、事業の性質上、当該事業に従事する労働者と1年間の雇用契約を締結することが適当でない認められる場合には、必要に応じて、6か月以上1年未満の雇用期間についても認められるものであること。

③失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

(5) 基金事業の期間

平成21年度から平成23年度まで

2. 中小企業新事業展開等推進事業

(1) 地域のニーズ

現在、地域資源として農林水産物や技術、伝統文化や歴史等を活かした取り組みが県内各地で推進されている。そこで、中小企業者の経営支援機関として、事業者が取り組む農商工等連携、地域資源活用、経営改革などを支援する商工団体の役割が重要となっており、地域経済の推進機関である商工団体に対する中小企業者の期待が大きい。

(2) 事業内容

商工団体が行う、農商工等連携、地域資源活用、経営改革などの中小企業の取り組みを支援する業務を補助・支援する支援職員の新規雇用及び配置。

(3) 基金事業終了後の雇用の継続性の見込み

本事業終了後においても、商工団体による事業者の農商工等連携、地域資源活用、経営改革などの取り組みに対する支援は継続する予定であり、ますます支援職員の重要性は高まると判断されるため、雇用継続の可能性は高いものと思われる。

(4) 単独随意契約の理由

「ふるさと雇用再生特別交付金」事業であることから、継続的な雇用見込みが条件となるが、事前に県下の全商工団体に対し聞き取り調査を実施した結果、継続的な雇用の見込みがある団体と判断されたため。

【根拠規定】

<地方自治法施行令第167条の2第1項第2号>

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

<会計規則第95条第1号>

第95条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として3人以上から見積書(電子入札システムにより随意契約に関する事務を行う契約案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴しなければならない。ただし、当該契約を履行できる相手方が2人しかいないときはその2人から見積書を徴することとし、次の各号のいずれかに該当するときは1人から見積書を徴することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているとき。
- (2) 前条第2項第2号に該当するとき。
- (3) 1件の予定価格が10万円を超えないとき。
- (4) 災害により緊急に施行する必要がある、他の者から見積書を徴するいとまがないとき。

(5) 実績

平成21年度は、新たに創設された事業のため、事前に県下の全商工団体(平成22年4月現在64団体)に聞き取り調査を行い継続的な雇用の見込みのある7団体、雇員人数10人を選定し、委託契約を締結した。

平成 21 年度委託契約内容

(単位：千円)

委託先\項目	雇用人数	契約金額	予定価格	落札率	支出額	雇用開始時期
1. 熊本県商工会連合会	2	5,693	5,740	99.2 (%)	3,983	H21.6.15
2. 熊本県中小企業団体中央会	1	3,147	3,180	98.9 (%)	2,525	H21.6.1
3. 熊本商工会議所	2	6,242	6,280	99.4 (%)	3,998	H21.6.1
4. 人吉商工会議所	1	2,389	2,600	91.9 (%)	1,762	H21.7.21
5. 水俣商工会議所	1	2,043	2,340	87.3 (%)	1,491	H21.9.1
6. 山鹿商工会議所	2	6,295	6,300	99.9 (%)	4,831	H21.5.1
7. 合志商工会	1	3,057	3,200	95.5 (%)	3,011	H21.5.1
合計	10	28,867	29,640		21,600	

本事業での平成 21 年度の雇用実績は、平成 23 年 3 月 31 日までの契約職員で女性 9 名 男性 1 名、職種は指導員等の補助業務が中心となっている。なお、雇用した職員の給与の支給基準は、各団体の基準によっている。

【雇用した職員の状況】

委託先\項目	雇用人数	年齢(雇用時)	雇用開始	摘要
1. 熊本県商工会連合会	2	20 代後半	H21.6.15	補助業務、日商簿記 3 級
		20 代後半	H21.6.15	補助業務、日商簿記 3 級
2. 熊本県中小企業団体中央会	1	30 代後半	H21.6.1	一般事務希望、補助業務、宅地建物取引主任者
3. 熊本商工会議所	2	20 代後半	H21.6.1	一般事務希望、補助業務、日商簿記 3 級
		30 代前半	H21.6.1	補助業務、
4. 人吉商工会議所	1	30 代後半	H21.7.21	日商簿記 3 級、平成 21 年 6 月退所(平成 7 年 4 月入所)、補助業務
5. 水俣商工会議所	1	20 代後半	H21.9.1	補助業務、
6. 山鹿商工会議所	2	30 代後半	H21.5.1	日商簿記 3 級、補助業務
		60 代前半	H21.5.1	適任業務不明
7. 合志商工会	1	20 代後半	H21.5.1	補助業務、履歴書なし
合計	10			

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 基金事業の対象となる委託事業について

基金事業の対象となる委託事業の要件は、「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」に次のとおり規定されている。

(1) 基金事業の対象となる委託事業

- ①事業例（別紙）を参考に都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- ②建設・土木事業ではないこと
- ③雇用を創出する効果が高い事業であること。
- ④地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、地域における継続的な雇用が見込まれる事業であること（草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性が見込まれない調査研究事業等は除く。）

本事業は、商工団体の指導員等を補助・支援する職員の新規採用及び配置を実施することを目的としている。

ところで、商工団体の指導員等の業務を補助する職員等は通常必要に応じて雇用しているのが一般的である。しかし、本事業が、基金事業の対象となる委託事業の要件である、「①県が企画した新たな事業であること。③雇用を創出する効果が高い事業であること。④地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、地域における継続的な雇用が見込まれる事業であること。」の要件を満たしているか疑問である。特に「今後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、地域における継続的な雇用が見込まれる事業であること」については、業種が商工団体と限定されており、今後の事業拡大による雇用創出の可能性が低いことから、その効果は期待できない。

事業実施の期間が短く事業計画を熟慮する時間がなかったのは理解できるが、商工団体に限定せず民間企業に働きかけるなど、もっと雇用機会を創出する効果が高い事業に予算を使用することが望ましい。

(2) 退職した職員の再雇用について

人吉商工会議所では、平成7年4月から平成21年6月まで雇用していた職員を、平成22年7月21日に本事業を活用し再雇用している。

本事業を利用して人件費を削減しようという動機にならないように注意が必要と思われる。

(3) 高齢者の採用について

本事業は、基金事業（事業期間は平成21年度から平成23年度）の終了後も継続的な雇用が見込まれる事業が対象となっており、経験の浅い高齢者を雇用すれば、基金事業期間にスキルを身に付けたとしてもその後の継続的な雇用は難しく又正職員への採用の道もない。本事業は、本事業を活用しスキルを身に付けた職員を本事業終了後

も継続的な雇用に繋げることを目指している。高齢者雇用には他の制度の活用が考えられることから、できれば本事業終了後も定年退職に該当しないような年齢の人員を雇用することが望ましいと考える。

2. 消費動向調査集計分析業務

1. 概要

県内における消費者の購買行動や購買意識、その変化を把握し、県、市町村、商工団体における商業振興施策や、商店街における活性化の取り組みの基礎資料とするため、市町村ごとに抽出した世帯を対象に調査を実施し、データを集計・分析する業務。

調査は3年ごとに実施し、調査項目はその時点での社会情勢等に合わせ、調査の都度若干の変更を加えている。

委託先は（財）地域流通経済研究所であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び熊本県会計規則第95条第1項第1号に基づく単独随意契約である。

2. 直近5年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	(財)地域流通 経済研究所	—	—	(財)地域流通 経済研究所
支出額	—	2,758	—	—	937

※平成21年度については、データ分析・報告書の作成業務のみを委託し、平成18年度については、その基礎となるデータの入力業務も委託している。平成21年度は、雇用対策も兼ねて、データ入力業務は県が直接行っている。

※平成21年度の場合、報告・附属データを含めて約200ページの報告書が納入されている。

(2) 当該業務の支出の効果について

当該業務は、他の政策立案の際の基礎となるデータの収集・分析が目的であり、当業務単体でその有効性を評価することは難しいという理由から、現状では効果測定等が行われていない。

しかし、収集・分析されたデータは、政策立案、商業まちづくり班で実施された他の事業に利用されて初めて有効になるものであると考える。政策立案のためにどれほど利

用されたかについては、資料の頒布数・貸出回数等を記録し、資料の利用度に基づき有効性を評価することは可能である。

また、現在は具体的な数値として設定はされていないが、Ⅱ－１の７．熊本県商店街振興組合指導事業の監査の結果及び意見の【意見】＜商業まちづくり班の事業全体を通して＞に記載しているような、効果測定指標の設定ができるのであれば、その達成度を確認するために本事業の結果を利用するといったことが考えられる。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 契約方式について

当業務は平成 18 年度、平成 21 年度ともに同一の団体に対して委託されており、熊本県会計規則第 95 条第 1 項第 1 号（契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているとき）に該当しているものとして、単独見積による随意契約が行われている。

同規定に基づき単独随意契約とすることにつき、以下のような理由を挙げている。

- (i) 委託先が県内における調査分析業務における豊富なノウハウを有していること
- (ii) データ集計のためのプログラム開発費用がかからないため経済的であること

等が挙げられているが、上記のうち (ii) については実際に他社の相見積もりを取っているわけではないことから、本当に経済的に優位なのか疑問である。

他社に依頼した場合、実際に費用が高額となるかどうか、最低限見積書だけでも複数徴求し比較した上で、実際に経済的かどうかを検討するべきである。

3. 消費者参加型商店街づくり事業

1. 概要

消費者の意見を聞きながら商店街を活性化する事業提案を公募し、県からその企画・実施を委託することで、消費者ニーズに合った商店街活性化のモデル事業を構築し、県内商店街に波及させていく（平成 21 年度版事業募集要項より）。

対象事業	県が実施商店街と調整のうえ募集・選定する消費者モニターの意見を聞きながら、商店街において、5 以上の商店が共同して実施する、継続性の高い事業（イベント実施等、一過性の事業は対象外）。
------	---

	【対象例】 ・一店逸品の発掘・創出 ・統一コンセプト等による新商品開発 ・テナントミックス ・その他、消費者ニーズに合った商店街づくりに資する事業
委託金額	1 団体あたり 300 千円以内
対象団体	県内の商店街組織等（5 以上の商店から成る任意団体を含む。法人格の有無は問わない。）
委託団体の選定方法	県庁内の審査委員会にて、応募団体によるプレゼンテーション審査を行ったうえで選定。

なお、平成 19 年度の事業開始当初は、上記と実施方法が異なっていたため、参考としてその内容を下記に記載する。

実施内容	公募により実施する商店街組織等を選定し、その商店街組織等の商圈住民からモニターを募集。覆面調査やツアー形式によるモニタリングを実施し、活性化策の企画と実施支援を専門家に依頼する。
委託金額	605 千円（主に外部委託業者への委託料）
対象団体	県内の商店街組織等
対象団体の選定方法	中心市街地（熊本・八代）の区域外に所在する商店街組織

平成 19 年度開始当初の事業内容は、以下のようになっていた。

- ①対象となった商店街組織にモニターを投入し
- ②その意見をまとめたうえで専門家に活性化策等の策定を依頼
- ③これを商店街の各店舗にフィードバックする

しかし、各店舗の資力の問題、店主が高齢化している等の理由から、上記事業内容では活性化策に対する対応が難しいという問題があった。

そこで、平成 20 年度以降は、以下のような事業内容に変更している。

- ①各商店街が自主的に活性化策を企画し、その内容を県が審査
- ②効果が高いと思われる事業を選定し、モニターを投入
- ③その意見をフィードバックして当該活性化策の改善・継続を図っていく

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	1件	2件	2件
支出額	—	—	552	561	596

※本事業は平成19年度から実施された事業であるため、平成18年度以前の実績はない。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の支出の効果について

平成20年度以降、4件の事業が実施され、商品の開発、サービスの内容に対し、各商店街の近隣住民等の意見を取り入れ、改善等が行われている。なお、平成20年度に実施した事業について、その後の取り組み状況は以下のとおりである。

実施団体	当初の実施事業と現在の取り組み状況
A	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の材料を用いたスイーツのメニューを、参加店舗それぞれが開発。当初開発の段階で消費者モニターの意見を取り入れる。 ・その後、材料を変えて第5弾まで継続中。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・参加店舗の出張サービスを受けた消費者に、アンケート調査を実施。サービスの改善等に役立てる。 ・リピーターが増え、現在も事業継続中。

各店舗・商店街の来店客数の増加等に与えた影響と、当事業の効果を関連付けて評価することは難しいが、モニターを導入して開発したサービスがその後も継続して受け入れられていることから、一定の効果はあったものと考えられる。

現状では数値による効果測定は行われていないが、その例として

- ・モニターを導入して開発した商品の販売数量・金額
- ・提供サービスの定着率（提供数に対するリピーターの割合）

などの情報を収集し、制度の有効性を検討することも有用であると考えられる。

対象事業の内容によってはデータの収集が難しい場合もあるが、効果を数値化することで事業の有効性をより強くアピールすることができるため、今後可能な範囲で効果の数値化を検討すべきである。

また、現状では事例集という形で県のホームページで事業実施時の状況を公開しているが、今後はその後の事業継続時の問題点や成功例を事業者から可能なかぎり収集・データ化し、他の商店街などの取り組みの際に役立てられるようにすることが有

用であると考える。

(参考URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/syohisya-21jireisyu.html>)

4. 商店街振興組合空き店舗等調査業務委託事業

1. 概要

熊本県下の主要な商店街における空き店舗の状況を把握するとともに、空き店舗の家主（地権者）の意向等の調査を行い、今後の空き店舗対策の具体的な施策検討の基礎データを作成するための事業であり、熊本県緊急雇用創出基金事業の一環として実施している。

空き店舗調査業務とはなっているものの、実際には熊本県緊急雇用創出基金事業の一環として実施されており、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出のために、民間企業その他の法人又は法人以外の団体等に対して委託することとされており、本事業は平成 21 年度に限り実施された事業である。

委託先は熊本県商店街振興組合連合会であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び熊本県会計規則第 95 条第 1 項第 1 号に基づく単独随意契約である。

2. 直近 5 年間の実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	-	-	-	-	熊本県商店街振興組合連合会
支出額	-	-	-	-	2,554

※本事業は「1. 概要」にも述べた通り、緊急雇用創出基金事業の一環として、平成 21 年度に限り実施された事業である。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

なお、雇用対策という面では、期間は限定されるものの、4名の雇用を行っており、雇用創出には一定の効果はあったと認められる。

5. 共同店舗戦略的経営支援事業

1. 概要

高度化資金の貸付先に対し、経営を強化改善に資するための調査、分析改善指針を専門家に委託し経営支援する事業である。

競合店の出店等で経営状況が厳しい共同店舗（組合）を対象に、商圈調査や消費者アンケートを実施し、問題点の抽出及び改善提案を実施し、高度化資金の条件変更に必要な経営改善計画の作成に際しての基礎資料としても役立てている。

委託先は熊本県中小企業団体中央会であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び熊本県会計規則第 95 条第 1 項第 1 号に基づく単独随意契約である。

2. 直近 3 年間の委託料実績

(単位: 千円)

項目 (会計名)	種 別	委託先	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託料 (一般会計)	共同店舗戦略的経営 支援事業業務委託	熊本県中小企業 団体中央会	5,100	2,640	2,473

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

なお、一定の成果を上げたとして、平成 21 年度にこの支援事業は終了している。今後は委託事業のノウハウを県職員（高度化支援班）が引き続き分析・指導することを行うことで、高度化資金貸付先の経営改善に寄与することとしている。

Ⅲ. 産業支援課

Ⅲ-1 産業支援課一補助金

1. くまもとテクノ産業財団運営費補助金

1. 概要

(財)くまもとテクノ産業財団(以下、「テクノ産業財団」という。)に対する運営費の補助及び同財団が実施する高度技術振興事業に対する補助をするものである。

テクノ産業財団とは、熊本県内の産業界、学界、行政の3者が一体となって、中小企業をはじめとする県内事業者の研究開発を支援することなどにより、高度技術に立脚した産業開発を促進し、もって県民生活の安定向上と県経済界の均衡ある発展に資することを目的として、熊本県、熊本市他の出資で設立された財団法人である。(テクノ産業財団のホームページより)

同財団は熊本県内の中小企業をはじめとする産業の総合的な進行発展を図るための役割を担っていることから、「くまもとテクノ産業財団運営費補助金交付要領」に基づき補助金を交付している。

テクノ産業財団に対して支給される補助金は、大きく二つに分かれる。

(1) 職員人件費分

テクノ産業財団職員のうち、事務局長、総務担当部長、バイオフィレスト推進室長、産学連携室参事に係る人件費を補助するもの。

なお、この人件費の負担については、平成22年まで補助金として交付していたが、平成23年度から「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」第4条に基づき、熊本県が派遣職員に対して直接支払うよう見直すこととしている。

これは、神戸市の派遣職員の人件費負担に関し、補助金で支出したことが「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第6条第1項の給与支給の禁止に抵触し違法との最高裁判決を受けて検討を開始したもので、直接支払となった場合、勤務手当及び共済負担金についてテクノ産業財団が負担することになり、県の負担が軽減される。

(2) 高度技術振興事業分

熊本県の高度技術の振興を促進するために、テクノ産業財団が行う事業に要する経費を補助するもの。

- ① 今後の中小企業等への支援のあり方等を研究するにあたっての基礎的な調査等に係る経費
- ② 各種情報をタイムリーに発信するためのホームページ作成及びその運営管理に

係る経費

③ 中小企業等に情報を提供する事業に係る経費

また、当該補助金については、「県中小企業支援センター事業」に平成 22 年度より統合されることが決まっている。

2. 直近 5 年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
交付先	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
補助対象経費	37,068	37,043	37,337	31,515	43,733
交付総額	33,955	35,250	36,092	30,210	43,007
うち県交付額	33,955	35,250	36,092	30,210	43,007
補助率	91.6%	95.2%	96.7%	95.9%	98.3%

(増減理由)平成 20 年度から 21 年度にかけて、補助対象経費が 12 百万円増加しているが、これは主に室長クラスの派遣が 1 名増加したこと、及び普及パンフレット等作成事業が増加したためである。

(2) 直近 5 年間の精算状況

テクノ産業財団の支出に関する各年度の精算額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
給料	12,876	13,645	14,688	14,565	18,583
諸手当	8,901	6,426	7,487	7,076	9,352
福利厚生費	2,295	2,374	2,552	2,796	3,571
事業費	12,994	14,596	12,608	7,077	12,226
(高度技術振興調査)	(6,931)	(8,400)	(7,787)	(2,642)	(1,881)
(高度技術情報提供)	(117)	(780)	(546)	—	(6,061)
(情報発信強化)	(5,359)	(4,410)	(3,402)	(4,435)	(4,283)
(情報誌発行)	(586)	(1,006)	(873)	—	—
計	37,068	37,043	37,337	31,515	43,733

※1 括弧書きは内訳を示している。

※2 事業費の各支出項目の主な内容は以下のとおりである。

高度技術振興調査・・・自主研究調査に係る報酬、旅費、調査費等

高度技術情報提供・・・普及パンフレット、情報誌等の作成費・印刷費等

情報発信強化・・・ホームページの管理運営費、メールマガジンの送信委託経費

情報誌発行・・・情報誌の印刷費、通信費等

(3) 当該制度の支出の効果の測定

テクノ産業財団には様々な事業が補助金、又は委託・負担金の形で任されており、熊本県の事業の下請け先ともいべき団体である。現在同財団に対して支出がなされている事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

課	班	支出形態	事業名等	金額
商工振興金融課	高度化支援班	補助金	小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	4,930
		補助金	小規模企業者等設備資金貸与事業費補助金	1,890
		貸付金	小規模企業者等設備貸与資金貸付金	70,000
産業支援課	企業振興班	補助金	くまもとテクノ産業財団運営費補助金	43,008
			ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（次世代マグネシウム合金基盤技術開発拠点構築事業費補助金）	10,794
			知的財産推進事業（熊本 TLO 事業補助金）	8,000
		委託料	平成 21 年度地場企業と大企業の取引拡大支援事業	3,611
			大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業	38,360
			自動車関連受注拡大支援事業	9,674
			特許流通アドバイザー育成事業	6,051
	新産業振興班	補助金	下請振興対策事業	50,624
			県中小企業支援センター事業	19,582
			地域プラットフォーム活動支援事業	31,756
			セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（組込みソフトウェア教育・研修事業費補助金）	1,598
		委託料	熊本県インキュベーション施設管理運営業務	8,559
			大学連携型起業家支援事業	7,877
			地域連携型インキュベーション施設運営事業	12,988
			大学発ベンチャー・夢挑戦ビジネス支援事業	887
			農林漁業者ニーズ製品化支援業務	6,865
コーディネート活動促進事業	12,923			
		合計	349,977	

(注) 金額は平成 21 年度の支出額を記載している。

単年度で 349 百万円の支出がテクノ産業財団に対して行われている。これらの事業を遂行するために熊本県の職員が派遣されており、人件費及び高度技術振興事業経費が補助されている。

あまりにも多くの事業がテクノ産業財団に対して委託されていることから、財団側でも事業の運営で手一杯であり、それぞれの事業について時間をとって作業にあたるのが困難な状況にある。また、各事業に対して人件費が付けられていることから、原則として契約社員等の短期契約の社員しか雇用できず、当該事業に対するノウハウの蓄積が当該事業のために雇用された担当者にも蓄積され、事業の廃止とともに人員も流出することから、テクノ産業財団に知識が定着しづらい状況にある。

よって、事業の効果にも一定の限界が存在していると考ええる。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の運用上の問題点について

上記2. 直近5年間の補助金実績の(3)当該制度の支出の効果の測定でも述べたが、テクノ産業財団に対する補助金等は、個別の委託事業等については、人件費も含めて事業ごとに委託費を支払い、一般管理費的な部分を当該運営費補助金で賄う形となっている。よって、各事業ごとで採用する人員については、当該事業の実施期間での採用となるため、人員の定着を阻害している。

プロパー職員として継続雇用される人員は、総人員97名のうち、わずか25名であり、全体の4分の1にすぎない。(平成21年6月15日時点)

職員の入れ替わりが激しいこと、多くの事業を抱えているため各事業にかけられる時間が非常に制約されていることなどから、現在テクノ産業財団に対する利用者からの不満の声も上がっているとのことである。

今後、よりプロパー職員の数を増やすことのできるような補助金の支給をすることが望ましいと考える。

(2) 当該制度の存続の是非

当該補助金については、「県中小企業支援センター事業」に平成22年度より統合されることが決まっている。これは、支給の名目を細かく分けて支給するよりは、まとまった金額として支給し、テクノ産業財団の事務量の軽減と、用途の制約を緩和してやることを目的としている。当該補助金自体は廃止されることが決定しているが、テクノ産業財団への補助自体は継続する。

テクノ産業財団は、熊本県内の産業界、学界、行政の3者が一体となって、中小企業

をはじめとする県内事業者の研究開発を支援することを目的として、熊本県、熊本市他の出資で設立された財団法人である。熊本県として実施すべき事業であるが、法律上の制約や、物理的な制約から直接実施することができない場合に、テクノ産業財団がかわりに事業を行う関係にある。

よって、テクノ産業財団は熊本県の産業振興に関する実践部分を担う存在であり、今後も存続する必要性が高いと考えるため、テクノ産業財団の運営を補助することは必要であるとする。

2. ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（農商工連携推進事業）

1. 概要

(1) 事業内容

県内企業者及び農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う県産農林水産物を活用した新技術・新商品開発及び販路開拓に要する費用の一部を補助することにより産業間連携を強化し、もって県内中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るとともに、熊本のポテンシャルを活かした「くまもとブランド」作りの取り組みを支援する。

平成 21 年度単年度の事業であり、平成 22 年度からは「リーディング企業育成支援事業」に包括される。

補助対象事業は以下の事業である。

- ①新商品・新技術開発事業
- ②販路開拓事業

補助対象者は以下の要件をすべて満たす者とされている。

- i. 中小企業者及び農林漁業者、またはいずれかの業者等で構成するグループであること
- ii. グループの代表者が県内の中小商工業者又は農林漁業者であること
- iii. 大企業及び組合が参加する場合には、大企業の所要資金については補助対象経費から除外されていること
- iv. 事業の実施に係る補助金交付の窓口となり、かつ経理を行う実施主体をあらかじめ定め、当該実施主体が補助金の執行に関し特別の会計により通常の事業活動等と明確に区分する取り扱いを実施すると認められること

補助率は2分の1以内であり、補助限度額は新商品・新技術開発事業は 150 万円、販路開拓事業は 100 万円である。

(2) 支給根拠法令等

熊本県商工観光労働補助金等交付要項

熊本県農商工連携推進事業費補助金交付要領

(3) 支給手順

要望書提出 → 審査会※1 → 審査※2 → 内定 → 交付申請書提出 → 交付決定 → 実施 → 報告 → 確定検査 → 交付確定 → 交付決定通知 → 補助金請求書提出 → 支払

※1 構成メンバー：内部で調整のうえ委員を選定する。

※2 7件の要望に対して4件内定。内定先は審査会で審査表を作成し、点数上位者を選定している。

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成 21 年度			
交付先	(株)阿蘇バイオテック	(株)マルゼンフーズ	(有)南阿蘇ナチュラルファーム	(株)タイヨー緑化工業
交付総額	405	1,130	439	535
県交付額	405	1,130	439	535

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

3. ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（戦略的地域産業振興事業）

1. 概要

(1) 事業内容

「稼げる県づくり」を進めていくため、県内企業等が取り組む新技術・新商品開発及び販路開拓について補助を行う。

補助限度額は①新技術・新商品開発事業 400 万円、②販路開拓事業 100 万円である。

平成 21 年度単年度の事業であり、平成 22 年度からは「リーディング企業育成支援事業」に包括される。

(2) 支給根拠法令等

熊本県商工観光労働補助金等交付要項

熊本県戦略的地域産業振興事業費補助金交付要領

(3) 支給手順

要望書 → 審査会※1 → 審査※2 → 内定 → 交付申請書 → 交付決定 → 実施 → 報告 → 確定検査 → 交付確定 → 交付

※1 審査会の構成メンバーは内部で調整のうえ委員を選定している。

※2 33 件の要望に対して 10 件に支給を内定した。内定先は審査会で審査表を作成し、点数上位者を選定している。

審査会では、計画の実現性が高いところを選定している。

ただし、計画に対する実績いかん（達成度）によって補助額を減額することはしておらず、実施額（経費発生額）が減少したことによる「不要」減額のみである。

2. 直近 5 年間の補助金実績

(単位: 千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
交付先	—	—	—	—	10 社
交付総額	—	—	—	—	20, 824
県交付額	—	—	—	—	20, 824

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

4. 下請振興対策事業

1. 概要

(1) 目的

下請中小企業振興法に基づき、下請取引の紹介斡旋、下請取引に関する苦情又は紛争の処理、下請企業への経営及び技術指導、情報提供等を行うことにより、下請取引の適正化と安定化を図るために実施する事業に対して補助を行うものである。

<下請中小企業振興法とは>

下請中小企業の自主性を損なわないように配慮しつつ、下請中小企業の体質改善に果たすべき親企業の役割を盛り込み、昭和45年に制定された法律で、以下の3つの柱から構成されている。

- ①経済産業大臣による振興基準の作成と下請事業者、親事業者に対する指導・助言
- ②振興事業計画に基づく支援
- ③下請企業振興協会による支援

(2) 事業内容

当該事業においては、以下のような事業が行われている。

- 1) 支援体制整備事業
 - ① 支援体制整備円滑化等事業
 - ② 支援機関等連携（人材交流強化）促進事業
 - ③ 支援担当者能力開発事業
- 2) 窓口相談等事業
 - ④ 相談窓口の設置
 - ⑤ 苦情紛争処理委員会の設置
- 3) 人材育成・情報提供等事業（取引情報提供事業）
 - ⑥ 受発注情報等収集提供事業
 - ⑦ 商談会等開催事業
 - ⑧ 取引条件改善講習会等開催事業

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
補助対象経費	83,217	80,737	87,291	85,792	74,228
交付総額	65,388	64,917	63,140	63,215	50,624
うち県交付額	65,388	64,917	63,140	63,215	50,624
補助率	78.6%	80.4%	72.3%	73.7%	68.2%

テクノ産業財団の中心的な事業の一つであるが、年々予算は減少傾向にある。
また、支出額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人件費	61,335	58,925	65,101	63,735	58,828
支援体制整備事業	5,184	6,284	5,432	5,092	5,583
窓口相談事業費	1,213	1,200	1,242	1,233	1,223
取引情報提供事業	11,843	10,956	12,470	12,756	5,594
業務管理諸費	3,639	3,371	3,044	2,974	2,999
その他の庁費	—	—	—	—	—
合計	83,217	80,737	87,291	85,792	74,228

(2) 当該制度の支出の効果の測定

当該事業の主な実績は以下のとおりである。

1) 支援体制整備事業

①支援体制整備円滑化等事業

②支援機関等連携（人材交流強化）促進事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
協議会等の開催	4 回	2 回	0 回	0 回	0 回
連絡協議会等への出席	4 人 4 回	11 人 2 回	8 人 5 回	8 人 4 回	7 人 4 回

③支援担当者能力開発事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
講習会等への参加	5 人 1 回	3 人 1 回	2 人 2 回	4 人 3 回	2 人 2 回

2) 窓口相談等事業

④相談窓口の設置

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
相談件数	不明	246 件	972 件	908 件	1,076 件
(経営革新)	不明	(0 件)	(0 件)	(0 件)	(0 件)
(その他)	不明	(246 件)	(972 件)	(908 件)	(1,076 件)

注：平成 17 年度については、当該事業と中小企業支援センター事業が一緒に実施されていたことから、当該事業として単独で把握できていない。

⑤苦情紛争処理委員会の設置

3) 人材育成・情報提供等事業（取引情報提供事業）

⑥受発注情報等収集提供事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
発注企業調査数	250 社	250 社	416 社	462 社	462 社
受注企業調査数	20 社	—	—	—	—
その他企業情報の調査数	1,250 社	1,250 社	1,293 社	1,295 社	1,268 社

⑦商談会等開催事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
商談会開催数	4 回	3 回	4 回	3 回	3 回
見本市出展数	12 小間	5 小間	7 小間	7 小間	7 小間

本年度は合同商談会が開催されるが、熊本県の受注側企業の割当ては 20 社しかないが、受注希望数は例年の 1.5 倍きている。平成 21 年度は発注企業は安定しているが、下請け企業の参加が多かった。

⑧取引条件改善講習会等開催事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
登録企業数	1,416 社	1,281 社	1,285 社	1,295 社	1,268 社
(発注企業数)	(387 社)	(385 社)	(382 社)	(381 社)	(374 社)
(受注企業数)	(1,029 社)	(896 社)	(903 社)	(914 社)	(894 社)

一般企業が直接連絡しても面会してもらうことは難しいが、テクノ産業財団が連絡すれば面会してもらえる可能性が高いことから、コーディネート業務としてのメリットはある。

補助事業であり、自主的に事業内容は決定できるはずであるが、他県と共同で実施している事業については熊本県が独自に決定することが難しく、優先的に実施しており、どうしても事業を削るしかない場合がある。

(商談会事業)

商談会の仕方としては、発注企業側が先にエントリーされ、これを公表して、下請け企業の参加を募る。面談の第一希望から第五希望を出し、テクノ産業財団が面談の予定を調整する。人気のある企業は申込が殺到することから、複数ブース設けることもお願いしている。アンケートの結果をみると、当該商談会に期待する声も多くみら

れる。発注企業側は開催ごとにメンバーが変わるように努力はしているが、一部に固定的に参加している企業もある。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の存続の是非

下請振興対策事業と中小企業支援センター事業等の他の事業は、実施している事業の内容が重複しているような印象を受けるものがある。

	下請振興対策事業	中小企業支援センター事業	テクノ産業財団運営
支援担当者育成等の支援体制整備事業	支援体制整備事業	支援体制整備円滑化事業	
窓口相談等による支援事業	窓口相談等事業	窓口相談事業	
人材育成・情報提供等事業	人材育成・情報提供等事業	プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業	高度技術振興事業分
専門家派遣等による支援事業		専門家派遣事業	

担当者の説明によれば、それぞれ対象とする業種や、支援対象企業の規模等により利用される事業が異なるとのことであるが、利用者からすればワンストップサービスであれば特に問題はないと考える。むしろ事業を整理することで、各事業に共通の管理費等を効率化できる可能性があることから、事業の整理について検討を必要とする。

(2) 当該制度の運用上の問題点について

下請振興対策事業はテクノ産業財団の中心的な事業の一つであるが、年々予算は減少傾向にある。テクノ産業財団の基幹業務であることから、その存在意義を考えれば予算を削る方向性はテクノ産業財団の存在意義を否定することにもつながることから、安易な予算削減は問題があると考えられる。

5. 県中小企業支援センター事業

1. 概要

中小企業支援法第7条に基づき熊本県に「中小企業支援センター」として指定された財団法人くまもとテクノ産業財団（以下、「テクノ産業財団」という。）が、中小企業や創業者等への経営支援のために実施する事業に必要な経費を補助する。

同機関の事業としては、民間出身のプロジェクトマネージャー（以下、「PM」という。）、サブマネージャー（以下、「SM」という。）等を設置し、県内の中小企業者等の各種相談に応じるとともに、専門家派遣、事業可能性評価、他機関の紹介等一貫した支援コーディネートを行っている。

具体的には以下のような事業を実施している。

①プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業

特定支援事業を一貫して管理するPM及びSM（PMを代理、補佐する者）の設置

②事業可能性評価委員会運営事業

中小企業者等からの求めに応じて、技術、ノウハウ等に係る事業可能性の審査・評価等を行う事業及び特定支援事業の実施に必要な委員会を開催する事業

③支援体制整備円滑化事業

特定支援事業の実施に必要な専門家等の募集、名簿の作成及び支援対象企業の掘り起こし等、特定支援事業を円滑に実施するための事業

④窓口相談事業

相談窓口相談員として専門家を配置し、中小企業者等が抱える経営上の問題に対して相談に応じるとともに、日常の取引等で生じた紛争について弁護士等や苦情紛争処理委員会において問題の処理を行う事業

⑤専門家派遣事業

創業や経営の向上を図る中小企業者等の求めに応じて、民間の専門家を活用して経営、技術、情報化等に係る診断・助言を行う事業

なお、平成22年度より、テクノ産業財団運営費補助事業と地域プラットフォーム活動支援事業費が中小企業支援センター事業に統合され、3つの事業がまとめて運営される。このため、事業の内容は以下のように変更されている。

- (1) 産業支援人材配置事業（旧中小企業支援センター事業）
- (2) 地域プラットフォーム連携強化事業（旧地域プラットフォーム活動支援事業）
- (3) 専門家派遣事業（旧中小企業支援センター事業）
- (4) 高度技術振興事業（旧テクノ産業財団運営費補助事業）

(5) 運営費（旧テクノ産業財団運営費補助事業）

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
補助対象経費	42,641	43,295	37,155	34,841	24,135
交付総額	39,335	38,044	31,488	29,472	19,582
うち県交付額	39,335	38,044	31,488	29,472	19,582
補助割合	92.2%	87.9%	84.6%	84.6%	81.1%

また、補助対象経費の各年度の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	15,902	16,244	9,966	8,135	—
(負担人員数)	(2名)	(2名)	(1名)	(1名)	(0名)
事業費	26,738	27,051	27,188	26,705	24,135
合計	42,641	43,295	37,155	34,841	24,135

人件費については、従来総務部長及びプライバシーマーク審査センター職員の2名分が補助されていたが、平成19年度より総務部長の1名分だけの負担となっている。また、平成21年度からは他の事業で総務部長の人件費を負担することとなったことから、人件費の負担がゼロとなっている。

平成22年度より、テクノ産業財団運営費補助事業と地域プラットフォーム活動支援事業費が統合され、まとめて運営される。予算規模は若干減少している。予算の調整は、専門家の派遣回数を30回程度減少させることで対応しており、人員は減らせていない。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

現時点で効果の測定は、事業計画通りの支出がなされているか確認している程度で、特に細かくは行っていない。

事業ごとの実績は以下のとおりである。(平成21年度時点で存在した事業のみ記載)

①プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
PM	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
SM	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
調査等旅費	115 人回	275 人回	283 人回	287 人回	255 人回

PM及びSMの経歴、業務内容については以下のとおりである。

	プロジェクトマネージャー (PM)	サブマネージャー (SM)
前職	民間企業、IT関連室長 経営計画作成、宅地建物取引主任者	民間企業、専務取締役 品質管理 (QC)、新製品開発 PL法対策、5S推進
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 重要支援企業の発掘及び訪問 専門家派遣事業の総括 相談対応 事業可能性評価委員会の運営 インキュベーション施設入居者及び入居希望者に対する指導助言 支援機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 重要支援企業の発掘及び訪問 専門家派遣事業の総括 相談対応 マーケティング支援 インキュベーション施設入居者及び入居希望者に対する指導助言 支援機関等との連携

調査等旅費の件数は非常に多く、旅費の発生する出張による調査だけでも、一人当たり3日に1度は出張しており、十分な活動であると評価する。

しかし、当該事業によりどのような成果が上がっているか、具体的な評価は存在せず、本当に当該業務が必要であるか検討がなされていない。

②事業可能性評価委員会運営事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委員会開催	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
調査等旅費	0 人回	5 人回	7 人回	6 人回	5 人回

具体的な事業計画を有する創業予定者や中小企業者の求めに応じ、事業化の有望性、技術の先進性、ノウハウの独自性、事業の発展性等多様な側面から事業の可能性についての評価を行う機関として、事業可能性評価委員会を設置し助言を行っているが、委員会の開催は年に一度であり、頻繁に行われているわけではない。また、委員会で検討されるのも、抽出された数件程度であり、委員会を開催する意義が十分理解できない。

③支援体制整備円滑化事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
専門家登録人数	156 人	164 人	174 人	160 人	168 人
旅費	38 人回	58 人回	62 人回	36 人回	48 人回

中小企業支援センターとしての事業の円滑な運営のために、支援体制を整備する事業。

④窓口相談事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
相談員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
相談件数	1,496 回	2,106 回	2,737 回	2,835 回	3,305 回
(創業)	(460 回)	(73 回)	(77 回)	(111 回)	(222 回)
(経営革新)	(743 回)	(49 回)	(42 回)	(55 回)	(46 回)
(その他)	(293 回)	(476 回)	(487 回)	(496 回)	(507 回)

中小企業支援センターのワンストップ相談窓口として、創業や経営革新、販路、技術BPなど、企業の各種相談に応じるとともに、必要に応じてPM、SMに取り次いだり、他の支援機関と連携をとりながら企業の課題解決を支援している。

相談窓口の事業としては、ある程度の問題については担当者が対応し、担当者では十分な対応ができない場合に専門家を派遣したり、他の支援機関と連携を図って支援するものである。

よって、中小企業の抱える悩みについて相談にのり、解決を図っていくという目的からすれば専門家派遣事業と共通であり、事業を分けて実施する必然性はないと考える。利用者からすれば両事業はサービスの中の選択肢として用意されていれば十分であると考える。

また、その支出の大半は外部協力者への謝金であり、内容を区分して予算化する必要性は低いと考える。

⑤専門家派遣事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
派遣回数	275 人回	282 人回	271 人回	271 人回	232 人回
(創業)	(22 人回)	(21 人回)	(15 人回)	(17 人回)	(53 人回)
(経営革新)	(238 人回)	(125 人回)	(128 人回)	(249 人回)	(173 人回)
(その他)	(15 人回)	(136 人回)	(128 人回)	(5 人回)	(6 人回)

④でも述べたとおり、窓口相談事業と目的が共通であることから、事業を一本化すべきであると考ええる。

(3) 今後の事業展開

「県中小企業支援センター事業」、「テクノ産業財団運営費補助金」及び「地域プラットフォーム活動支援事業」の3事業は、平成22年度よりひとつに統合されている。3つの事業については、テクノ産業財団の中核をなす事業であり、一つにまとめることでより効率的な運用が可能になると考える。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 他の事業との住み分けについて

下請振興対策事業は取引に関する部分の支援を対象とし、中小企業支援センター事業はそれ以外の部分を対象としている。ただし、下請振興対策事業は製造業中心と業種を限定していることから、中小企業支援センター事業でも製造業以外の業種については取引に関する相談にも対応する。

このように、同じような目的をもった事業が複数存在することから、当該支出がどの事業から支出すべきであるかがわかりにくい。また、利用者からしてもどの制度を利用すべきかわかりにくく、利用者側の視点にたった仕組み作りが不十分であると考ええる。

(2) PM及びSMの資質について

非常に幅広い業務内容となっており、適任者を選任にすることが困難であると考ええる。しかし、資格要件についてはごく一般的なものであり、当該事業の目的を達成するために必要とされる資格要件の定義が十分ではないと考える。PM及びSMの資質は、当該事業の目的達成に重要な影響を与えることから、今後資格要件について十分検討する必要があると考える。

6. 地域プラットフォーム活動支援事業

1. 概要

技術、人材その他の我が国に蓄積された産業資源を活用しつつ、創業等、新商品の生産

若しくは新役務の提供、事業の方式の改善その他の新たな事業の創出を促進するために、また、地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自立的発展を促す事業環境を整備するために、中小企業新事業活動促進法に基づく事業環境整備基本構想にて（財）くまもとテクノ産業財団（以下、「テクノ産業財団」という。）を地域プラットフォームの中核的支援機関に指定し、これを補助するものである。

地域プラットフォームとは、各種の産業支援機関が中核的支援機関を中心にネットワーク化し、研究開発から事業化までの各段階を総合的に提供する体制である。

当該事業で実施している事業は以下のとおりである。

①コーディネート活動支援事業

新事業の創出を促進するために行う産業支援人材・組織の発掘・育成等に関する事業。資金調達、販路開拓、ビジネスパートナー発掘を目的としたベンチャーマーケット「二火会」を年4回の予定で開催。

「二火会」とは新事業展開を図るベンチャー企業の方々が、資金調達・販路開拓・ビジネスパートナー発掘等を目的に、ビジネスプランを発表する場として、“くまもとベンチャーマーケット二火会”を開催しているもの。

当該マーケットは、県内外の企業やベンチャーキャピタル、金融機関等の方々を招き、ベンチャー企業とビジネスパートナー・投資家等双方の出会いの場を提供するものである。

②地域プラットフォーム連携強化事業

新事業創出支援体制の構築・強化、地域の新事業支援機関及び大学・研究機関等の連携並びに他地域の新事業支援機関等との交流によるネットワークの強化に係る事業。具体的には、産業支援機関連携支援部会の開催、「起業者向けセミナーのご紹介」パンフレットの作成・配布、「くまもとプラットフォーム」パンフレットの作成・配布、「中小企業会計啓発・普及セミナー」の開催等である。

③インキュベーション・マネージャー養成研修事業

新事業の創出を促進するために行う産業支援人材・組織の発掘・育成等に係る事業。（財）日本立地センターが主催する「インキュベーション・マネージャー（IM）養成研修」に起業家支援マネージャー1人を派遣。

④インキュベーション施設入居企業支援事業

新事業創出を支援する施設（起業家育成施設）の支援機能の強化を図るために行う、技術・商品開発支援、販路開拓支援、経営支援等研究開発から事業化までの一貫した支援事業及びこれらの支援事業を効果的に活用しながら入居者に対する支援を行うインキュベーション・マネージャー設置等の体制整備に係る事業。具体的には、創業間もない「夢挑戦プラザ 21」「夢挑戦プラザ県北・県南」の入居企業に、ビジネスの基本を学んでもらうための勉強会の開催。

⑤上記①から③の事業に係る人件費

当該事業のために雇用している派遣職員の人件費。

⑥創業者セミナー（くまもと起業塾）開催事業

創業予定者で、かつ具体的なビジネスアイデアを持った方に対して、多くのベンチャー企業支援の実績のある講師により、ビジネスプランの作成・実習を行う実践講座の開催。

⑦重点分野研究開発推進調査事業（平成 17 年度及び平成 18 年度のみ）

熊本県が産業支援の重点分野と位置付ける I T、半導体関連企業から研究員を招へいし、I T、半導体の分野に関する調査研究を行い、情報提供するもの。

2. 直近 5 年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
交付先	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
補助対象経費	51,195	47,219	34,776	33,453	31,784
交付総額	51,037	46,991	34,543	33,258	31,755
うち県交付額	51,037	46,991	34,543	33,258	31,755
補助率	99.7%	99.5%	99.3%	99.4%	99.9%

また、経費の具体的な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
謝金	6,733	6,430	3,014	2,254	2,120
旅費	5,714	5,331	1,236	1,179	866
研修参加費	115	130	130	44	150
事務庁費	9,003	5,895	4,895	3,893	1,784
委託費	8,115	8,366	4,216	3,889	3,196
人件費	21,514	21,066	21,284	22,192	23,668
合計	51,195	47,219	34,776	33,453	31,784

上記のように、熊本県の財政が厳しいことから、年々予算が削られている。しかし、人件費の予算は増額傾向にあり、他の物件費等で予算の調整がなされている。これは、セミナー等の開催数等は維持したまま経費を削減するため、謝金の安い講師を選定したり、できるだけ電話やメールで打合せを実施し、出張回数を減らす等の努力をしている。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

平成 21 年度時点で実施している 4 つの事業について、各事業の実績は以下のとおりである。

①コーディネート活動支援事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
「二火会」開催	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
参加者総数	457 名	※ 372 名	437 名	502 名	503 名
発表企業数	15 社	15 社	16 社	15 社	16 社
問合せ総数	126 件	86 件	118 件	106 件	69 件
商談総数	53 件	30 件	31 件	88 件	215 件
商談成立総数	20 件	11 件	9 件	25 件	14 件

※平成 18 年度の第 23 回開催については、参加者数の記録なし。

非常に参加者も多く、問合せ、商談、商談成立と十分な成果を上げている。開催が年に 4 回で、1 回当たり平均 4 社しか発表の機会がないことから、今後開催数の増加、発表企業の増加等による事業成果のさらなる引き上げが期待される。

②地域プラットフォーム連携強化事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
部会の開催	5 回	4 回	4 回	3 回	4 回
参加者総数	157 名	121 名	150 名	110 名	123 名

平成 17 年度においては講師を招いてのセミナー形式で実施されていたが、平成 18 年度以降は事例発表の割合が増加している。予算の削減による事業内容の制約が大きい可能性はある。

③インキュベーション・マネージャー養成研修事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
派遣人数	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名
派遣者	テクノ産業財団任期付職員	テクノ産業財団任期付職員	テクノ産業財団職員	テクノ産業財団任期付職員	テクノ産業財団任期付職員

当該事業により派遣されるマネージャーは、テクノ産業財団の所属である。そもそも、テクノ産業財団にインキュベーション施設の運営を任しているのは、財団にその能力が備わっていると判断されるためであり、当然インキュベーション・マネージャ

一といった人材が必要となる。よって、県費で財団職員を養成研修に参加させることには疑問である。

④インキュベーション施設入居企業支援事業

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施事業	博覧会の開催 1 回	博覧会への出 展支援 2 回	博覧会への出 展支援 2 回	博覧会への出 展支援 1 回	博覧会への出 展支援 0 回
参加企業数	31 社	11 社	19 社	23 社	—
参加者	400 名	24,790 名	—	—	—
問合せ件数	196 件	—	—	—	—
商談件数	38 件	18 件	3 件	1 社	—

当該事業は平成 18 年度以降、「夢挑戦プラザ 21」に関する勉強会の開催に重点が移ってきている。当該事業の目的からすれば、特に目的から外れる内容ではないが、あえて当該事業で実施すべきかについては疑問である。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) インキュベーション・マネージャーの育成事業について

テクノ産業財団にインキュベーション施設の運営を任しているのは、財団にその能力が備わっていると判断されるためであるが、さらに施設の効用を高めるためにインキュベーション・マネージャーといった人材が必要となる。よって、熊本県として当該マネージャーの育成を推進している。

しかし、当該事業は補助事業として実施されており、テクノ産業財団の自主事業に対する補助となっている。事業運営に不可欠な人材で、熊本県として育成を求めるのであれば、契約形態は委託事業が適切であり、今後契約形態の見直しが必要であると考える。

【意見】

(1) 事業の整理の必要性について

テクノ産業財団に対しては多くの事業の委託が行われているが、事業が企画された経緯は各々違うものの、その多くがテクノ産業財団に委託されることから、そこから得られる効果や結果については、重複する部分があると考えられる。

熊本県は平成 22 年度以降、当該事業は以下のような整理を行っている。

- (ア) 当該事業については、「県中小企業支援センター事業」に平成 22 年度より統合されている。
- (イ) 二火会事業は「創業・新分野進出推進助成事業」に移管している。
- (ウ) インキュベーション・マネージャーの育成事業及び、インキュベーション施設の運営事業については、「インキュベーション施設運営管理事業」に移管している。

当該事業のうち、インキュベーション施設入居企業支援事業については、専門家の派遣業務と内容が重複する部分があり、企業側からすれば両事業の色分けが分かりにくいと考える。さらに、数年に一度はテクノ産業財団への委託事業の整理を実施する必要があると考える。

7. ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（次世代マグネシウム合金基盤技術開発拠点構築事業費補助金）

1. 概要

(1) 目的

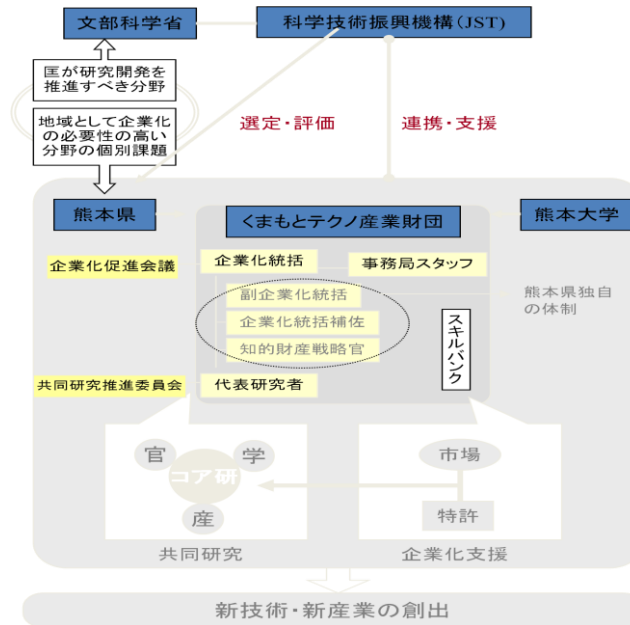
熊本県地域結集型研究開発プログラム「次世代耐熱マグネシウム合金の基盤技術開発」の円滑な実施及びそれに伴う同合金を活用した研究開発拠点の構築に要する経費に対して補助金を交付することにより、同合金の製造基盤技術を活かした本県のものづくり産業の振興を図り、もって本県の新技術・新産業の創出による経済産業の活性化につなげることを目的とする事業である。

(2) 事業の経緯

2006 年 9 月に、熊本県が提案した産学官連携技術開発テーマ「次世代耐熱マグネシウム合金の基盤技術開発」が、独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）の「地域結集型研究開発プログラム」の新規課題として採択された。

熊本県地域結集型研究開発プログラムでは、熊本・九州地域の企業、公設試、大学等が連携し、次世代耐熱マグネシウム合金の研究開発拠点、並びに、同合金を活用した自動車部品産業等の拠点形成を目指している。このため、(国)熊本大学で開発された KUMADAI マグネシウム合金技術を核に、内外の資源を結集して高度な研究開発、合金設計、溶解・鋳造・加工、材料解析・評価等を行う次世代耐熱マグネシウム合金実用化基盤技術プラットフォームを構築し、地域経済の活性化、我が国の産業競争力の強化に努める

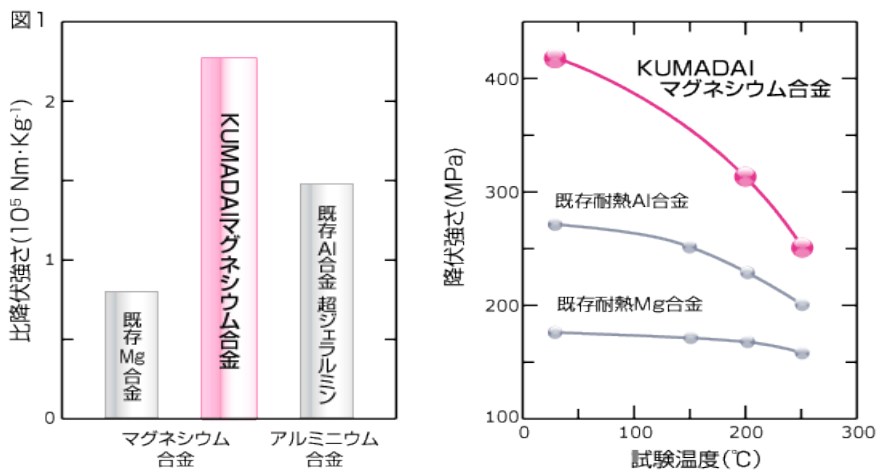
ものである。



<「KUMADAI マグネシウム」とは>

マグネシウムに遷移元素と特定の希土類金属が微量に添加された合金である。

長周期積層構造相という新たな原子配列構造を有し、室温で超々ジュラルミンを、高温で耐熱アルミニウム合金を凌駕する高強度・高耐熱性をもつのが特徴である。



マグネシウムは実用金属材料の中で最も軽量であり、パソコンや携帯電話等の情報機器の筐体や自動車部品として広く使われ始めている。

2003年に、熊本大学が従来の常識を覆すような優れた機械的特性を有する革新的なマグネシウム合金を開発した。開発された合金は「KUMADAI マグネシウム合金」と呼ば

れており、軽量化が喫緊の課題となっている自動車用材料として期待されている。

近年、北部九州に自動車産業が集積する中で、熊本県は北部九州に近く、韓国・中国とも貨物航路を持ち、自動車産業をサポートする部品メーカーの立地拠点として注目されており、自動車産業の競争力を支える地域として期待されている。

このような中、本県では平成17年6月に製造業の産業戦略として「ものづくりフォレスト構想」を策定し、さらに平成19年3月に「熊本県自動車関連産業振興戦略」を策定するなど、自動車産業等の「ものづくり」を産業振興の重要な柱とし、自動車産業に必要な人材の育成、技術力の向上、地域企業の自動車産業参入、関連企業の誘致等を積極的に進めている。なかでも軽量化に資する材料の開発は必須であり、このような本県のおかれた環境から次世代耐熱マグネシウム合金の研究開発・実用化に取り組むこととなった。

(3) 研究目標

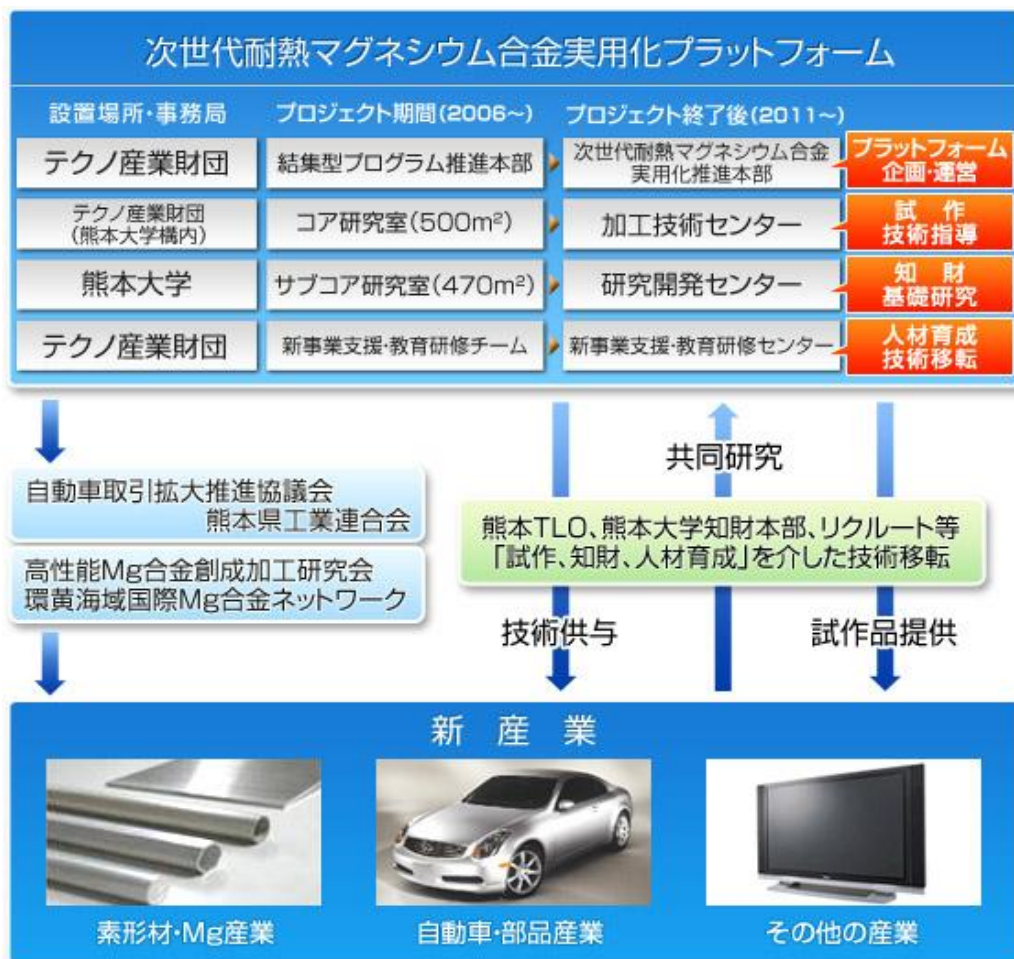
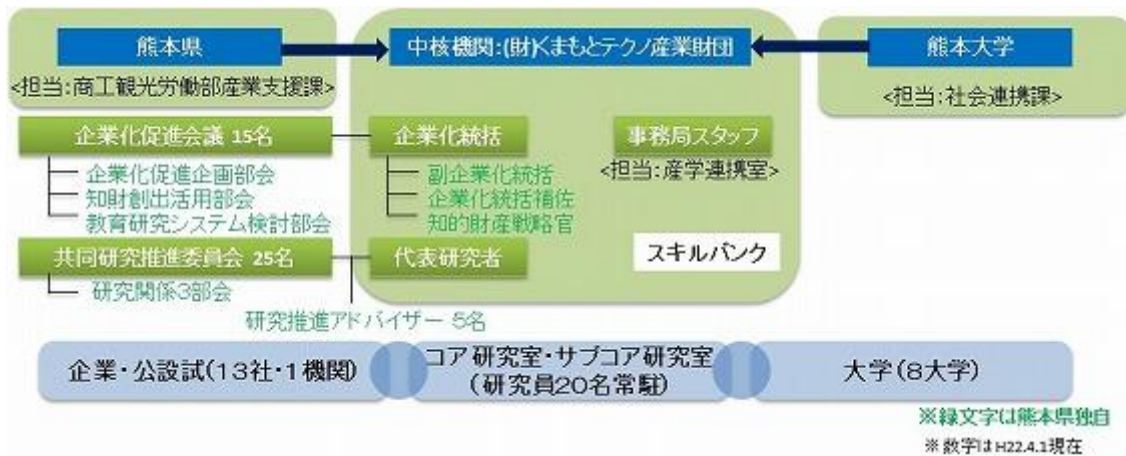
テーマ1：次世代マグネシウム合金材料設計開発

KUMADAI マグネシウム合金の早期実用化のため、合金成分と組織制御の両面から合金開発を進め、材料の強化手法とそれに基づく材料設計指導原理を確立する。円滑な実用化のため、構造物設計の基礎となる機械的性質（強度、破壊靱性、疲労特性）の評価とそのデータベース化、強化メカニズムや破壊メカニクスの体系化に取り組むとともに、基本特許の補強と周辺特許の確保を進める。

テーマ2：次世代耐熱マグネシウム合金製造基盤技術開発

展伸材とダイカスト材の両面から、次世代耐熱マグネシウム合金の製造プロセス設計の指導原理を確立するとともに、それに基づいて同合金の実用化製造基盤技術を確立する。

- ① 組織制御された高品質の鋳造材を製造するための制御溶解・鋳造技術の開発と大型溶解・半連続鋳造装置の開発
- ② 同合金に適した接合技術の開発や表面処理技術の開発などの製造基盤技術の確立
- ③ 試作を介した技術移転のための試作品供給体制の確立
- ④ 同合金の実用化製造プロセス特許の確保



2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
補助対象経費	—	—	91,261	88,279	28,738
交付総額	—	—	48,140	57,294	10,794
うち県交付額	—	—	48,140	57,294	10,794
補助率	—	—	52.7%	64.9%	37.7%

当該事業は、2006年9月に熊本県が提案した産学官連携技術開発テーマ「次世代耐熱マグネシウム合金の基盤技術開発」が、JSTの「地域結集型研究開発プログラム」の新規課題として採択されたことから始まっている。

この事業の前に、平成18年度に熊本大学において開発された高強度・高耐熱性マグネシウム合金に関する強化メカニズム等の解明に係る経費に対する補助をするために、「次世代マグネシウム合金強化メカニズム解析補助金」(補助金額 9,524千円)を支出している。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

JSTに対して提出している中間評価自己報告書が作成されており、熊本県はこれにより研究の進捗状況を把握している。また、これとは別に事業実施結果報告書が作成されており、この中では、企業化統括による総括、代表研究者による総括、事務局スタッフによる総括、自治体による総括と、それぞれの立場からの報告がなされている。報告書によれば、研究・開発は概ね当初のスケジュールどおり進んでいることになっている。

しかし、まだ素材開発の段階であり、今後商業ベースに乗せることができるのかが課題となっており、現在くまもとマグネ商品化研究会において、商品化について検討を加えているところである。

他の自治体では東京都が同時期に採択されているが、東京都は中間評価の結果が芳しくなかったことから、事業が縮小されている。これに対して、KUMADAI マグネシウムは順調に研究・開発が進んでいる事業であり、JST側も今後を期待している。この点では成果の上がっている事業といえる。

しかし、問題は熊本県が最終的な目標としている、製品化、企業化までにどの程度の時間がかかるかである。研究開始段階では内燃機関をもつ自動車のエンジン部品の軽量化に期待されていたが、時代はハイブリッド車、電気自動車の方向に急速に向かっており、内燃機関をもつ自動車が今後どの程度残っていくかは不明であり、自動車産業において当該材料がどの程度必要とされていくか不透明である。

また、当該材料にはレアアースといった希少金属を使用していることによる材料の供給面での課題や、現段階では材料の生産コストが高いといったコスト面での課題が存在していることから、製品化できる分野も限定される。

現段階では事業の評価をすることは時期尚早と考えるが、平成 23 年 11 月に JST のプロジェクトが終了した段階において、今後の製品化、企業化の目途を勘案したうえで、政策評価をすべきであるとする。

(3) 今後の事業展開

熊本県が公表している当該事業に関する今後の見通しは以下のとおりである。

<熊本県のコメント>

①事業進捗状況及び今後の見通し

当初計画より前倒しで製品評価に向けたサンプル供給が可能になるなど、技術基盤の形成は順調と言える。集中研究体制及び研究インフラの整備がなされ、フェーズⅡに向けた試作・知財戦略・人材育成などの技術移転体制も整備されつつあり、現時点におけるフェーズⅢでの企業化の達成可能性は高い。

②研究開発進捗状況及び今後の見通し

大型溶解・精製装置、大型半連続鋳造装置を設置し、KUMADAI マグネシウム合金のスケールアップをするなど、基盤技術の開発から実用化技術の開発へ順調に推移している。今後はトータルコストを考慮したプロセス開発、及び品質標準化に対するなお一層の取り組みが求められる。

テーマ名	コメント
1. 次世代耐熱Mg合金材料設計開発	コストの面から希土類代替元素の探索など、将来の資源需給を見据えた開発戦略を立てていくことが望まれる。
2. 次世代耐熱Mg合金製造基盤技術開発	産業創出のために、リサイクル性を考慮した製造加工技術へのシフトが不可欠である。

③成果移転に向けた活動状況及び今後の見通し

本合金が有する高耐力・耐熱性を活かした自動車部品への適用とともに、他方面への製品展開によって、本合金の社会的な認知度を高めていく必要がある。企業化にあたっては、参画する素形材メーカーの製品戦略に期待したい。

④都道府県等の支援状況及び今後の見通し

フェーズⅠにおける県及び熊本大学による研究開発環境の整備は順調に遂行され、今後も事業化・産業化に向けた効果的な支援を期待したい。また、地場産業の創出のためにも、県外企業の連携・誘致に積極的に取り組んで欲しい。

当該研究の期間は平成 23 年の 11 月までとなっており、その後の対応については現在検討中である。現在は合金自体の生産量が少ないことから、大量生産をするための環境の整備が必要となる。

なお、JST の「地域結集型研究開発プロジェクト」については、昨年の事業仕分において「廃止すべき」との意見がだされており、廃止する方針が決まっている。理由としては文部科学省が地方の研究に対して補助をすることに疑問があり、制度としては廃止すべきとしている。KUMADAI マグネシウム合金の研究に関しては、平成 23 年 11 月までの支援は継続する。

また、同様の性質をもつ支援制度として、経済産業省の研究補助制度が存在しているが、これは企業が独自に申請するものであり、産学官が連携する当該事業とは異なっている。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 事業の評価について

JST に対して提出している中間評価自己報告書が熊本県に対しても提出されており、熊本県はこれにより研究の進捗状況を把握している。JST の事業目標は材料としての KUMADAI マグネシウム合金の開発、生産基盤の確立であり、最終の企業化、製品化までは範囲に含めていない。しかし、熊本県としては当該合金を使用した製品の開発、これを生産する企業の誘致による産業振興までが目標であり、JST の評価をもって熊本県の評価とすることはできないと考える。

JST の評価によれば、材料としての KUMADAI マグネシウム合金の開発、生産基盤の確立はスケジュールどおり進行していることになっているが、熊本県が目標としている製品化までには解決しなければならない課題も多く存在しているため、独自のスケジュールとそれによる管理・評価手法を持つ必要があるが、監査時点では具体的なものは存在しなかった。

熊本県として、最終目標である製品化、企業化までのスケジュールを作成し、これによって事業の進捗状況の管理・評価を実施する必要があると考える。

【意見】

(1) 熊本県としての研究開発事業への関与の仕方について

この事業において利用されている JST の地域結集型研究開発プロジェクトは、産学官の三者が協力して、研究開発を進めていく事業である。しかし、研究期間は 5 年と短く、KUMADAI マグネシウム合金のように素材研究段階にある研究を、製品化、企業化

の段階まで進めるには、非常に時間とコストがかかるものとする。

通常素材の研究・開発だけで4～5年かかることから、その後の製品化、企業化までには10年近くの年月がかかる可能性がある。このような長いスパンで関与が必要となる事業に対して、自治体が全面に立って支援するような手法が適切であったか疑問である。

(2) 中長期的な具体的な支援方針の必要性について

当該研究開発事業については、平成18年度から平成23年度までの5ヶ年の基本計画が存在している。また、JSTのプロジェクトが終了する平成23年11月以降をフェーズⅢと位置付け、実用化に向けての段階と位置付けている。このフェーズⅢにおける熊本県として具体的な支援計画はたっており、プロジェクトの進捗状況に応じて今後方針が決定されるものとする。

しかし、このような大掛かりなプロジェクトについては、自治体としていつまで関与するのか、どこまで支援するのか、判断がとて難しい。特に今回事業については熊本県が主導でJSTへの申請を行っており、熊本県が一番先に撤退することは事実上困難であるとする。

どの段階まで研究開発が進捗すれば熊本県としての目標が達成できるのか、熊本県としての撤退時期について、検討をする必要があるとする。

また、熊本県の財政事情がひっ迫している現状において、JSTのプロジェクトが終了した後、自治体としてどのような支援をすることが適切であるか、慎重に検討すべきであるとする。

8. ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（次世代マグネシウム合金実用化研究開発補助金）

1. 概要

熊本県において、熊本県地域結集型研究開発プログラム「次世代耐熱マグネシウム合金の基盤技術開発」の研究成果である次世代マグネシウム合金に関する卓越した研究開発・産業拠点の形成を図るため、県内企業等が取り組む同合金の実用化に向けた試作品の研究開発に対し補助を行う事業である。

研究がある程度進み、棒状、板状、ビレットの素材を生産できるようになったことから、平成21年度より試作品の製作事業が開始されている。平成22年度までは事業は決定されているが、平成23年度以降の継続は未定である。

なお、商品化については「くまもとマグネ商品化研究会」（不二ライトメタル（株）代

表が会長を務める)が中心となって検討を行っている。

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	—	—	不二ライトメタル(株)
補助対象経費	—	—	—	—	6,937
交付総額	—	—	—	—	3,468
うち県交付額	—	—	—	—	3,468
補助率	—	—	—	—	50%

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	—	—	ネクサス(株)
補助対象経費	—	—	—	—	3,776
交付総額	—	—	—	—	1,852
うち県交付額	—	—	—	—	1,852
補助率	—	—	—	—	49%

予算総額は8,000千円で、かかった経費の2分の1の補助をしている(1社の限度額が4,000千円)おり、現在2社が補助を受けている。金額的には少ないことから、金型程度は購入できるが、機械装置を購入できる程ではないことから、現状は自前の機械を使用して製品化の実験をしている。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

当該補助金については、とにかく試作品を製作してもらう必要があることから補助するものであり、現状では出来上がったものの良否を問う段階にない。

しかし、現状では当該マグネシウムのビレットを入手しようとするれば、1キロあたり40万円もかかることから、企業側も気軽に製品化の実験を行うことができず、熊本県からの何らかの支援がなければ、今後製品化への道はほど遠いものと考ええる。

(3) 今後の事業展開

平成22年度までは事業は決定されているが、平成23年度以降の継続は未定である。

評価制度は特に存在しないが、(独)科学技術振興機構(以下、「JST」という。)に対

して提出している中間結果報告書が存在しており、これにより県としては研究の状況把握がなされる。

現在の問題点は商業ベースに乗せることができるのかが課題となっており、素材の購入が一番金額がかかっており、この補助を継続することを検討している。なお、素材はテクノ産業財団から購入している。

成果物は出来上がっており、ある意味事業の成果は上がっているが、企業側が求めるレベルにはない。今後は生産技術の開発が必要であり、これは企業側への支援ということになる。県としては NEDO 等の制度を利用した研究の継続をサポートする方針である。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 施設の利用制限の緩和の必要性について

当該事業に参加している民間企業の不満としては、製品化のための材料の供給が少なく、試作等が気軽にできない状況があげられる。他にも、生産は熊本大学の施設しか使用できず、使い勝手が悪いとの苦情が出ている。これは JST の資金で取得した施設は学術研究を優先しなければならないため、企業側が使用するには制約があり、熊本大学の研究を優先されるためである。

このような製品化、企業化に向けた障害を早急に取り除かなければ、さらに実用化までに時間がかかり、熊本県としての支出が増加する可能性があるため、早急な解決が望まれる。

9. 知的財産推進事業（熊本 TLO 事業補助金）

1. 概要

(1) 目的

県内の大学等の研究機関から研究シーズを産業界に移転させる直接的な技術移転事業と、技術移転を促進する環境を整える情報交流等の産学連携事業を（財）くまもとテクノ産業財団（以下、「テクノ産業財団」という。）が実施しており、当該事業の実施及び円滑な推進を目的として補助するものである。

産学連携は企業のニーズから研究シーズを探索するというあり方であるのに対し、TLO は研究シーズを公開して、企業に利用させるものである点で両者は異なっている。

テクノ産業財団では平成 13 年 8 月に文部科学大臣並びに経済産業大臣から事業計画の承認を受けて TLO 事業（熊本 TLO）を行っている。

TLOとはTechnology Licensing Organization (技術移転機関) の略称。

大学等の研究成果を産業界へ技術移転する機関であり、産と学の「仲介役」を果たす組織である。技術移転により新製品の開発や新規事業の創出を促すとともに、特許の活用により得られた収益の一部を新たな研究資金として大学等に還元することで、大学等の研究の更なる活性化をもたらすという、「知的創造サイクル」の原動力として産学連携の中核をなす組織である。

(2) 熊本 TLO の特徴

- ①従来から技術移転や産学連携の実績があるテクノ産業財団が事業主体である。
- ②熊本 TLO は熊本県内各大学等の連携・協力のもと、「地域連合型」の TLO として活動を行っている。
- ③「知的創造サイクル」の循環を促すため、発明等を行った研究者に対する実施料の配分率を高く設定している。

■ 発明等を行った研究者	50 %
■ 発明者の属する大学等	30 %
■ TLO	20 %

- ④産・学のネットワークを構築し円滑な技術移転を促進するため、研究者会員、企業会員等により構成される会員組織「くまもと科学 TLO クラブ」を組織している。誰でも入会することができるとともに、会員は 特典を受けることができる。
- ⑤「くまもとプラットフォーム」の中核的支援機関でもあるテクノ産業財団のメリットを活かし、様々な支援ツールを持つ県内産業支援機関との有機的な連携を通じて、的確かつ充実したサポートを行う。

2. 直近 5 年間の補助金実績

(1) 補助金の支給実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
交付先	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
補助対象経費	30,665	35,236	29,070	32,662	26,582
交付総額	22,002	25,074	16,261	27,184	20,716
うち県交付額	4,000	17,000	12,500	8,000	8,000
補助率	18.2%	67.8%	76.8%	29.4%	38.6%

※1 平成 17 年度は経済産業省から 15,341 千円の補助金が出たため、熊本県は 4,000 千円の補助金しか支出しておらず、補助率も低い。しかし、平成 18 年度は経済産業省からの補助金は 1,874 千円に減少し、熊本県の補助金支出額が 17,000 千円に増加したことから、補助率が急激に増加している。

※2 平成 20 年度から熊本県の補助金額が減少しているが、これは熊本大学が負担金を出したためである。平成 21 年度の支出金額は前年と同額であるにもかかわらず補助率が上がっているが、これは熊本大学の負担金が前年の半額となったためである。

平成 21 年度までは熊本県、熊本市及び（国）熊本大学で資金を出していたが、平成 22 年度から熊本大学は負担していない。これは、熊本大学は国立大学法人化したことから、独自に知的財産に関する部署を設けて活動し始めたためである。

熊本 TL0 の技術シーズのうち、9 割以上は熊本大学のシーズであったことから、熊本大学内に TL0 の事務局を置いていたが、平成 22 年度からは熊本大学の負担金がなくなったためにテクノ産業財団内に事務局を置いている。

（2）当該制度の支出の効果の測定

熊本 TL0 の特許出願に関する実績は以下のとおりである。

（平成 21 年 3 月 31 日）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
出願件数	5 件	7 件	4 件	0 件	3 件
審査請求	24 件	15 件	5 件	3 件	3 件
登録	3 件	2 件	7 件	6 件	3 件
ライセンス収入	2,559 千円	4,519 千円	7,791 千円	2,478 千円	3,228 千円
技術移転契約	43 件	33 件	31 件	13 件	16 件

実施許諾、オプション契約、譲渡契約、秘密保持契約を合わせると、282 件（平成 13 年度から平成 21 年度までの累積）の技術移転実績があるが、半分が県内企業へ、残りの半分が県外企業への移転である。県外企業への移転についても特に趣旨に反してはいないが、県内産業の振興策としては効果が期待できない。

また、上記をみると年々特許出願件数が減少しているが、これは熊本大学が法人化後自ら出願するようになったことに原因があり、これが大きな欠点であったと考えられる。TL0 ではいかに魅力ある研究シーズを確保するかが重要であり、この点では熊本 TL0 は研究シーズの確保の点で十分ではなかったといえる。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) テクノ産業財団における特許権の計上漏れについて

「Ⅶ 財団法人くまもとテクノ産業財団」の項で記載している。

(2) 熊本県としての実態把握について

特許件数、マッチング件数は報告を受けているが、実際にどの程度問い合わせがあったか、営業としてどの程度訪問しているか等の件数については、熊本県としては把握できていない。テクノ産業財団の自主事業ではあるが、補助することによる効果を期待するのであれば、結果だけでなく活動状況にも注意を払う必要があったと考える。なお、現在の補助要項には問合せ件数について記録・報告する規定が存在しないため、今後同様の事業を実施する場合に規定化を検討する必要がある。

【意見】

(1) 当該事業の存続の是非について

熊本 TLO では熊本県側から売り込みに行っていることから、どうしても営業力が弱かった。熊本大学は国立大学法人化したことから、独自に営業をするようになっており、技術シーズの提供も減少している。さらに、崇城大学、熊本県立大学以外は独自の知的財産に関する組織を設けており、東海大学については独自の営業力があり、熊本県立大学については出願特許の提供はないが県立大教員からの譲渡はあり、ライセンス料の還元も行った。

よって、熊本 TLO は制度としては役回りが終わっており、廃止を検討する必要があると考える。

(2) 事業廃止後の特許権の管理について

この事業は平成 22 年度をもって終了する方針とのことであるが、その後もライセンス収入は入ってくる見込みである。これについてはテクノ産業財団、発明者、所属大学とで分配する方針である。

特許権の大半は熊本大学に譲渡する予定であり、年金等のランニングコストは発生しないが、一部利用しづらい特許権について譲渡できないものが発生する見込みである。これについては、事業が終了することから収入は無いが、年金等のランニングコストが発生することから、テクノ産業財団の財政を圧迫する。特に EU 圏内で取得した特許権についてはコストがかかることから、今後発明者に特許権の放棄を打診する必要があると考える。

10. 知的財産推進事業（産学行政連携マッチング支援事業費補助金）

1. 概要

県内企業による大学の知を活用したイノベーションを促進するため、産学連携に高い実績を持つ県外大学との共同研究に向けたマッチングに必要な経費を補助する事業である。

県内の大学に欲しい研究シーズがないときに、県外の大学とマッチングさせることで県内企業の産業の振興を図ることを目的としている。

当該制度は平成 21 年度からの事業であり、TL0 とは共同研究段階から紹介する点が変わっている。

平成 22 年度募集要項

<対象者> 熊本県内企業、組合

<施策内容> 稼げる熊本県の産業づくりのためには、産学行政の連携による産業界のイノベーションが不可欠である。県内企業による大学の知を活用したイノベーションを促進するため、県内企業が、産学連携に高い実績を持つ県外の大学等との共同研究に向けたマッチングを行うための費用を支援する。

1. 補助対象者 県内企業
2. 補助率 1 / 2 以内
3. 補助額 上限額 1,000 千円（県外大学とのマッチング）× 2 件
4. 募集期間 平成 22 年 4 月 1 日（木）～6 月 1 5 日（火）

2. 直近 5 年間の補助金実績

（1）補助金の支出実績

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
交付先	—	—	—	—	不二ライトメタル（株）
交付総額	—	—	—	—	803
うち県交付額	—	—	—	—	803

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
交付先	—	—	—	—	（株）東京カソード研究所
交付総額	—	—	—	—	408
うち県交付額	—	—	—	—	408

(2) 当該制度の支出の効果の測定

平成 21 年度は 2 件の実績があり、大阪大学と不二ライトメタル（株）、（独）産業技術総合研究所と（株）東京カソード研究所の、2 件の共同研究を行っている。

補助金交付先	成果
不二ライトメタル（株）	マグネシウム合金の F S W 接合テストを実施でき、幅広材製造の目途がたった。
（株）東京カソード研究所	経済産業省の「低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト」へ産業総合研究所を含む複数メンバーによる参画が決定した。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の存続の是非

TLO では大学の研究成果を企業側に移転させることで、「知的創造サイクル」を生み出すことを目指している。これに対して、当該事業は共同研究を推進するための補助事業であり、成果を出すためにはまだ相当な時間とコストがかかる段階での支援である。共同研究の結果次第では研究成果が上がらない可能性もあり、本当に産業支援策としてここまで必要なのかは疑問である。

11. 創業・新分野進出推進助成事業

1. 概要

熊本県商工観光労働補助金等交付要項に基づく補助事業であり、具体的には、新事業の創出及び雇用の確保を図るため、財団法人熊本県起業化支援センターが実施する投資事業に係る人件費を補助対象とする。

なお、財団法人熊本県起業化支援センターに派遣されている県職員の事務局長に対する人件費の補助については、平成 21 年 12 月の最高裁判決により「自治体が派遣職員の人件費として外郭団体に補助金を出すことは派遣法第 6 条第 1 項の給与支給の禁止に抵触するものとして違法である。」とされたため、平成 23 年度から「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」第 4 条に基づき、熊本県が派遣職員に対して直接支払うよう見直すこととしている。

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	(財)熊本県起業 化支援センター	(財)熊本県起業 化支援センター	(財)熊本県起業 化支援センター	(財)熊本県起業 化支援センター	(財)熊本県起業 化支援センター
補助対象経費	9,011	8,893	8,942	9,671	9,269
交付総額	9,011	8,893	8,942	9,671	9,269
うち県交付額	9,011	8,893	8,942	9,671	9,269

(2) 当該制度の支出の効果について

財団法人熊本県起業化支援センターでは平成8年以降69社に対して595,375千円投資し、平成21年度末の残高は429,382千円となっている。なお、その間の投資利益は上場1社を含む3社分93,900千円、投資損失は3社分24,750千円であり、その他は投資額と同額を回収していることから、投資の結果は黒字である。

投資後10年で回収を原則としているが、69社中上場が1社、倒産が2社、残りはほとんどが投資金額と同額を回収という実績からすると、結果的に無利息融資と同様の利用形態となっている。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

12. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（情報サービス産業振興戦略推進費補助金）

1. 概要

熊本情報サービス産業振興戦略を推進するための必要経費を補助する事業であり補助率は2分の1以内である。

内容としては、各種セミナー、人材育成講義の実施、展示会出展等である。

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	—	熊本ソフトウェア(株)	熊本ソフトウェア(株)
補助対象経費	—	—	—	3,821	3,984
交付総額	—	—	—	1,910	1,900
うち県交付額	—	—	—	1,910	1,900

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

13. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(組込みソフトウェア教育研修事業費補助金)

1. 概要

組込みソフトウェア技術者を育成するためのカリキュラムの検討や教育研修講座を実施するための事業であり、補助率は2分の1以内である。

なお、シーケンス制御セミナー等のセミナーを年3回実施している。

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団
補助対象経費	—	—	4,088	4,655	3,359
交付総額	—	—	2,044	2,309	1,598
うち県交付額	—	—	2,044	2,309	1,598

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 補助対象経費について

産業支援課が発行している「補助金の手引き」によると汎用性のある機器(パソコン等)の購入は補助対象外となるが、本事業においては、パソコンリース料として年間135

千円(3台分)が支出されている。リース取引は実態として購入と変わらないことから補助対象経費として妥当かどうか疑問である。

また、パソコン3台をリース契約して使用しているが、嘱託人件費は1名だけ計上されており、残りはくまもとテクノ産業財団の職員が手伝うために利用しているとの説明であるが、職員の補助作業にかかる人件費も計上すべきである。

(2) 補助金に係る消費税の処理について

(財) くまもとテクノ産業財団は課税業者であるため、補助対象経費に消費税を含めてはならない。しかし、本事業においては税込金額を補助対象経費としているため、補助対象経費が過大となっている。ただし、平成21年度は補助率が2分の1を下回っているため補助金額に影響はない。

14. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(新分野チャレンジ支援事業)

1. 概要

補助事業者が、ソーラー・半導体・組込みソフト・システム関連分野の参入に必要な技術や知識等を習得するために、進出企業等に技術者を派遣したり、進出企業等から技術指導を受ける際に要する経費に対して行う補助事業であり、補助率は2分の1以内、上限は1社1,200千円である。

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	—	—	(株)プレシード他2社
補助対象経費	—	—	—	—	9,489
交付総額	—	—	—	—	3,600
うち県交付額	—	—	—	—	3,600

3. 監査の結果及び意見

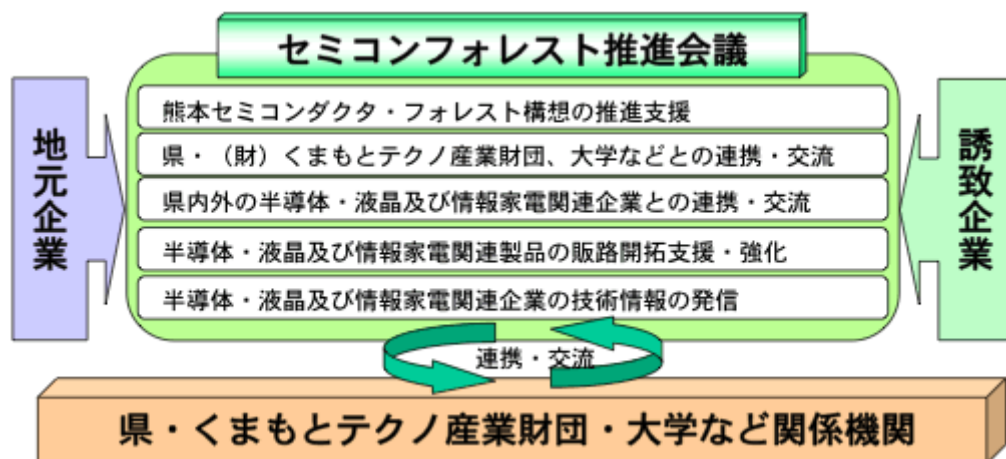
特に問題となる事項はなかった。

15. セミコンフォレスト推進会議負担金事業

1. 概要

セミコンフォレスト推進会議とは、2003（平成 15）年 3 月に策定された「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」を積極的に推進するために、産学官の多様なネットワークの形成や情報発信を行うことで、新技術・新産業の創出や人材育成・販路拡大につなげていくことを目指しており、この会議の運営資金を負担している。県の負担額は 1,500 千円を毎期負担しており、現在は県以外の会員から集まる金額では不足する部分を県が補填している。

平成 21 年度まではテクノ産業財団が事務局を兼務していたが、平成 22 年度より熊本県工業連合会に移管している。



(役員一覧)

- 会 長 熊本大学学長 谷口 功
副会長 東京エレクトロン九州株式会社取締役会長 岩津 春生
株式会社ミヤムラ取締役会長 宮村 宜司
理 事 株式会社RKKコンピュータサービス代表取締役会長 野田 照幸
株式会社オジックテクノロジーズ代表取締役社長 金森 秀一
株式会社荏原九州代表取締役専務 河端 巧
櫻井精技株式会社代表取締役社長 櫻井 一郎
ソニーセミコンダクタ九州株式会社熊本TEC代表 坂元 広則
NECセミコンダクターズ九州・山口株式会社代表取締役社長 稲田 義一
株式会社プレシード代表取締役社長 松本 修一
三菱電機株式会社パワーデバイス製作所熊本工場長 神立 信一
熊本大学工学部長 両角 光男

崇城大学情報学部長 原尾 政輝
 東海大学産業工学部長 市川 勉
 熊本県商工観光労働部長 中川 芳昭
 財団法人くまもとテクノ産業財団専務理事 緒方 好秋

監 事 株式会社肥後銀行情報営業部長 元山 哲夫
 株式会社熊本ファミリー銀行執行役員営業推進部長 寺本 秀逸

(会員数) 103 社

(会議の目的) 平成 17 年度に終了した文部科学省の地域結集事業の一環で、半導体のクラスター事業について、今後も熊本県の役割が出てくるのではないかとこのことで、人材育成、技術力の向上、販路の拡大を会議体の目的として作られている。

2. 直近 5 年間の負担金実績

(1) 負担金の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
負担先	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
支出額	2,500	2,350	1,995	1,995	1,596

県側も財源が厳しいことから、毎期負担額は減額する一方である。

(2) 当該制度の存続の是非

①協議会の積極的な活用について

熊本県は、1960 年代に半導体製造工場が相次いで進出して以来、半導体関連産業が成長を続け、現在では日本有数の半導体製造拠点となっている。当協議会にも 100 を超える会員が存在しており、今後の本県の半導体産業の行方を決定するにあたり、重要な役割を担っていると考える。

よって、熊本県は当該協議会で出される意見を積極的に活用し、今後の半導体産業に対する自治体としての支援の方針を決定すべきである。

委員会の記録をみると、「協議会で議論されたことを県の施策にきちんと反映させるべきであり、そのためにも開催頻度を増やす必要がある」との意見がでていいる。熊本県の担当者も会議に出席しているが、協議会から出た意見を施策や事業方針に反映させるための努力が期待される。

②協議会の整理について

当該協議会の平成 21 年 4 月 21 日開催の企画推進委員会議事録のなかに、以下のよ

うな意見がでていた。

- ・ 3つのフォレストという考えは、熊本県が予算を獲得するための役所の論理であり、その影響で協議会側も3班に組織がわかれている。
- ・ 協議会の数が多すぎるので、整理が必要である。また、研究開発の産学連携等については、窓口を一本化すべきである。
- ・ 組み込み関係は協議会等が錯綜しているので、まずは、きちんと整理することが大事。

上記のように、自治体側の事情により協議会が細分化されている面はあり、運用面からは不効率な部分が発生していると考ええる。また、中には参加しているメンバーが複数の協議会を兼任しており、参加者自身がいずれの協議会で議論した内容であったか混乱する可能性も危惧される。

熊本県側の財政状況も厳しくなっており、毎年協議会への負担金の予算も削られていることから、協議会を整理することによる運用面の効率化を図る必要があると考える。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

なお、平成22年3月末において、協議会の預金残高が2,666,526円存在したことから、その実在性を確認するために預金の残高確認等の作業を実施しているか確認したところ、銀行から残高証明書を手に入っており、また、残高も一致していた。

Ⅲ－２ 産業支援課－貸付金

1. 地域中小企業応援ファンド融資事業

1. 概要

財団法人くまもとテクノ産業財団が運営する「くまもと夢挑戦ファンド事業」への無利子融資を行うことにより、県内中小企業者及び産業支援機関への助成を支援する。

なお、2,010,000千円の貸付金のうち2,000,000千円は独立行政法人中小企業基盤整備機構より無利息融資を受けており、県負担の貸付額は、10,000千円である。また、ファンド総額は2,500,000千円であり残額は（財）くまもとテクノ産業財団が拠出している。

事業は平成20年度から実施しており、平成30年度までとなっている。

2. 直近5年間の貸付金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸付先	—	—	—	(財)くまもと テクノ産業財団	(財)くまもと テクノ産業財団
期首現在額	—	—	—	—	2,010,000
貸付額	—	—	—	2,010,000	—
償還額	—	—	—	—	—
期末現在額	—	—	—	2,010,000	2,010,000

なお、貸付対象事業である「くまもと夢挑戦ファンド事業」の平成21年度運用収入は36,466千円、支出は管理費995千円である。平成21年度の助成金決定額は30,891千円であるが、実際の支給は平成22年度になされている。

助成先9社のうち、2社が平成21年度中に事業化されている。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

Ⅲ－３ 産業支援課－委託料

1. 工業振興ビジョン策定に係る調査業務

1. 概要

平成 12 年に策定した「熊本県工業振興ビジョン」が平成 22 年で計画期間終了となるため、平成 23 年からの新たなビジョン策定に係る事前調書を目的とした、企業に対するアンケート調査を実施する事業である。新たなビジョンは県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、工業振興を中心とし、情報サービスや健康サービス産業も対象とした「熊本県産業振興ビジョン 2011」として策定するものである。

この工業振興ビジョンを策定するにあたって、各製造業の経営者がどのように考えているかを調査し、その意見を反映しているものである。

この他にも熊本県のホームページにおいて素案に対する意見の募集を行っており、できるだけ県民の声を反映したビジョンを策定できるよう努力している。

2. 直近 5 年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	—	—	—	—	熊本県工業連合会
支出額	—	—	—	—	610

契約方法は随意契約であり、契約の重要性がないことから、3 社見積りにより契約をしている。熊本県工業連合会を選ぶメリットとしては、300 社の会員・団体会員を有していることから、工業振興ビジョンの目的にあった企業に対してアンケートを実施することが可能である。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

600 社以上にアンケートを出しているが、回答は 3 割程度である。一般的に、回答の義務のないアンケートを、無名の団体から送られた場合の、回収率は 20%～30%であるといわれていることから、現在の回答率については問題ない水準であるとのことである。

アンケート結果をみると、県の施策に対する厳しい批判の声も書かれていたことから、これらの意見が今後の事業展開に適切に反映されることが期待される。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 計画策定のスパンについて

工業振興ビジョンの策定は10年おきになされており、内容としては今後熊本県の工業が目指すべき方向性についての中長期的な計画となっている。前回の策定が平成12年、その前が平成5年と比較的長いスパンで策定されているが、変化の早くなった現代において、この10年スパンで問題がないか検討する必要がある。

(2) 途中で計画の修正の必要性について

特に平成12年からの10年間の間に、リーマンショックといった全世界的に経済不況が起きていることから、平成12年に策定した工業ビジョンの目標については達成できていない部分も多い。このような工業振興ビジョンの内容に重要な影響がある事象が生じた場合は、途中で修正を行う必要があると考える。

2. 平成21年度地場企業と大企業の取引拡大支援事業

1. 概要

「稼げる県づくり」を推進するために、県内外の大企業との取引拡大に積極的に取り組もうとする県内中小企業等の技術力・受注力を把握し、大企業の発注ニーズを調査し、調査結果を活用して大企業と県内中小企業との取引マッチングを行うことにより、地場企業の受注拡大を図ることを目的とする。

具体的な内容は以下のとおりである。

- ① 県内中小企業の技術力及び受注力調査
- ② 大企業の発注ニーズ調査
- ③ マッチング対象企業の選定
- ④ 対象企業選定会議メンバーの選定
- ⑤ 対象企業選定会議の開催
- ⑥ 大企業の県内中小企業調査の仲介
- ⑦ 大企業と県内中小企業の取引マッチング
- ⑧ 報告を求められた事項についての報告書作成

2. 直近5年間の委託料実績

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	(財)くまもとテクノ産業財団
支出額	—	—	—	—	3,611

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の存続について

実際の支出内容をみると、コンサルタントへの謝金が予定されていたものをテクノ産業財団の人件費に流用した形となっている。これはマッチング推進員の人材確保が当初の見込どおりにいかず、やむを得ずテクノ産業財団の職員を充てたことによるものとのことである。

しかし、その後、「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」を開始したことに伴い、当該職員は本事業と「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」と両者を統括する立場に移行している。

「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」でも本事業と同内容の委託を行っており、両者の違いがどこにあるのかが不明瞭である。また、マッチング対象企業の選定は「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」との共催となっており、この面でも事業範囲の重複が懸念される。

実態としては、「平成21年度地場企業と大企業の取引拡大支援事業」における人材不足等の問題もあり、当該事業は「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」の補助的な事業となってしまっているとのことである。

当該事業は、平成24年度以降は規模を縮小して継続する方針とのことであるが、「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」との整理統合を検討すべきである。

3. 大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業

1. 概要

発注企業や最先端の技術が多く集積する大都市圏の企業と県内中小企業のビジネスマッチング（企業間連携、取引斡旋等）を重点的に推進し、県内中小企業の新たなビジネスチャンスを創造することを目的とする。

本制度は平成21年4月から県単独事業として実施していたものであるが、国の緊急雇用

対策実施に伴う基金交付により、大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業として平成 21 年 7 月からふるさと雇用再生基金事業に移行した。

当事業はふるさと雇用再生基金を活用した事業であり、その実施要件から支出の 2 分の 1 以上が新規雇用に係る人件費であることが求められている。

2. 直近 5 年間の委託料実績

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	—	—	—	—	(財)くまもとテクノ産業財団
支出額	—	—	—	—	38,360

当事業自体はすべて基金を活用しているが、当事業の周辺事業（地場企業と大企業の取引拡大支援事業、関東圏関西圏における受発注斡旋事業調査委託）は県で行っている。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 委託料精算金額について

受託者が法人内で作成している事業別収支計算書と県に提出した精算書の金額とが不整合であった。不整合となった理由は、収支計算書に計上されている勘定科目別の金額合計を、精算書で要求されている需用費等の目的別の区分に組替える際に、集計を誤ってしまったためである。

また、精算書は税抜きで記載し最後に消費税を加算することになっているが、組替え転記する際に消費税込みの金額をそのまま記入しているため、消費税が二重に計上されている。

委託料の精算にあたっては精算書の内容に誤りのないよう、受託者側の事務管理状況を確認すべきである。

(2) 実績の把握について

成約金額ベースでの実績を把握して、投入した資本と比較することにより成果の測定が可能と考えられるが、県では平成 21 年度実績について成約件数ベースでの実績把握ができていない。

支出効果を測る上でも事業実績の把握は不可欠であるとする。なお、平成 22 年度からは成約件数の報告を求めている。

【意見】

(1) 経過報告に関する事項について

ビジネスエージェント用に「熊本の産業 受注企業ガイドブック」(企業情報 19 社、商品情報 5 件)を作成し、企業・商品の内容を一件ごとに詳細把握し、マッチングの資料としている。マッチングの状況は連絡会議で経過報告している。当初は2か月に1回の予定であったが、現在は3か月に1回開催している。

連絡会議の議事録は作成されていないとのことであったが、可能な限り議事録を作成し、ノウハウの蓄積を図ることが望ましい。なお、平成 22 年度からは議事録を作成しているとのことである。

(2) 当該制度の存続について

基金終了後は規模を縮小して継続する方向で考えているとのことであるが、来年度の予算要求になるので、現時点では継続の可能性は不明である。財団側の意向としては、せっかくノウハウを積み上げてきているのだから、規模を縮小しても継続したいとのことである。ビジネスエージェントの活動は継続したいとの意向であれば、財団内に人材を確保する必要がある。

しかし、その一方で、ふるさと雇用再生基金の制度趣旨は、今後地域において継続雇用が期待される事業を対象としている。このため、当事業により新たな雇用が創出されなければ、事業の枠組みとして本来の趣旨に反することになる。

現状では平成 21 年度雇用した 8 名(事務補助員 2 名含む)のうち、1 名が民間企業に就職したにとどまっている。

平成 22 年度はさらに 2 名、補充 1 名、延べ 8 名がビジネスエージェントとして勤務し、事務補助員を 2 名増員している。この中から、ビジネスエージェントとしてどの程度人材を育成・確保できるのか、又は、エージェントが県内企業に再就職できるかどうか、事業存続に影響を与える。

したがって、今後は基金制度終了後の事業展開を見越した人材確保を行うとともに、基金制度の趣旨に沿った継続的雇用とのバランスを考える必要がある。

4. 関東圏や関西圏における受発注斡旋事業調査業務

1. 概要

関東圏や関西圏における受発注斡旋事業に関する事業内容や実施結果等の調査・分析を行うことにより、当該調査結果をビジネスマッチング事業へ展開することを目的とする。

委託先は熊本県工業連合会であるが、連合会で特定の調査員を任命しアドバイスを受け

ている。

なお、平成 21 年度単年度の事業である。

2. 直近 5 年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	—	—	—	—	熊本県工業連合会
支出額	—	—	—	—	883

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

5. 自動車関連受注拡大支援事業

1. 概要

九州における自動車産業の集積及びこれに伴う生産台数の増加は、自動車関連産業への参入・取引拡大に意欲を有する地場企業にとって絶好のチャンスであるが、その実現のためには自動車産業が求める厳しい Q (品質) C (価格) D (納期) への対応が必要不可欠となる。熊本県内にも下請企業をも合わせて 100 社 (協議会に加盟している企業) 以上の自動車関連企業が存在している。

そのため熊本県では、自動車関連企業 O B のアドバイザーとしての登録・雇用をさらに充実させ、地場企業への派遣により改善活動を支援していくとともに、地場企業における課題の把握と課題解決のための事業を実施していく必要がある。

また、営業戦略に乏しい企業、優位な技術、生産能力を有する企業に対し、発注企業とのマッチング機会創出のため商談会等のマッチング活動を積極的に推進していくことを目的として、セミナーの開催やアドバイザーの派遣を実施する事業である。

2. 直近 5 年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団
支出額	1,088	8,449	8,322	8,665	9,674

※1 平成 17 年度は金額が少ないが、これは平成 17 年度の途中で当該事業が開始されたためである。

※2 平成 21 年度の増額の理由は、従来アイシン九州に委託して研修を実施していた事業について、平成 21 年度よりテクノ産業財団に集約したことによる。

契約方法は単独随意契約である。理由としては、「テクノ産業財団は下請中小企業振興法に規定する下請企業振興協会に該当し、取引斡旋のため受発注情報の収集及び提供をその本来の業務とするとともに、県内企業の業務内容や取引状況はもとより、事業者メーカー等の発注情報や業界動向にも精通しており、このような機関は他にないため」とされている。

なお、当該事業は平成 22 年度 5 月以降から熊本県工業連合会に事業が移管している。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

平成 21 年度の実績は以下のとおりである。

- ・取引参入アドバイザー派遣 26 件
- ・取引専門コーディネータ企業訪問 240 件
- ・電気自動車に関するセミナーや九州各県連携による技術展示商談会を開催

あまり効果があがっていないとして、平成 22 年度よりテクノ産業財団から熊本県工業連合会に委託先を変え、他の事業と統合させる方針であった。しかし、テクノ産業財団と県内自動車関連企業との関係に配慮し、コーディネータ事業だけはテクノ産業財団に残している。

当該事業の効果により、どの程度受注の増加や新たな企業の誘致等ができているかについては、調査がなされていないことから不明である。しかし、当該事業の実施により熊本県と各自動車関連企業とのつながりが生まれ、情報を入手することで、次の展開を予想することができているとのことから、一定の効果は期待できると考える。

(3) 今後事業展開について

熊本県としてはアメリカ向けの輸出で自動車事業は拡大することを期待していたが、リーマンショックで自動車産業が冷え込んだ。これにより県内企業が参入する機を失っているが、景気が回復すれば受注拡大、新規参入の機会も出てくるものと考ええる。また、現在は県内の自動車関連企業が当該事業に協力してくれていることから、当面は存続させる必要があると考える。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 報告の様式について

熊本県に対して提出する「業務完了報告書」の様式はあらかじめ決められており、基本的には実施した事業について簡単に記載するようになっている。しかし、テクノ産業財団担当者によれば、当該事業を実施することにより得られるであろう効果は多く存在し、これを報告書に記載できておらず、実態が報告できる様式とはなっていない。

今後、形式的ではなく、より実態を把握できるような報告書の様式を検討すべきであるとする。

(2) 契約方法について

当該事業の契約方法は単独随意契約であり、理由は「県内企業の業務内容や取引状況はもとより、事業者メーカー等の発注情報や業界動向にも精通しており、このような機関は他にないため」とされていたが、平成 22 年度以降は熊本県工業連合会に移管している。

当該業務に最も適しているとの理由で単独随意契約を行っていたが、平成 22 年度に変更されていることから、単独随意契約という方法を採用したことには問題があったと考える。

(3) 熊本県工業連合会に移管した後の運営について

平成 22 年度より熊本県工業連合会に受託者が変更となっているが、移った後の事業の運営が適切にできるかが疑問である。他県はテクノ産業財団と同種の団体が自動車工業連合会の会議に参加している。平成 22 年度以後もそれ以前と変わらぬ運営がなされるように、熊本県としても十分モニタリングを実施する必要があると考える。

6. 水素燃料電池自動車研究開発対策事業

1. 概要

平成 22 年 2 月 4～5 日にグランメッセ熊本で開催された「2010 くまもと産業ビジネスフェア」において、本田技研工業（株）の水素燃料電池を使用した自動車 F C X クラリティの出展をすることを委託する事業である。

1. 開催日程：平成 22 年 2 月 4 日(木)、2 月 5 日(金)の 2 日間 10:00～17:00
2. 開催場所：グランメッセ熊本（熊本県上益城郡益城町福富 1010）

3. 参加企業：自動車、半導体、ソーラー、IT、バイオ、環境関連の県内外企業
 ※ アイシン九州(株)、西部電気工業(株)、平田機工(株)、富士電機システムズ(株)、
 (株)ホンダソルテック等約 130 の企業、団体等
4. 主催：(株) 肥後銀行、熊本産業文化振興(株)
5. 後援：九州経済産業局、熊本県、熊本市、くまもとテクノ産業財団、熊本県工業連合会
 他 26 社
6. 来場者：9,206 名 (2 日間合計)

2. 直近 5 年間の実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	—	—	—	—	熊本産業文化 振興 (株)
支出額	—	—	—	—	950

平成 21 年度の単年度事業である。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 当該事業の運用上の問題点について

当該事業の企画提案書においては、当該事業は調査事業と位置付けられており、出展だけでなく、メーカーからの聞き取り調査を行うことまで内容に織り込まれているが、業務委託契約書には調査に関する記載は入っていなかった。

担当者に確認したが、調査業務自体は実施しているとのことで、契約方法について問題があると考えます。

また、調査の結果について提示を求めたが、記録は残していないとのことであった。調査結果の記録を残していないことから、調査自体の実施意義が不明であり、事業の実施の意義が不明である。

【意見】

(1) 当該事業の支出の効果について

「2010 くまもと産業ビジネスフェア」の展示写真を確認したが、展示ブースには出展している自動車メーカー及びディーラーの名前は確認できたものの、熊本県の名前は確認できなかった。当該出展は熊本県主導であり、熊本県としても次世代のクリーンエネルギーについて積極的に取り組んでいることを広く来場者に対してアピールできていない。来場者からすれば、単なるディーラーが出しているブースとしか認識しないものと

考える。

したがって、当該事業については実施する必要性が感じられなかった。

7. 電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業

1. 概要

産学の協力を得ながら、新たな交通システム構築を通じた熊本型低炭素社会の構築を図り、ソーラー産業を、半導体、自動車関連に次ぐリーディング産業へ育成するため、ソーラーを活用した電動バイク、電気自動車の充電設備のインフラ整備等の方策に関する調査を実施する事業である。

<調査項目>

- ①電動バイク、電気自動車の市場拡大に備えての高速充電設備等交通インフラの整備
- ②高齢者による交通事故防止を目的とした電動福祉車両の普及
- ③市電と太陽光発電を絡めた新交通システムの開発
- ④電動バイクを活用した渋滞緩和のためのJR駅を起点としたパーク&ライドの導入
- ⑤スマートグリッド導入に向けたモデル事業の実施

<スケジュール>

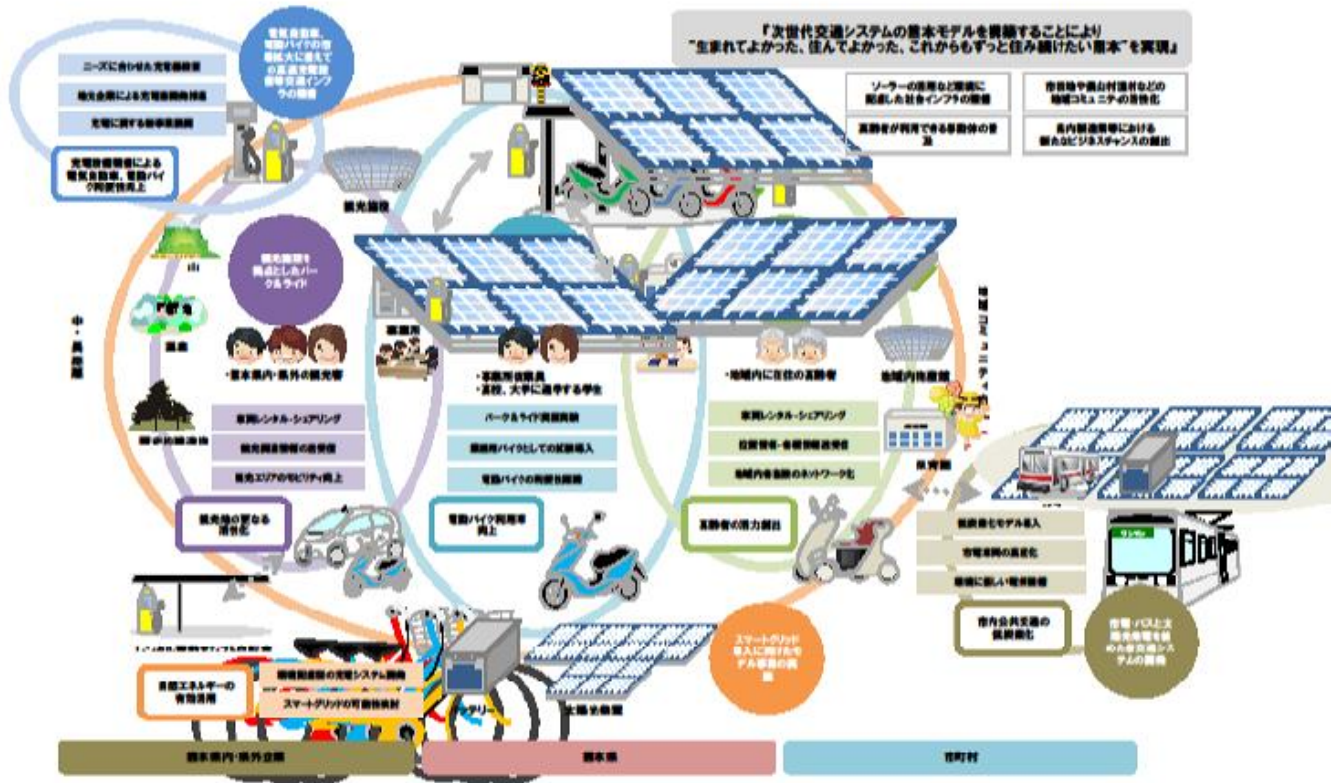
- ・平成21年7月地域活力基盤創造交付金（平成21年度調査費1千万円）内示
- ・平成21年10月28日産学行政で構成する第1回検討委員会開催。
- ・平成21年11月調査を委託
- ・平成22年3月調査結果報告
- ・平成22年4月以降具体的な事業展開

<今後の展開>

本調査結果に基づき、平成22年度から、産学行政が連携して、緊急性と実現可能性が高い事業から着手。電動バイクの普及による低炭素型コミュニティ構築事業（平成22年度事業）環境省「地域グリーンニューディール基金」を活用し、電動バイクを普及させることにより、マイカー通勤等に伴う温室効果ガス等の排出を抑制するためのモデル的な事業を実施（平成22年度、平成23年度事業）。

<事業内容>

- ・JR駅などに、電動バイクの駐輪場を整備。
- ・電動バイクに充電するための充電設備を整備するとともに、電源に太陽光発電を活用。
- ・自宅→会社までのマイカー通勤を、会社の最寄り駅→会社までの電動バイクによる通勤への通勤手段の変更を促す。



2. 直近5年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	(財)九州経済調査協会
支出額	—	—	—	—	9,913

当該調査はプロポーザル方式による指名競争入札により委託している。

まず県庁内にあるシステムにより交通調査業務を実施している業者のリストを作成し、そのうち今回のテーマに合う調査業務をしている業者を管理調達課が作成しているファイルを見ながら40業者に絞っている。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

監査の実施時点では、当該調査報告書を利用して、今後の方針を策定している最中であつたことから、支出の効果の測定はできなかつた。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかつた。

【指摘】

(1) 業者指名に関する絞り込みの過程の記録について

県庁内にあるシステムにより交通調査業務を実施している企業のリストを作成し、そのうち今回のテーマに合う調査業務をしている企業を管理調達課が作成しているファイルを見ながら絞っている。

しかし、その絞り込みの基準や過程について、明確な記録は残されていない。上記によりコンペへの参加資格があると判断された40社のうち、企画コンペへの参加の意思を表明したのは19社、うち最終的に出席したのは9社と4分の1以下に減少している。当初の絞り込み自体が適切な基準で行われていたか、疑問の残るところであり、判断基準等を記録として残しておく必要があつたと考える。

【意見】

(1) プロポーザルの採点方法について

9業者のうち、8業者は300～400点程度であるが、契約している業者は600点超の点数を獲得しており、大きく点差が開いている。しかし、採点表には詳細なコメントが少なく、何が評価されこれだけの点差が開いたのかが不明である。

採点表も「調査方法が適切か」等の漠然とした質問であり、今回のような特殊な調査で他に前例がなく、また今後の事業展開に大きな影響を与えるような事業の場合、採点に関するより詳細な記録を残す必要があつたと考える。

8. 特許流通アドバイザー育成事業

1. 概要

特許流通アドバイザーは国から県に派遣されていたが、平成19年度から派遣と育成がセットにならないと派遣自体を取りやめることとなつた。

このため、当事業は特許アドバイザーの役割を担う人材（特許流通アシスタントアドバイザー）を県庁に保持するための育成事業であり、OJT研修により育成することを目的としている。

特許流通アシスタントアドバイザーは特許流通アドバイザーの指導を受けて、特許流通アドバイザーと同様の役割を担うことを期待されている。

なお、育成する人材は委託先で雇用し、研修完了後は県の方針に沿った仕事をしてもらい、週2日（14時間／週）を県の特許流通アドバイザー業務に充てることとなっている。

<特許流通アドバイザーとは>

特許流通アドバイザーは、知的財産権とその流通に関する専門家として以下の業務を行うとされている（独立行政法人工業所有権情報・研修館HPより）

1) 特許流通個別案件の成立

- ①企業訪問等による企業ニーズ、技術シーズ（特許）、その他関連情報の収集
- ②収集情報の整理・分析、特許流通可能性の検討及び案件の類別と採用案件の選択
- ③特許流通の成功に向けた準備
 - ・企業マッチング
 - ・研究開発（プロトタイプ作製、共同研究等）に関するアドバイス
 - ・その他、特許流通の成功に向けた準備のために必要な活動（ビジネスプランの作成に関するアドバイス等）

④特許流通の成立に向けた取り組み

- ・契約（実施許諾、譲渡）に関するアドバイス

2) 特許流通アシスタントアドバイザーの指導・育成

OJT による特許流通アシスタントアドバイザーの指導・育成

2. 直近5年間の委託料実績

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	テクノ産業財団	テクノ産業財団	テクノ産業財団
支出額	—	—	3,025	3,013	6,051

平成19年度からの事業であり、平成21年度採用したアシスタントは以下のとおりである。

第1期（19年度、20年度）： 1名育成

第2期（21年度、22年度）： 1名育成、また第1期の1名は実務に就業

上記の実績からは育成について一定の成果をあげていると認められる。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

なお、特許流通アシスタントアドバイザーの育成は全国で行われている事業であり、他

県との競争力確保の観点からも引き続き実施していくことが望まれる。

9. 夢挑戦プラザ 21 販路拡大等推進事業

1. 概要

国の平成 20 年度ふるさと雇用再生特別基金事業に基づき、営業や販売等に関する専門的知識・技術等を有する者の雇用及びその者を使用することによる夢挑戦プラザ 21 入居企業に対する販路開拓、販売促進等の支援を目的として業務委託するものである。

委託業務の内容としては、営業及び販売等に関する専門的知識、技術等を有する者（2 名）の雇用及びその者を使用することによる実務経験を活かした販路開拓、販売促進等の支援である。

2. 直近 5 年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	—	—	—	—	夢挑戦プラザ 21 ネットワーク会
支出額	—	—	—	—	5,000

(2) 当該制度の支出の効果について

委託料に対する人件費の割合は 6 割強であり、委託契約書の条件である人件費割合 2 分の 1 以上は満たしており、短期的な雇用対策としては効果がある。

しかし、夢挑戦プラザ 21 入居企業への聞き取りでは、長期的雇用及び販路開拓、販売促進等に関して効果は認められない。

また、平成 21 年度から平成 23 年度までの時限的事業であり、短期的雇用に限っては効果があるが、その場合でも人件費割合を多くすべきである。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 委託費用の内容について

委託先収支精算書の旅費支出の中に、架空旅費、経費として認められない車両の修繕費等、不適切な支出が合計 133 万円含まれていた。収支精算書の旅費の支出日が、

会員企業立替分の精算分として3月31日に支出として処理されており、しかも各社万単位や5千円単位と実費とは考えられない金額で精算されていることは不自然である。

収支精算書だけでなく、立替精算の内訳までチェックすれば委託料支払前に発見できたと思われる。今後補助金や委託料等の検査については十分留意すべきである。

また、架空経費計上の動機が平成22年度の本事業保証金70万円が準備できないことであることを考えると、委託先の選定にも問題があったと思われる。

10. 知的財産情報検索支援事業

1. 概要

ふるさと雇用再生特別基金事業に基づき、知的財産情報に係る検索を担当できる人材が県内にいなかったため、相談できるアドバイザーを雇用するための委託事業であり、出願代理は弁理士が行うが、それ以前の相談（前準備等）を行うための人材確保である。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	発明協会
支出額	—	—	—	—	3,085

平成21年度は半年実施し、受入目標195件に対して実際相談件数250件であり、目標を上回る相談を受け付けている。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

なお、知的財産情報検索が真に必要なのであれば、ふるさと雇用再生基金終了後はどうするのか不明である。

11. 健康サービス産学行政連携推進事業

1. 概要

産学行政連携のためのコーディネータを配置し、県内企業と大学等のニーズ、シーズのマッチングにより付加価値の高い新たな健康サービス創出を支援することを目的とする。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	熊本県健康サービス産業協議会	熊本県健康サービス産業協議会
支出額	—	—	—	2,144	1,825

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

12. 五木健康サービス振興プロジェクト事業

1. 概要

人々の健康志向に着目し、五木の自然環境や食材等地域資源を活用した「ヘルスツーリズム」の旅行商品化に向けたプログラムを策定し持続可能な仕組みを構築することで、五木村の産業振興、地域活性化を目的としている。

なお、事業者の選定方法は、企画提案のプロポーザル方式となっている。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	(株) JTB九州
支出額	—	—	—	—	4,043

平成21年度は、ヘルスツーリズムの仕組みを構築するためのプログラムの策定までであり、平成22年度にモニターツアーの実施や医科学的効果検証等の事業が想定されている。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

13. 熊本県インキュベーション施設管理運營業務

1. 概要

独創的アイデアや技術的シーズは有しているが、資金力に乏しく事業スペースや経営ノウハウ等を有していない新規創業者等に対し、事業スペースの提供や相談員の設置等による支援を実施し、県内における新規事業を創出し、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

以前は熊本市長嶺に設置されていたが、平成19年10月上益城郡益城町(テクノリサーチパーク内)に移転している。

なお、事業内容としては次のとおりである。

- (1) 入居企業等の募集、選定業務
- (2) インキュベーション施設の運營業務
- (3) 受付、案内業務
- (4) 起業化及び事業化に関する支援業務
- (5) 電気及び上下水道等の供用業務
- (6) その他創業者支援に必要な業務

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団
支出額	6,764	6,773	9,323	9,898	8,559

なお、平成22年3月末現在の入居状況は次のとおりである。

設立年月	平成19年10月(移転)
総入居企業数	32社
卒業企業数	16社
現入居企業数	12社
廃業企業数	4社

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

14. 大学連携型起業家支援事業

1. 概要

独立行政法人 中小企業基盤整備機構が設置する起業家支援施設「くまもと大学連携インキュベータ」において、インキュベーション・マネージャーを設置し、大学等研究機関と連携して新事業の創出を目指す研究開発型の入居企業等に対する経営、技術開発等に関する支援の提供を行うことにより、熊本県における新事業創出を促進し経済活性化を図ることを目的としている。なお、マネージャーの配置は中小企業基盤整備機構が2名、本事業が1.5名となっている。

業務内容としては、支援人材の配置、入居企業等に対する新事業の創出に対する新事業の創出に関する支援、ビジネスセミナー等の開催及び創業並びに新事業の創出に関する情報の収集、発信等を行っている。

委託先の支出7,895千円のうち人件費が6,378千円で、その他は旅費、消耗品費等の支出である。

2. 直近5年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団
支出額	4,091	9,906	9,906	9,910	7,877

(2) 当該制度の支出の効果について

当事業だけの支出の効果は把握困難であるが、「くまもと大学連携インキュベータ」事業の平成22年3月末現在の入居状況は次のとおりである。

設立年月	平成18年2月
総入居企業数	23社
卒業企業数	2社
現入居企業数	19社
廃業企業数	2社

上記の状況から、当事業は存続が妥当と思われる。ただし、マネージャー支援事業の効果について、中小企業基盤整備機構と連携して入居企業の要望等を取り入れていく必要がある。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) マネージャーの人件費の振替について

マネージャー1名分の人件費の半分をプラットフォーム事業(補助事業)の人件費に振替えてあるが、この振替額については特に数値的な根拠が存在しない。振替額については妥当な数値的な根拠に基づいて行われる必要があることから、今後勤務時間数等の実績をとり、これに基づいて計算すべきである。

15. 地域連携型インキュベーション施設管理運営業務

1. 概要

菊池市及び八代市におけるインキュベーション施設の設置及び運営を行うことにより、県北地域及び県南地域における新規創業者等に対する支援の充実を図り、本県における均衡のとれた創業及び新事業の創出を促進することを目的とする。

業務内容としては、熊本県インキュベーション施設と同様であるが、インキュベーション施設に入居していない県北県南の新規創業者等に対する創業及び新事業の創出に関する支援も行っている。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	(財)くまもとテクノ産業財団
支出額	—	—	—	—	12,988

なお、平成22年3月末現在の入居状況は次のとおりである。

設立年月	県北(平成21年5月)	県南(平成21年5月)
総入居企業数	4社	3社
卒業企業数	0社	1社
現入居企業数	3社	2社
廃業企業数	1社	0社

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) マネージャーの人件費の振替について

人件費のうち 955 千円は、熊本県インキュベーション施設管理運営業務のマネージャー1名の1月～3月の給与相当額の振替である。勤務状況を地域連携型事業に關与する時間が総勤務時間の4分の1と判断した処理であるが、この振替額については特に数値的な根拠が存在しない。振替額については妥当な数値的な根拠に基づいて行われる必要があることから、今後勤務時間数等の実績をとり、これに基づいて計算すべきである。

【意見】

(1) インキュベーション施設管理運営業務の統合について

当事業はまだ1年間の実績だけであり、今後の推移を見守ってもよいと思われる。ただし、県インキュベーション施設管理運営業務は、人件費や広告宣伝費、チラシ作成料、セミナー開催費用等、共同で支出する費用も多いため、他の施設の管理運営業務と統合することによる効率化の検討も必要である。

16. 大学発ベンチャー・夢挑戦ビジネス支援事業

1. 概要

大学生、高専生、高校生を中心にした若者から斬新なビジネスプランを募集し、優秀な者を表彰するとともに、創業に必要なセミナーを受講させることにより、若者の創造能力とベンチャー精神の育成を図ることを目的としている。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	(財)くまもとテクノ産業財団
支出額	—	—	—	—	887

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

17. コーディネート活動促進事業

1. 概要

(1) 目的

熊本県では、「熊本県工業振興ビジョン」に掲げる重点5分野（新製造技術、情報通信、環境、バイオテクノロジー、医療福祉）を中心に、産学官の連携ネットワークの構築・強化を図り、研究開発や事業化を促進している。（財）くまもとテクノ産業財団（以下、「テクノ産業財団」という。）のコーディネータを中心に、バイオ関連分野の研究開発・事業化の相談窓口として、研究機関・企業等のマッチング、連携グループ形成、研究助成応募等をはじめ、研究開発から事業化までトータルな支援を行っている。

このコーディネータの設置事業を熊本県がテクノ産業財団に委託している。

当該事業は平成18年度より開始されており、地域研究開発促進拠点支援事業（以下「RSP事業」という。）が平成17年度で終了したことから、これを熊本県が引き継いだものである。

なお、平成22年度より（社）発明協会熊本県支部に委託先が変更されている。

(2) コーディネータの活動事例

コーディネータは、企業の要望により大学で基礎研究している案件を探して、共同研究、販売までをサポートする。TLOは大学側から企業への流れであるが、この事業は企業側から大学への流れである点で異なっている。

・バイオ関連分野の総合相談窓口として、県内の研究者・企業等のシーズ・ニーズ等の情報を幅広く収集

・情報とネットワークを駆使して、県内の研究者・企業等との間の斡旋・仲介を行い、連携グループ形成を支援

・国や各種法人等の研究助成情報を幅広く収集・提供し、応募書類等の作成・提案等を支援

・共同研究体制構築、関係機関の調整、知的財産取得、企業での技術移転等まで研究開発を幅広く支援

・事業化に必要なマーケティング、ビジネスプラン、販路確保等に関して、適切なソフト支援を実施 等

2. 直近5年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団
支出額	—	17,379	22,881	15,449	12,923

コーディネータ数は3人で、常勤1名、非常勤2名で実施していた。平成21年度の予算段階では非常勤者は1名で十分ということになっていたが、最終的には2名必要ということになり、1名追加で雇用している。常勤者については、当該事業以外に、特許流通アドバイザー事業にも従事しており、両方から給与ももらっている。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

従来この事業はRSP事業として(独)科学技術振興機構が行っていたが、県の事業となってから国の研究プロジェクトとして採択されたものは2件だけである。しかし、国のプロジェクトとして採択されなくても、企業側は大学に紹介してもらっただけでも、コーディネータを活用する意義はある。

しかし、平成22年度より当該事業は(社)発明協会熊本県支部が受託している。これは、企業側と大学側を連携させ、国のプロジェクトとして研究を採択してもらうためには、一定のノウハウが必要とされるが、従来テクノ産業財団が雇用していた担当者には当該ノウハウが十分備わっていなかったと判断されたためである。

(社)発明協会熊本県支部で当該事業のために雇用した担当者については、過去に採択までつなげた経験を有しているとのことで、今後より効果があがる可能性はある。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の存続の是非

景気低迷の影響から、企業側は基礎研究等にコストをかける余裕がなくなっている。大学等の研究機関からすれば、国等からつく補助金の額が削減されていることから、積極的に民間企業等から資金を集める努力をしている。よって、双方に連携するメリットがあることから、産学連携をコーディネートする当該事業の存在意義は高いものとする。

しかし、熊本県としても財政状況が厳しい中、際限なく支援を行うことはできない。よって、当該事業が達成すべき目的を明確にし、年間のプロジェクトの採択数、連携

による事業化数等の数値的な目標を設定する必要があると考える。

(2) 事業形態について

当該事業の契約形態は随意契約である。理由としては、業務の専門性が高く、他に当該事業を実施できる団体が存在しないためとのことである。

しかし、実態としては当該事業を実施するために人員を確保しており、随意契約の理由としては十分ではないと考える。むしろ産学連携の支援という設立目的を持つ(財)くまもとテクノ産業財団の自主事業として実施してもらい、これを熊本県が補助するといった事業形態が適切ではないかと考える。

< (財) くまもとテクノ産業財団 設立目的 > (財団ホームページより)

県内の産業界、学界、行政の3者が一体となって、中小企業をはじめとする県内事業者の研究開発を支援することなどにより、高度技術に立脚した産業開発を促進し、もって県民生活の安定向上と県経済界の均衡ある発展に資することを目的としています。

18. 農林漁業者ニーズ製品化支援事業

1. 概要

農林漁業者の現場にある様々なニーズを調査し、企業が持っているシーズとマッチングさせることにより、新製品の開発支援を行う事業であり、ふるさと雇用再生特別基金を活用し、平成21年度から平成23年度まで実施予定である。

委託先は(財)くまもとテクノ産業財団である。

農林漁業者のニーズの重点ニーズ72件のうちから41件に絞り込み、重要と考えられるものを抽出し、当該ニーズについて100%の製品開発を目指すものであり、絞り込みにあたっては、重点取組ニーズに対する以下の項目について精査を実施した。

- ・既成品があり各企業、機関で性能の向上などを研究中
- ・特殊ニーズであり市場が限定される
- ・類似ニーズと統合して調査できる
- ・高度な技術・過大な初期投資が必要
- ・加工食品製造分野である

企業側の情報をすでにもっていることから、その情報をもとに具体的な製品開発に向けたマッチング作業を平成22年度に行う方針である。実際にはマッチングまでの作業を複数のフェーズに分け、3年間で実施する事業である。

2. 直近5年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	(財)くまもとテクノ産業財団
支出額	—	—	—	—	6,865

なお、3年間の委託料総額（予定額）は22年度9百万円、23年度9百万円の見込みである。

(2) 当該制度の支出の効果について

当制度の進捗状況については、毎月、調査票を入手しており、最終報告書は実施した調査内容、問題点、ニーズの抽出と分類等の項目別によくまとめられているが、実際の製品発売につながったケースは今のところない。

平成22年度はマッチング作業を予定より前倒しして行っており、平成22年度の中間報告書（22年9月まで）を入手したところ、その中で、農工連携による製品化の試みが以前からあることが報告されている。

過去に実施されたものが比較的大規模なものに対して、今回の連携調査は小規模のものを吸い上げるものである点で過去の取組とは相違がある。なお、現場の農林漁業者はそのような取り組みがあることを知らない場合が多く、農林漁業者側からのニーズの吸い上げという点では改善の余地がある。

一方で、個々の農林漁業者のニーズに合わせるとカスタム品の製作となってしまう、メーカー側では採算ベースに乗らず、製品化に至らない恐れがあると考えられる。

しかし、本質的には「雇用創出」のための事業であり、その意味では効果があったと認められる。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 支出実績の精算額について

テクノ産業財団から提出された支出実績の精算額と財団内部で作成している事業別収支決算書を突合したところ、人件費について73,754円の差異があった。当該差異の発生理由は福利費の振替もれによるものである。

担当課が県に精算書を提出する決裁日が3月31日であるのに対して、財団内で決算が確定するのは5月中旬以降であり、県に対して提出する報告書に反映できる決算内

容に限界がある。決算振替を行っている事項については、県への精算書提出時に反映させることは困難であり、事後的に決算書を追加提出することを求める等により、情報の補完をする必要があると考える。

19. 在宅勤務型ビジネスモデル事業

1. 概要

(1) 事業内容

基盤の整備や働き方の多様化が進むなかで、中小企業による在宅勤務型ビジネスのモデルとなるような取組を支援することにより、県内中小企業による新事業創出や新分野への進出を促進する。

具体的には、在宅雇用を行う先に対して委託契約し、人件費や設備整備費、管理経費などを支給する。経費（委託費）については、ふるさと雇用再生特別基金事業の実施要項から人件費の割合が2分の1以上で、かつ、経費の上限は新規雇用者1人あたり185万円を上限とする。

(2) 根拠法令

在宅勤務型ビジネスモデル事業募集要項

在宅勤務型ビジネスモデル事業に関する委託事業者選定審査会設置要項

ふるさと雇用再生特別基金事業実施要項

(3) 支給手順

支給手順は以下のとおりである。

公募 → 応募 → 審査（審査表作成し上位7社を選定）審査表は5項目の審査項目に対し5段階評価（配点10、8、5、3、0点） → 実施 → ヒアリング（11月頃） → 概算払い申請 → 支払 → 実施 → 報告書作成 → 検査 → 支払

ふるさと雇用再生特別基金を利用したため県の負担はなく、継続的な雇用創出として目標15名に対して実際の雇用創出数15名であり、公募に対し9件の応募があり、審査のうえ7件の相手先と契約している。

(4) 実施機関

第1クール：平成21年度から平成22年10月まで

第2クール：平成22年10月から平成23年3月まで（実施予定）

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	7件
支出額	—	—	—	—	23,517

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 事業内容と基金制度の趣旨との整合性について

支出予算は(款)労働費(項)失業対策費(目)失業対策総務費(節)委託料で立てられており、支出予算を見る限り、新規事業開拓というより失業対策としての事業として捉えられる。また、事業費における新規雇用失業者の人件費割合が2分の1以上と定められていることからみて、内容的に当事業は雇用助成金に近いと考えられる。

その一方で、ふるさと雇用再生特別基金では委託事業しか認められていないため、本事業は委託事業として実施せざるを得ない。

委託事業であるからには何かしらの「成果物」が存在するはずである。本事業の本来の成果物は「雇用機会の創出」であるから、その意味では新規雇用が行われる限りにおいて事業目的は達成されているとも言える。

しかし、当該基金の趣旨が「(前略)地域における雇用継続が期待される事業において(中略)安定的な雇用機会の創出を行う」とされていることから、単に新規雇用を生み出すだけでなく、雇用が継続されるかどうかも重要な要素であると考えられる。

事業の結果は、「業務完了報告書」に記載されている。ここでは新企業の成果、在宅勤務の効果、雇用の波及効果、雇用の継続可能性、次年度に向けた課題・問題点等が記載されている。この記載内容を検証することにより、在宅勤務という就業形態が新規雇用創出及び雇用継続に対してどのような効果があるのか、あるいは、どのような点を改善すべきか等の有用な情報が得られると考えられる。

基金の趣旨を達成するためにはそのような分析を行い、在宅勤務支援事業に関する今後の制度設計の参考とすることが必要である。

【意見】

(1) 審査方法について

審査結果を確認したところ、各委員で評価が大きく異なっているものがあつた。審査を行う際の基準としては審査項目別に「審査の視点」が示されているが、抽象的な表現に止まっており、審査結果は審査員個々の判断によるところが大きいものと推察

される。

5段階評価では「特に優れている」、「特に劣っている」場合、それぞれ10点、0点の評点が付されることになる。しかし、その判断は審査員の資質に委ねられているのであるから、審査の恣意性を排除するためには、そのような評点が付された場合その判断の理由を必ず記載するように求めることが望ましい。

20. 企業人材育成事業

1. 概要

製造業及びこれに関連する事業を営む県内企業の経営基盤を強化するとともに、世界同時不況による厳しい経営環境を変革の時期と捉え、変化に柔軟な対応力を向上するために、企業経営をとりまく情勢をグローバルな視点から正確に把握し、柔軟でかつ強靱な企業風土を構築できる経営者を育成することを目的としてセミナーを開催する事業である。対象企業は、工業連合会の会員をはじめ、製造業及びこれに関連する事業を営む企業を考えている。

熊本県単独で実施している事業であり、根拠法令としては特にない。

現在、熊本県工業連合会（以下、「工連」という。）が受託しており、契約方法としては随意契約である。

2. 直近5年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	県工業連合会	県工業連合会	県工業連合会	県工業連合会	県工業連合会
支出額	887	876	786	957	780

平成20年度は景気悪化の影響から、追加で1回開催し、全部で5回実施している。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

過去5年間のセミナーへの参加人数は以下のとおりである。

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
第1回	59	40	24	45	44
第2回	48	47	57	33	16
第3回	36	50	36	59	39

第4回			27	30	29
第5回			39		
小計	143	137	183	167	128
特別セミナー①	16	33	34	204	
特別セミナー②	27	18			
小計	43	51	34	204	
総計	186	188	217	371	128

案内は工連に委託していることから、工連の会員に対して案内を郵送しているが、ホームページでも案内は行われている。工連の会員が 280 社で、これでは案内する数が少ないため、(財)くまもとテクノ産業財団の登録企業に対してもファックスにより案内を送っている。

各回でアンケートを実施していることから、回答内容を確認したが、参加者は概ね満足しているようであった。ただし、参加人数をみると、参加者が多い回と少ない回がある。これはセミナーとしては当然の問題であるが、参加者が興味を持つテーマ及び講師を選んでいるかに影響を受けている。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の存続の是非

内容としては専門性が強く、熊本県として今後誘導したい方向性が強く現れた研修内容となっている。

(参考：平成 21 年度実施テーマ)

第 1 回 「京都発!!環境ナノテク部材の研究開発による次世代製品創造戦略」

第 2 回 「経営者のための TPM 入門講座と優秀工場見学会」

第 3 回 「世界同時不況を生き抜く日本のものづくりの将来展望」

第 4 回 「ASEAN の現況と日本の工業製品の販売動向

～日本企業の新興市場に対する課題と戦略～」

参加企業をみると県内でも名の通った企業が多く、有料であっても参加することが予想される。参加人数等をもても、話題の講師を招いたときは参加人数も多く、参加者の興味を引くテーマ及び講師をどう選定するかが重要となる。

話題の講師を招く場合は、多くの場合県外から来てもらう必要があるため、交通費や宿泊費等のコストがかさむ。予算を削減された年度については、県外から講師を招く回数を減らし、県内で講師を選定することで予算を調整するため、どうしても講師や選択できるテーマが制限される。

当該事業の目的達成のために必要であれば、コストがかかっても講師を招く必要があり、その場合は実費徴収を検討してもよいのではないかと考える。

21. 中小企業経営革新フォローアップ調査事業

1. 概要

承認された経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業について、計画の遂行を支援するため、フォローアップ調査を行い、その経営の向上の状況を把握するとともに、事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行う事業である。

ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業のなかの、中小企業経営革新支援事業のフォローアップとして実施されている調査事業で、計画承認後1年超2年未満の状況調査を実施している。

<経営革新計画とは>

企業が新しい事業を行う際に、ビジネスプランを作成して役所に申請し、承認が得られた場合に、様々な公的支援を受けられる制度のこと。承認が受けられれば、数年前までは補助金制度があったが、現在は保証協会の保証を受けられる、政府系金融機関からの融資を受けやすい、等のメリットがある。

具体的には、以下のような効果が期待できる。

- ① 好条件で融資を受けられる（融資の優遇措置）
- ② 保証協会の枠が広がる（保証の優遇措置）
- ③ 補助金がもらえる（補助金の支援措置）
- ④ 投資を受けられる（投資の支援措置）
- ⑤ 大幅な節税ができる（税の優遇措置）
- ⑥ 販路開拓支援を受けられる（販路開拓の支援措置）

2. 直近5年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	(社)中小企業診断協会熊本支部	(社)中小企業診断協会熊本支部	(社)中小企業診断協会熊本支部	(社)中小企業診断協会熊本支部	(社)中小企業診断協会熊本支部
支出額	756	756	630	315	378

平成19年度以降金額が減少しているが、これは調査対象件数が減少していることに比例している。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

各年度における調査対象企業数は以下のとおりである。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調査対象年度	平成15年10月 ～ 平成16年9月	平成16年10月 ～ 平成18年9月	平成17年10月 ～ 平成18年9月	平成18年10月 ～ 平成19年9月	平成19年10月 ～ 平成20年9月
調査対象企業数	59社	61社	50社	23社	26社
実際調査数	24社	24社	20社	10社	12社

調査については、フォローアップの調査を受けるべき企業のうち4～5割程度しか調査されていないが、これは経営革新計画の承認案件は商業関係と工業関係が存在し、このうち産業支援課が所管しているのは工業案件のみであるためである。

調査結果の報告書を確認したが、計画通りに経営革新が進んでいない企業も多く、本来であれば企業に対しては指導、助言することが必要であるが、現状のところ問題点の指摘はあるが、十分な指導、助言は行われておらず、事業の効果としては不十分なものとなっている。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の存続の是非

調査結果については毎年3月に報告を受けているが、この報告内容がその後具体的に熊本県の施策にどのように反映されているか確認できなかった。

また、報告の中には計画の進行状況が芳しくないものもある。さらに、経営革新計画の承認を受ければ得られるであろう様々な支援制度について、確認した企業は殆ど利用されていなかった。

このような状況に対して、特に熊本県として対応がとられていないことから、当該フォローアップ調査の活用方法について、再度検討の必要があると考える。

(2) 契約方法について

契約方法は「本業務を行える機関が他にない」ことを理由に、単独随意契約がなされているが、調査後の十分な指導、助言がなされていない状況からすれば、(社)中小企業診断協会熊本支部が当業務を行うにふさわしい団体であるか疑問である。他にも同様の業務を行える機関は存在すると考えられることから、競争入札又は専門家派遣

方式に変更することも検討すべきである。

22. 研究助成事業獲得支援事業

1. 概要

個別に発信されている研究助成事業を検索できる情報サイトを開設し、研究者等が容易に情報を入手できるようにするため、公募型研究助成事業の情報に関する検索サイトの管理・運営を行う事業である。

当該事業は平成 14 年度より実施されており、熊本県の実施している研究助成制度だけでなく、国、政府系機関及び他の自治体が行っている研究助成制度についても検索できるようになっている。

2. 直近 5 年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	(株)ジェイピー ニュース	(株)ジェイピー ニュース	(株)ジェイピー ニュース	(株)ジェイピー ニュース	(株)ジェイピー ニュース
支出額	252	252	252	252	252

ホームページの作成も (株) ジェイピーニュースが行っている。情報のアップデートは熊本県の方で行っており、同社はサイトのメンテナンスのみ行っている。

産業支援課のトップページにリンクを貼ってあり、そこからサイトに入ることができる。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

当該サイトへのアクセス状況は以下のようになっている。

(単位：件)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
トップページへの アクセス数	14,401	15,153	13,482	14,576	14,271
全ページへの アクセス数	97,625	92,678	90,341	84,070	92,467

ここ数年のアクセス件数はほぼ横ばい状態であり、ホームページの活用が安定的で

あると考えられる。

しかし、直近のアップが平成21年9月と1年以上前であることから、アクセスしても有用な情報が得られていない可能性が高い。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 事業の管理体制について

監査時点で熊本県の担当者は最終の更新日について把握しておらず、当該事業の管理が十分できていない可能性が高い。研究者に対して有用な情報を適時に提供するためにも、定期的に情報を更新することを徹底する必要がある。

【意見】

(1) 当該制度の存続の是非

平成22年12月中旬時点でのホームページの最終更新日は平成21年9月2日であり、1年以上アップできていない。これは緊急雇用対策の臨時職員が対応していたことから、雇用期限が切れた後がアップできていない。

日本学術振興会にも同様のホームページがあり、また今後管理するにもメンテナンスの委託費、サイトをアップする人員の人件費等のコストがかかることから、今後廃止について検討する必要がある。

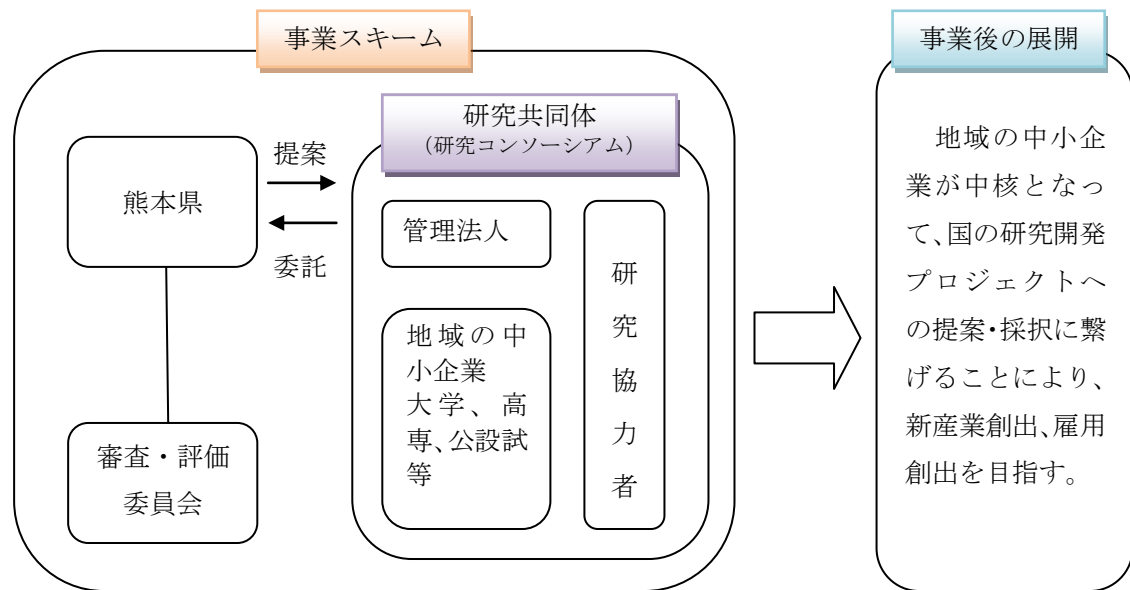
23. 産学行政連携共同研究開発促進事業

1. 概要

熊本発の新産業を創出し、地域経済の活性化を図るため、地域企業を中心として、大学等の研究者、公設試等が研究共同体（研究コンソーシアム）を組んで、新技術の実用化につなげる国の研究開発プロジェクトへの提案・採択を目指す研究開発を支援する事業である。

事業の対象範囲としては、新産業の創出に貢献しうるような大学等の技術シーズを活用し、地域産業の活性化に期待されるような製品の事業化に結びつく技術開発であって、研究開発要素を持つプロジェクトを対象としている。

通常研究の支援は助成金という形で行うことが多いが、これは委託契約となっている。これは国が同様の事業を行っており、これが委託契約となっているためである。



平成 22 年度の募集要項

1. 委託の対象地域の中小企業、大学、高専等の研究者が研究開発共同体（研究コンソーシアム）を構成すること。
 ※熊本県内に事業所をおく中小企業が参画していること。
 ※提案は管理法人が行うこと。
2. 委託金額 1 件あたり、400万円以内
3. 研究開発期間 1 年間（委託契約締結日から平成22年度末まで）
4. 公募期間平成22年 4 月 1 日から 6 月 15 日
5. 採択件数重点 5 分野 1 件（重点 5 分野：新製造技術、情報通信、ハイテクノロジー、医療・福祉、環境）
 異分野融合分野 1 件（※上記の 5 分野を 2 分野以上融合した分野）
 ※但し、応募状況・内容によっては枠にとらわれず採択します。
6. 採択時期平成22年 7 月を予定（委託テーマ審査・評価委員会において委託テーマを決定）

2. 直近 5 年間の委託料実績

(1) 委託料の支出実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	—	—	—	2 件	2 件
支出額	—	—	—	9,307	7,947

平成 20 年度は 1 件当りの支出限度額が 5,000 千円であったが、平成 21 年度は 4,000 千円に下がっている。

なお、各年度の委託内容は以下のとおりである。

年度	研究テーマ	委託先	委託料
平成 20 年度	農産物の品質低下を検知するカラーイメージセンサの開発	(株) 果実堂	4,990 千円
	多目的・多機能型他流体混合器と水質浄化資材を利用した環境改善技術	(財) くまもとテクノ産業財団	4,317 千円
平成 21 年度	脱硫化水素剤、硫化水素ガス吸着効率アップのための研究開発	(株) 日本リモナイト	3,957 千円
	インクジェット技術を用いた次世代太陽電池製造プロセスの基礎研究	(株) プレシード	3,990 千円

注：研究の成果物については基本的には受託者側に帰属する。

(2) 当該制度の支出の効果の測定

上記の 4 件のうち、平成 20 年度に採択された (株) 果実堂の「農産物の品質低下を検知するカラーイメージセンサの開発」については、その後国の研究開発プロジェクトに採択されており、当該事業の目的は達成できている。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の存続の是非

当該事業に対する応募数は、平成 20 年度で 4 件、平成 21 年度で 3 件と、応募数は多くない。特に支援対象の研究開発を重点 5 項目（新製造技術、情報通信、バイオテクノロジー、医療・福祉、環境）から 1 件、異分野融合枠（重点 5 項目のうち複数の分野を融合した研究）から 1 件の研究に限定していることから、応募できる企業の数も限定されてくる。

今後上記条件を充たす支援対象研究が確保できるかが問題であり、当該問題に今後の存続の可否がかかっている。

IV. 産業技術センター

1. 概要

熊本県産業技術センターは、産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援、並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図ることを目的にして熊本県が設置した技術支援機関である。

熊本県の産業全体を一つの会社に例え、その会社全体が「売れるものづくり」を行っていくための「技術部」として、県民のサポートに取り組んでいる。

(1) 熊本県株式会社の技術部

熊本県の産業全体を“熊本県株式会社”に例えるなら、企業は生産部門、大学は研究部門、くまもとテクノ産業財団などはマーケティング部門、そして産業技術センターは、生産部門を支える“県内産業の技術部”である。

具体的には、技術支援、研究開発、人材育成、産学官連携といったメニューを使い、研究部門で生まれた新技术をビジネスにつながるようマーケティング部門と連携を図りながら生産部門（企業）に伝えていくことを使命としている。

このような考えのもと、平成 19 年 4 月、産業技術センターの組織再編を機に、「売れるものづくり」をコンセプトに県内産業の技術部を目指して、取り組んでいる。

また、産業支援機能の強化のため、現在、施設の整備を進めている。（平成 20 年 9 月着工、平成 22 年度竣工予定。）



製品等を立体的に計測する三次元測定機

(2) 売れるものづくり

小さい企業では持てないような高価な機器を産業技術センターが保有し、多くの企業が利用することでビジネスにつなげてもらう。また、食品加工の分野でも地域特産の県内農産物を、どうすれば付加価値がつきビジネスになるのか、そのようなアイデア

アイデアを提案することで、売れるものづくりのための支援を行っている。



講習会の風景

2. 組織構成

知事・副知事 — 商工観光労働部

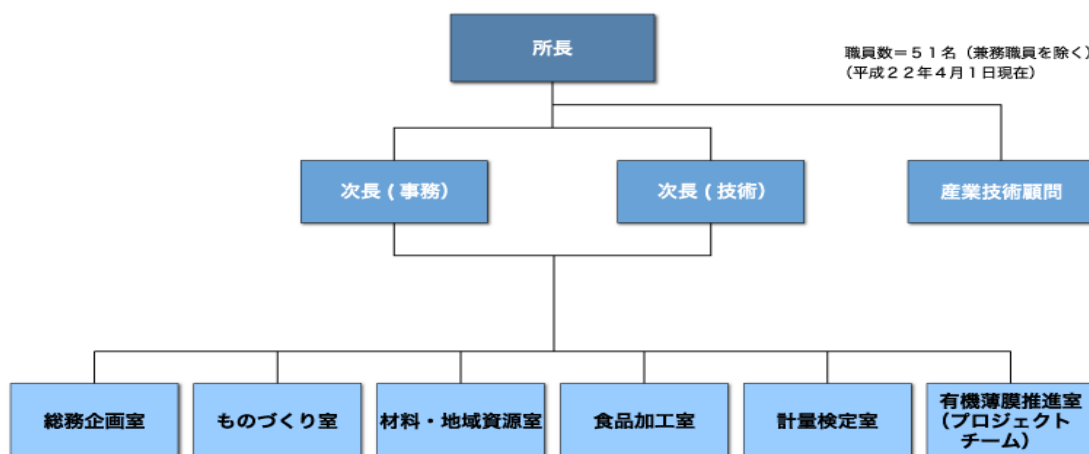
新産業振興局

産業支援課

熊本県産業技術センター

新I社[※]-産業振興室

企業立地課



3. 事業内容

これまでに取り組んできた具体的な事業の代表的な事例は以下のとおりである。

<p>(1) 電動アシスト移動書架によるユーザビリティ評価「金剛株式会社」</p> <p>(2) 排水処理用分離膜モジュールの作製技術－膜モジュール開発によるニュービジネスへのチャレンジ「緒方工業株式会社（現㈱オジックテクノロジーズ）」</p> <p>(3) りん吸着技術の確立「株式会社日本リモナイト、西田鉄工株式会社」</p> <p>(4) 保湿性セルロースマイクロビーズ－植物性スキンケア材「モイスセル」の開発を目指して－「リバテープ製菓株式会社」</p> <p>(5) 焼酎蒸留もろみで作るお酒と調味料「織月酒造株式会社」</p> <p>(6) 色落ち海苔の新規用途開発－色落ち海苔の乳酸発酵食品素材の開発と機能性－</p> <p>(7) 機能性に優れた果汁飲料の開発「熊本県果実農業協同組合連合会」</p> <p>(8) 鹿角霊芝を用いた健康食品開発－水溶性β-グルカンが豊富な製品－「有限会社シリウス」</p> <p>(9) 海藻フーカスからフコイダン抽出法の開発－フコイダンを強化した健康食品－「株式会社 西日本酵素」</p> <p>(10) みかんの皮の秘めたパワーいっぱいのサプリメント－皮ごとまるごと「フルミン」を新発売－「株式会社 果実堂」</p> <p>(11) 見えにくい欠陥検出方法の開発－ICめっき不良検出方法の開発</p> <p>(12) 外観検査自動化のための評価システム－外観検査自動化普及のための評価システム開発</p> <p>(13) 半導体テスト装置部品の測定－微小電子部品の電気特性評価に関する研究</p> <p>(14) 「針溝選別機」の開発－ものづくり IT システムによる新製品開発－「株式会社ケイ・エヌ・テック」</p> <p>(15) 遠隔監視ロボット「ライボット」の開発－ものづくり IT システムによる新製品開発－「横場工業 株式会社」</p>

また、産業技術センターが提供しているサービスの分野は以下のとおりである。

分野	内容
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータネットワーク(ネットワーク技術、セキュリティ技術) ・情報システム(ソフトウェア工学、プログラミング、システム開発) ・組込システム ・画像処理技術(画像処理、画像計測、外観検査自動化)
工業デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・工業デザイン(市場調査、製品企画、製品設計、品質評価) ・ユーザビリティ(ユーザビリティ評価、製品評価、コンピュータグラフィックス)
機械	<ul style="list-style-type: none"> ・精密加工(切削加工、研削・研磨加工、レーザー加工) ・設計解析(CAD/CAM/CAE、シミュレーション) ・精密測定(寸法、形状、表面粗さ、高速運動解析) ・メカトロニクス(自動制御、センサ・アクチュエータ)
金属	<ul style="list-style-type: none"> ・加工(溶接、熱処理、粉末冶金、鋳造) ・材料(新材料開発、組織・成分、強度試験)
管理	<ul style="list-style-type: none"> ・工程管理、品質管理
電子	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性(電磁ノイズ、恒温恒湿試験) ・回路設計(電子回路、高周波計測、シミュレーション) ・電子計測(抵抗測定、静電気計測)

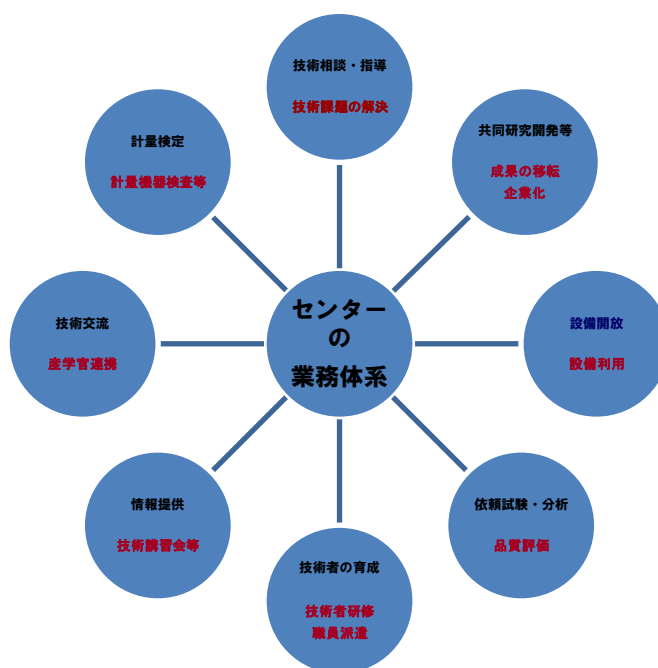
材料開発	・新規材料(高分子材料、有機材料、無機材料、有機/無機複合材料、金属材料) ・地域資源(天草陶石、阿蘇黄土・黒ボク土、木質材)
化学プロセス	・表面処理(めっき、防食) ・膜分離(工場排水リサイクル、有価物回収) ・環境保全(ガス吸着、排水処理)
材料評価	・材料評価(力学試験、加熱評価、構造解析、組織観察) ・製品性能評価(木質・複合材強度、居住性) ・微量分析(表面分析、化学分析)
醗酵	・微生物探索管理(酵母、乳酸菌) ・微生物・酵素利用(微生物育種、酵素利用) ・発酵工業への支援(醸造、酒類、発酵食品)
食品・バイオ生産	・食品加工(食品分析、加工システム、食品品質管理) ・生物資源利用(未利用物資、工場等副生物等の利用)
農産物利用	・農産加工技術の開発(穀類、野菜、果実、畜肉等) ・農産物加工組織の支援(JA、加工グループ等)

(対象者)

県内で事業を営んでいる、又は事業を計画している個人・企業、団体等。

(技術相談の流れ)

1. 相談申込：相談の内容について、総合相談窓口にご相談する。
2. 担当者よりご連絡：相談内容について検討の上、専門の担当者より連絡する。
3. 技術相談スタート：より詳細な内容について打ち合わせの上、対応する。



4. 決算状況

産業技術センターの決算状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
使用料及び手数料			29,212	28,375	20,237
受託事業等収入			14,471	38,696	80,666
財産収入			18	21	18
雑入			14,910	9,712	16,363
歳入合計	63,760	65,292	58,611	76,806	117,286
人件費			454,743	446,122	413,859
重点施策事業			33,820	35,752	129,631
投資事業			39,665	139,179	183,686
政策事業			9,947	—	—
部局別枠予算			126,310	125,907	111,876
歳出合計	578,259	580,129	664,486	746,962	839,053
収支差額	▲514,499	▲514,837	▲605,874	▲670,156	▲721,767

※1 平成 19 年度に熊本県工業技術センター、熊本県計量検定所、熊本県食品加工研究所が統合され、現在の熊本県産業技術センターになっている。このため、平成 17 年度及び平成 18 年度については歳入、歳出の区分が現在と異なることから、合計金額のみ記載している。なお、平成 17 年度については、工業技術センターの歳入・歳出のみ記載している。

旧組織：熊本県工業技術センター

1921（大正 10）年 県議会において工業試験場設置を議決。

1925（大正 14）年 熊本市春日町に新築移転。

1947（昭和 22）年 工業指導所を県立工業試験場と改称。

1957（昭和 32）年 窯業部門の業務は本場で継承、技術係に食品工業部門新設。

1969（昭和 44）年 現在地（熊本市東町）に新築移転。

1985（昭和 60）年 機構改革により、工業技術センターと改称。

旧組織：熊本県食品加工研究所

1987（昭和 62）年 6 月 県議会において食品加工研究所を現在地に設置することを発表

1988（昭和 63）年 10 月 開設。企画指導課、研究開発課の 2 課制で開始した。

旧組織：熊本県計量検定所

1875（明治 8）年 熊本県内務部勸業課に度量衡掛を置き業務開始

- 1893（明治 26）年 県庁内に度量衡検定所を設置
- 1945（昭和 20）年 戦災焼失
- 1949（昭和 24）年 県庁新庁舎落成（現熊本交通センター）に伴い経済部別館に移転
- 1952（昭和 27）年 熊本県計量検定所と改称
- 1967（昭和 42）年 県新庁舎落成（水前寺 6 丁目）に伴い錦ヶ丘に新築 移転
- 2005（平成 17）年 定期検査業務を社団法人熊本県計量協会へ委任

※2 平成 21 年度より景気悪化に伴う、緊急経済対策事業の予算 82,181 千円がついたことから、重点施策事業の決算額も増加している。

5. 産業技術センターの事務管理について

【意見】

(1) 物品調達について

流し台、中央実験台、サイド実験台、測定台の調達について、ダルトンとイトーキの 2 社に絞って調達をする予定であるが、2 社に絞った経緯については文書化が不十分である。指名競争入札とする理由については記載があるが、なぜ上記 2 社を指名すべきかの理由が記載されていない。サイズや設置可能性等で、殆どのメーカーはこの条件をクリアできるものとするが、耐久性や評判等を考慮した結果、2 社に絞ったとのことである。今後理由の文書化が必要であるとする。

(2) 県の所有資産とそれ以外の資産の区別について

物品の中には民間業者が持ち込んだまま置いていっている機械もある。これについては特に県の所有資産でない資産に関する管理のルールはないとのことであるが、県の所有資産とそれ以外の資産を区別するためにも、今後タグを付ける、寄付かどうか意思確認をするなどの対応が必要である。

(3) 稼働率の低い検査機器等について

検査機器ごとの利用件数を記録としてとっているが、利用時間を基礎とした機械ごとに稼働率をとった記録はない。検査機器を置くスペースも限られていることから、稼働率が低い検査機器については、中古資産として処分し、新たなニーズを反映した検査機器を導入することも検討する必要がある。

また、熊本県の施設同士で横の連携をとることにより、検査機器等の稼働率を上げる努力をする必要がある。

なお、現在壊れていて修理が不能であると判断している機器もあり、これらについては現在プロジェクトチームを作って検討を開始している。

(4) ホームページによる情報の提供について

平成 22 年 9 月時点では、ホームページの検査機器の一覧はアップデートできていなかった。提供できるサービス内容について、ホームページにより最新の情報を提供することは、県民に対するサービスの向上につながることから、ホームページの更新をより頻繁に行う必要があると考える。

IV-1 産業技術センター補助金

1. 新規外部資金活用事業分担金

1. 概要

(1) 事業内容

独立行政法人日本学術振興会（以下、「JSPS」という。）の科研費補助金（基盤研究（C））のうちから、（国）熊本大学（以下、「熊大」という。）との共同研究分担金として支出した。「新規外部資金活用事業」の一環として「国等からの新規提案公募型事業」がある。外部資金の提供者は経済産業省、総務省、文部科学省、JSPS、農林水産省、科学技術振興機構などがある。

「超平坦化 CMP 機能を有するセリア複合ソフト研磨剤の開発」を事業目的とし、平成 21 年度から平成 23 年度までの契約期間であり、研究の最終年度には「研究成果報告書」を提出することとなっているが、平成 21 年度は当該テーマの研究初年度であるため、報告書は作成されていない。

(2) 支給根拠法令等

科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等

(3) 支給手順

JSPS へ研究事業応募 → 採否の決定 → JSPS から交付決定通知を入手 → JSPS から入金 → 熊大へ分担金受入に関する請求依頼書を送付 → 熊大から請求書入手 → 支出決定通知を作成 → 支払 → 熊大から実績報告書を入手 → 実績報告書を作成

2. 直近 5 年間の負担金実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
分担先	—	—	—	—	熊本大学
支出額	—	—	—	—	300

現在、特許出願準備のものが 1 件あり、一定の効果が見込まれると考えられる。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除き、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 分担金の算定について

分担者に研究費を渡す際には直接費の 30%に相当する額の間接費を渡すことになっている。しかし、平成 21 年度の分担金算定及び支出にあたっては、当該間接費部分が含まれておらず、直接費部分のみ支出されている。要項等に沿った分担金の算定及び支出を行う必要がある。

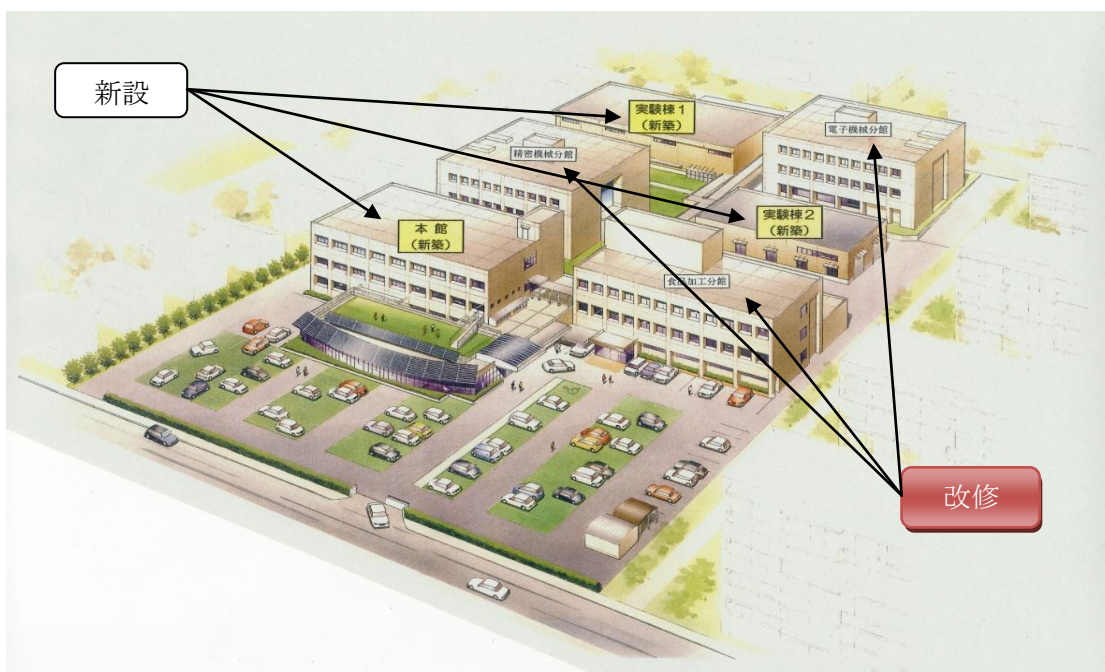
なお、平成 22 年度は直接費部分と間接費部分とを分けて交付している。

IV-2 産業技術センター—委託料

1. 試験研究機械等備品類移設及び据付等業務委託事業

1. 事業概要

当該事業は平成 20 年度より開始された産業技術センター整備工事の一環として必要となる、試験研究機械等備品類移設及び据付等の作業について、委託業務契約を実施したものである。産業技術センターの再開発事業は、本館（平成 22 年 12 月竣工）、実験棟 1（平成 21 年 3 月竣工）、実験棟 2（平成 22 年 2 月竣工）の新設、既存施設（食品加工分館、精密機械分館、電子機械分館）の改修を行うもので、総事業費は 24 億円を想定していた。平成 19 年度より始まっており、平成 22 年度末に完成予定である。



当該業務は工事期間中に 3 回必要となる。

第 1 回目	平成 21 年 3 月末
第 2 回目	平成 22 年 2 月末
第 3 回目	平成 22 年 12 月末

監査時点で既に第 1 回目と第 2 回目が終了しており、第 3 回目については現在入札の準備中である。

平成 21 年度の事業委託については一般競争入札を実施しており、登録している県内の運送業者のうち、任意の 2 社に対して見積書の作成依頼をした。

事業の内容としては、産業技術センターの建物を建て替えるに際して、精密機械等の設備を別の建物に一旦移し、建替えが完了した段階で、再度設備を移すこととなっている。精密機械の移動については、熊本県としては同様の業務委託事例が存在しなかったことから、引越しをした事例を分析し、安い方の金額を設計金額としている。

入札資格について、電気の配線工事等を合わせて実施することから、これができる事業者としたことから、入札への参加者は下見積りをとった2社だけになってしまった。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	㈱鈴屋商会熊本	(株)ヒサノ
支出額	—	—	—	26,000	15,540

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除き、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 委託契約について

委託業務の内容には機械装置の据付、電気の配線工事も入っているが、それぞれの作業の専門性が強いことから、単独ですべての作業をできる業者は少ないものと考えられる。実際落札した業者は他の業者を下請けとして使用しつつ業務を実施している。

本来であれば、引越し業務と電気工事は全く異なる業種であることから、引越し業者は電気工事については下請けを利用することが多いと考える。このように単独で実施するのではなく、引越し業務と電気工事業務を分けて入札するか、電気工事については他の業者を落札業者の責任の範疇で使用することを認める旨を明記し、より多くの入札参加者を確保できるよう配慮することが期待される。

2. 平成21年度不況に打ち勝つ技術開発プロジェクト事業

1. 概要

将来有望な産業分野をターゲットに技術開発プロジェクトを構築し、県内複数の製造業者への装置開発等の委託を実施することによって、不況下における県内中小企業の新事業展開等を支援し、もって雇用の創出を図ることを目的としている。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	(株)プレシード他2社
支出額	—	—	—	—	24,000

平成21年度内訳

(単位：千円)

委託先	委託業務の内容	支出額
(株)プレシード	インクジェット技術を用いた無電解めっき（金属薄膜形成技術開発）	11,000
(資)一期崎豊店	雑草等の廃棄資源をペレット炭に生成する低コストな機械開発	5,000
(株)キューイシステム	全文検索、人間工学、セキュリティに対応した高度化データベースシステム開発	8,000

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除き、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 事業形態の妥当性について

事業委託先の少なくとも2社については事業化しておらず、支出の効果は現状では見受けられない。このような製品化、事業化に不確定要素がある本件のようなテーマに対して委託業務とすることが妥当であるか検討すべきである。

この制度を存続するならば、審査基準として「事業化の可能性評価」を重視すべきであるとする。

V 新エネルギー産業振興室

V-1 新エネルギー産業振興室-補助金

1. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽光発電教育研修事業費補助金)

1. 概要

太陽光発電の関連産業は、製造、販売、施工、システムインテグレーションなど裾野が広く、太陽光発電の普及は、地域経済の活性化にも大きく貢献することが期待できる。このため、太陽光発電システム関連事業（ソーラー産業）の積極的な振興、そして太陽光発電の普及・啓発を推進するための「太陽光発電教育研修事業」に対する補助である。

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団
補助対象経費	—	—	3,328	3,508	2,659
交付総額	—	—	1,517	1,570	1,291
うち県交付額	—	—	1,517	1,570	1,291

3回のセミナーが行われており、参加者は、のべ355名である。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

2. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽電池応用製品アイデアコンテスト実施事業費補助金)

1. 概要

太陽光発電をはじめとした新エネルギーや環境に対する県民の意識の向上と県内高等教育機関における太陽電池に関する研究意欲を醸成するため、九州内の大学生・工業高等専門学校生等を対象に太陽電池を応用した試作品のアイデアコンテストに対する補助である。

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	—	(財)くまもとテクノ産業財団	(財)くまもとテクノ産業財団
補助対象経費	—	—	—	826	673
交付総額	—	—	—	823	673
うち県交付額	—	—	—	823	673

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

3. セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽光発電関連製品研究開発支援事業費補助金)

1. 概要

中小企業の太陽光発電関連産業に係る新事業展開を支援し、もって本県産業の振興を図ることを目的に、県内中小企業者、組合等及び企業グループに対し補助を行う。

その対象事業は次に掲げる事業である。

- (ア) 太陽電池を活用した応用製品
- (イ) 太陽光発電システム周辺機器
- (ウ) 太陽電池の製造装置
- (エ) その他知事が適当と認めた太陽光発電分野における新製品

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	(株)プレシード 他1社	(株)プレシード 他1社	マナスクリーン (株)他1社
補助対象経費	—	—	6,782	7,839	5,922
交付総額	—	—	3,392	3,000	2,400
うち県交付額	—	—	3,392	3,000	2,400

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除き、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 企業化状況報告書の入手、保存について

交付要領第 11 条 2 項に記載された補助事業完了後 5 年間報告義務のある企業化状況報告書が保存されておらず、報告の事実があったかどうか不明である。

県として実施した補助事業の効果を把握する上でも要領に規定されている企業化状況報告書は必ず入手し、内容を検証したうえで、適切に保管する必要がある。

4. 太陽光発電システム設置補助金事業

1. 概要

(1) 事業内容

太陽光発電システムを設置しようとする事業所に対して設置補助を行うものであり、同様の補助としては住宅に係る太陽光発電システムがあるが、住宅向けの補助事業は環境生活部で実施している。

従来は国の補助制度はあったが、県の補助制度はなく、平成 21 年度より国の臨時経済対策交付金を活用し補助を行っている。

補助金額は補助対象経費の 4 分の 1 以内で、上限が 1,000 万円となっている、ただし、下記の特例補助※①に該当する場合には補助率を 3 分の 1 以内、上限が 3,000 万円に拡充される。

他の補助制度（経済産業省、環境省）との併用が可能だが、本補助金と合わせた補助率は合計で 3 分の 2 以下に制限されている。

※①特例補助：県内製の太陽光パネル（ホンダソルテック社又は富士電機システム社製）を使用し、県内の（県内に事業所のある）中小企業※②を直接の工事発注先とする場合

※②中小企業の意義：熊本県中小企業振興基本条例及び中小企業基本法に規定された企業をいう。例えば製造業の場合、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の企業がこれに該当する。

(2) 支給根拠法令等

太陽光発電システム設置補助金交付要領

太陽光発電システム設置補助金募集要項

(3) 支給手順等

公募 → 申請 → 審査 → 交付決定 → 工事契約・着工 → 完了報告 → 実績報告 → 確定検査 → 確定通知書交付 → 精算払請求書提出 → 支払

(4) 事業目標

県では太陽光発電の先進県実現に向けて「くまもとソーラープロジェクトチーム」を発足させており、「くまもとソーラーPTの基本方針」によれば、住宅用の太陽光発電については普及率を日本一にすることを目指している。しかし、事業用の太陽光発電については普及率の算定が難しいため、設置量を増加させることを当面の目標としている。

なお、平成21年度の実績は、交付決定48件、支給完了37件であった。

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	—	—	37件
補助対象経費	—	—	—	—	1,121,835
交付総額	—	—	—	—	203,591
県交付額	—	—	—	—	203,591

(2) 当該制度の支出の効果の測定

効果の測定は発電キロワット数であらわされる。平成21年度実績での総設置キロワット数は1,363キロワットであった。

国が発電の全量買い取りを平成24年度から実施する予定でもあり、太陽光発電自体は今後拡大することが見込まれている。そのような状況下、県の太陽光発電の普及拡大の取り組みにおいて、1,363キロワットという数値がどの程度の効果と言えるのか不明である。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除き、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 検査における特例適用の確認について

検査調書では、特例適用の有無について「県内製造」「中小企業者」の欄にマルをつけるようになっているが、それを検証した資料等の記載がなく、事後的な検証ができない。

少なくとも、県内製造であればメーカー名を、中小企業者であれば該当する要件(資

本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下) のいずれに該当したのか該当した要件及び該当事実を確認した資料名の記載が必要である。

【意見】

(1) 補助対象事業者の要件について

申込後、交付決定後の契約分しか補助対象とならないため、申請者側の工事計画いかんによっては補助金を使いたくとも使えない場合がある。

平成 21 年度の場合、当初見込みを大幅に上回る申し込みがあったため、予算が不足した分を 12 月議会の補正予算で措置した。しかし、当該補正予算成立後、交付決定を行っているため、着工を遅らせることができないという理由で、補助申請を諦めた事業者もあるとのことである。

普及の拡大を目指すのであれば、交付決定日以前に太陽光発電の設置を行った事業者と交付決定以後に設置を行った事業者との間で取扱いに不公平があってはならない。交付決定は先着順で行われているわけではないのであるから、同一年度内での工事又は申請時を基準にするなどの猶予規定を設けてもよいのではないかと考える。

(2) 当該制度の存続の是非

当該制度が補助対象とする事業用太陽光発電は、将来的に有望な分野であることは疑いなく、予算の許す範囲でできるだけ継続してほしいものである。

ただし、現状では当面の目標は定められているものの、最終的な目標（ゴール）が不明確であると言わざるを得ない。今後も事業を継続するのであれば、目標を適切に設定し、その達成度の検証と成果の評価を正しく行うことが前提となると考える。

5. ソーラーエネルギー等事業推進協議会負担金

1. 概要

(1) 目的

熊本県における自然エネルギー及び環境分野全般にわたる研究開発・人材の育成、地域産業の育成・活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的として、ソーラーエネルギー等事業推進協議会を設立し、その運営経費を負担するものである。

(2) 組織構成

会 長：1 名

副会長：2 名以内

理事：10名以内

監事：2名

会員数：95（社、団体、個人）

事務局：（財）くまもとテクノ産業財団（以下、「テクノ産業財団」という。）

なお、事務局は平成21年度まではテクノ産業財団の中に設置されていたが、平成22年度より熊本県工業連合会に移している。

（3）協議会の目標

① 県内ソーラー産業の産業規模、雇用規模

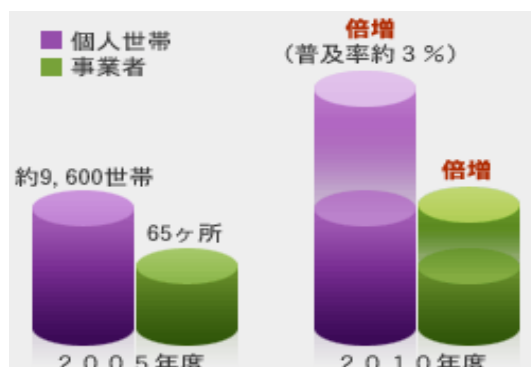
県内に2ヶ所の太陽電池生産拠点があり、ソーラー産業は将来基幹産業になると期待されている。国は太陽光発電を促進しており、熊本県でもすでに導入が進んでいるが、環境先進県としてさらに率先して取り組むこととしている。

2010年 ⇒ 600億円、700人

2015年 ⇒ 1,000億円、1,000人

② 県内太陽光発電システム設置件数

個人、事業者ともに2010年度に2005年度の倍増



上記目標を達成するために、以下のような戦略を立てている。

< 産業振興 >

- ① 企業間連携の機会提供など、ソーラー産業への参入支援。
- ② 若年層から高度人材、施工関係者まで幅広く人材育成。
- ③ 新技術の開発、半導体関連技術の転用支援等。
- ④ 関連企業の誘致。

< 普及啓発 >

- ① 産業振興の効果や環境・エネルギー対策の効果を上げるためには、県内に限定せず県外への普及、PRを図る。
- ② ソーラーエネルギー等事業推進協議会（産学官連携組織）の活動、各種普及制度の広報、公共施設への率先導入等。



熊本県によると、細かい数字は未確定だが、県内は設置件数約1万9千件で、一戸建て約44万1,100戸に対する普及率は4.31%である。全国3位だった2008年度の3.32%からは約1ポイント、2005年度からは2ポイント近く上がっている。

2009年度の1位は佐賀の4.45%で、3位は宮崎の4.29%。九州は日照量が多いなど発電に有利な条件があり、トップ10に6県が入っている。

※普及率は、設置件数を一戸建ての住宅戸数で割った値である

2. 直近5年間の負担金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
負担先	—	推進協議会	推進協議会	推進協議会	推進協議会
支出額	—	500	1,000	1,000	800

熊本県内には太陽光パネルを生産している業者が2社存在しているが、両社とも独自ブランドとして販売しており、大手メーカーの下請けではない。熊本県の方針としては、既にある2社についてはさらに拡大し、また新たな企業を誘致することすることができればと考えている。

3. 監査結果及び意見

以下の点を除き、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 当該制度の運用上の問題点について

有機薄膜に関する事業が産業技術センターで実施することが決定しているが、これは半導体及び太陽光パネルにも使用できる技術であるにも関わらず、各協議会で連携するような動きはない。

今後関連する協議会は連携するようにして、相乗効果が生まれるような運用をすべきと考える。

V-2 新エネルギー産業振興室—委託料

1. ソーラーコールセンター設置支援事業

1. 概要

ソーラー普及を進めるにあたり、安心・安全にソーラーを設置・利用でき、サービス日本一を目指すためには、ソーラーに関する疑問や苦情を広く受け付けるとともに、ソーラー事業者に情報をフィードバックするコールセンターの存在が重要である。

そこで、熊本県庁新エネルギー産業振興室の支援のもと、くまもとグリーンコミュニティ事務局を設立し、民間事業者が主体となるコールセンターのビジネスモデルと、当該ビジネスモデルの実現に向けたソーラーコールセンター用応答検索システムの開発を行う事業である。

熊本県が関与するのは平成 22 年度、平成 23 年度の 2 年間のみであり、その後は受託者が自主事業として実施するしかなくなる。

設置場所：〒860-0844 熊本県熊本市水道町 8-6 朝日生命ビル
 日本トータルテレマーケティング株式会社 事業所内
 開設日：平成 22 年 4 月 1 日（ソーラーコールセンター電話受付は同年 4 月 19 日より開始）
 コールセンター及び運営事務局体制：日本トータルテレマーケティング株式会社 内
 くまもとグリーンコミュニティ事務局
 運営相談等受付の曜日及び時間：月曜日～金曜日：10:00～18:00
 ※土・日・祝日及び年末年始を除く。

2. 直近 5 年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	—	—	—	—	日本トータルテレマーケティング(株)
支出額	—	—	—	—	2,606

当該事業は単年度事業である。これは平成 22 年度の事業はふるさと雇用助成金の補助金も合わせた財源で実施する方針であったためである。

事業の委託にあたっては、ソーラーコールセンター設置の概要までは決まっていたが、ビジネスモデルも含め、詳細についてはコンペ参加企業に提案してもらっている。9 月の補正予算で事業が決定し、3 月末までに完了することが条件となっている。

なお、稼働後の実績は以下のようになっている。

平成22年4月19日相談受付開始 ～ 平成22年8月末

	4月	5月	6月	7月	8月	累計
営業日数	9	18	22	21	22	92
総入電件数	47	118	129	135	123	552
総発信件数	84	213	398	313	348	1,356
ホームページリクエスト件数	5,633	4,212	3,760	2,920	4,774	21,299

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除き、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 事業の継続性について

2年後からは完全に民間事業として移管することとなっているが、その後に民間事業者が事業を継続しないと判断しても、特に熊本県としては意見を述べるできない。

緊急雇用対策の一環として実施される事業であったとしても、今後ソーラー設備に関する事業は発展していくと考えることから、民間事業者に移管してからもコールセンターが存続できるような事業設計が望ましいと考える。

(2) 産業支援に関する具体的な効果の検討について

当該事業は、太陽光発電が急速に普及する中で、安心して太陽光発電の設置及び利用ができるよう、太陽光発電に関する疑問や苦情を広く受け付けるとともに、関連事業者に情報をフィードバックすることを目的として実施されている。

産業支援という面については、以下のような効果を期待している。

- ① コールセンターで得られた情報を設置業者等にフィードバックしたり、様々な支援制度の情報をホームページで業者に発信することで、設置業者のサービスレベルを上げる。
- ② ソーラー設備の設置が促進されれば、県内のソーラー設備関連企業の業績が向上し、ひいては雇用促進につながる。

しかし、より広い範囲での産業振興を期待するのであれば、設置業者等が求めるより有用な情報を積極的に提供する必要がある。設置業者等に対し定期的にアンケート調査を実施するなどし、どのような情報を設置業者等が必要としているのか明確に定義する必要があると考える。

(3) 事業実施の担当部署について

一般的にはコールセンター事業は消費者に対する支援が中心的な役割である。業者に対する支援も、設置業者がメインとなっていることから、その効果は一般消費者に対す

るものが中心であり、その観点からは商工観光労働部ではなく、環境政策課が実施すべき事業のように感じる。

この点に関しては、平成 22 年度より他のソーラー設備関係の補助事業等も新エネルギー産業振興室に集約され、同部署は横断的な役割を担うこととなっていることから、担当部署の不自然さは解消されている。

2. 県有施設太陽光発電システム除幕式業務

1. 概要

県有施設太陽光発電システム除幕式に関する委託業務である。

2. 直近 5 年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	—	—	—	—	(株) 桃
支出額	—	—	—	—	191

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除き、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 委託事業の経済性、効率性について

事業内容としては、除幕式の企画運営（主に司会業務）及び、参列児童の出席手配であり、委託のための 3 社見積りや契約、委託後の業務報告の検討等を考えると、県職員自ら司会や参列者手配を行った方が経済的、効率的であったと思われる。

VI 企業立地課

VI-1 企業立地課一補助金

1. 企業立地促進補助事業

1. 概要

(1) 事業概要

地元への波及効果が大きく、産業振興を図るうえで重要と認められる企業の立地を促進するための助成措置を講じることにより、その立地を容易にし、もって雇用機会の確保や産業構造の高度化、産業の空洞化防止等に資するとともに、県土の均衡ある発展及び県民生活の安定と向上に寄与するために、一定の要件を満たす事業所を新設又は増設するものに対し補助金を交付する。

当補助金は、投資額3億円以上、かつ新規雇用10人以上となる県内の事業所等の新設又は増設（ただし、特定分野研究開発業にあつては投資額5千万円以上、かつ新規雇用5人以上であるもの、また、外資系企業にあつては上記の基準はない）する企業立地（熊本県又は県が立会人となって市町村との間に企業立地協定を締結するもの）に対して、投資額に対する一定割合をもって最高50億円までの補助を行う事業である。事業目標として現知事の在任期間内で100件の企業立地を目指している。

(2) 根拠法令等

熊本県補助金等交付規則

熊本県企業立地促進補助金交付要項

(3) 支給手順等

企業立地協定締結 → 建設 → 適用事業所指定申請書提出 → 操業開始 → 事業開始報告書提出 → 補助金実績報告書提出・補助金交付申請書提出 → 書類審査及び実地検査 → 補助金交付決定 → 補助金決定通知書・額の確定通知書交付 → 補助金交付請求書受領 → 補助金の支払い

※投資額の確認は、書類審査及び実地検査において所管課の担当者が投下固定資産設備明細書と証憑とを突合することにより行っている

※雇用増加数の確認は、書類審査及び実地検査において従業員名簿や雇用保険の被保険者資格取得確認書等の証憑とを突合することにより行っている。

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	5件	5件	12件	19件	22件
補助対象経費	8,548,207	39,124,091	126,815,957	208,588,910	200,833,011
交付総額	342,270	1,300,565	3,318,315	1,980,535	2,835,025
県交付額	342,270	1,300,565	3,318,315	1,980,535	2,835,025

※補助対象経費の額は一部過年度実施の投資額と重複しているものがある

(2) 当該制度の支出の効果について

県統計調査課が作成した平成21年工業統計調査速報をみると、事業所数ベースでの県内企業数、従業者数、製品等出荷額、付加価値額は平成21年度では以下のとおりとなっている。

項目	県内企業数	従業者数	製品等出荷額	付加価値額
誘致企業計	275	40,808	13,491	4,194
誘致企業以外	2,080	50,050	9,543	3,245
県内合計	2,355	90,858	23,034	7,439
誘致企業の割合	11.7%	44.9%	58.6%	56.4%

※付加価値額は以下の式で算定される（経済産業省 工業統計調査HPより）

（従業者30人以上の事業所の場合）

$$\text{付加価値額} = \text{生産額(下記)} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額})$$

上記の統計結果からは、誘致企業は企業数こそ少ないものの、雇用、製品出荷、付加価値産出に占める割合はいずれも50%前後を占めており、誘致企業が県内の工業振興に果たしている役割は大きいと認められる。

しかし、企業誘致にあたり当補助金がどの程度、誘致企業にとっての投資意思決定に寄与しているかは不明である。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 固定資産の取得の要件について

「熊本県企業立地促進補助金交付要項」上は取得した固定資産に対して補助金を交付することになっている。ここで「取得した固定資産」とは地方税法第 341 条（固定資産税）に規定する固定資産をいうものとされている。

ただし「取得」に関しては、立地協定締結日以前に発注したもの及び操業開始後、実地検査日までに支払が行われていないものが除外されている。このような取り扱いは一般的な企業会計でいう「資産の取得」概念と異なる。また、地方税法第 341 条の関係においても要項上そのような取り扱いは明示されておらず、所管課内でそのような取り扱いとしているにすぎない。

このような取り扱いとした理由は、施設整備補助金のような施設整備の実績に対して交付する補助金と異なり、本補助金は企業立地のインセンティブとして設けられているため、進出先決定や設備の増強に関する企業の意思決定時点を立地協定日と捉え、協定締結日以前の設備投資はインセンティブに関係しないものとして補助対象としていないためである。

しかし、このような考え方は納品及び検収終了時を資産の「取得」時点とする一般的な理解と異なっており、制度の利用者側にとっては誤解を招くおそれがある。

そのような誤解を防ぐために、補助対象となる資産の取得時期について、対象となる時点はいつか、発注をもって取得とするのか、納品検収を取得とするのか等を要項上明記すべきである。

(2) 交付申請に係る手続の妥当性について

熊本県企業立地促進補助金交付要項に基づく補助の手続きによれば、適用事業所申請書は事業開始の 30 日前までに提出することとされている。また、事業開始後 10 日以内に事業開始報告書を提出することになっている。

平成 21 年度の熊本県企業立地促進補助金に係る書類を閲覧したところ、平成 21 年度中に当該補助金を支出した 22 件中、適用事業申請書の受付日付が 30 日未満となっているものが 4 件あった。そのうち 1 件は操業開始後 10 日を超えて事業開始報告書が提出されている。

要項上、規則の不履行による罰則等は定められていないが、期日経過に関する猶予規定も定められていない。そうであれば、上記のような提出期限経過による不利益は補助金の申請者が負うべきであり、上記の事案については補助金の支給ができなかったはずである。

今回の事例では書類の提出時期が遅れた理由に県側の事情もあったとのことである。

したがって、一方的に申請者側の責任を問うことはできず、補助金の交付が行われたことについてもやむを得ないものとする。

しかし、少なくとも、要項上定められた書類の提出が期限までに間に合わなかった旨及び期限後提出を是とする内部的意思決定が行われたことを証する稟議決裁を取っておくべきであった。

【意見】

(1) 取得した資産の明細及びそれらの価額の検証について

所管課職員による実地検査では支払と固定資産明細の突合を行っていたが、金額の検証作業にあたっては取得した資産の明細と取得時の証憑との突合を行っているのみであり、共通工事の配賦計算書等は検証していない。また、固定資産台帳と償却資産申告書との突合はサンプリングにより実施している。

このような証憑だけの検証では、相手方から提示された明細に指定された計画以外の固定資産が混入していても、それを見逃してしまうおそれがある。

投資額の判定については固定資産台帳に記載された資産をベースに投資額の判定を行い、設置場所・負担部門等の情報あるいは現地視察や登記簿の確認などによって、指定された計画に関連する資産取得であるかどうか総合的に判断を行い、不正な補助金の支給がなされないよう留意されたい。

(2) 当事業の存続の是非について

地域間競争が叫ばれて久しい今日では、他の自治体でも同様の補助金を出しており、補助金以外の条件が同じであれば、企業は補助金制度のある自治体へ進出するであろう。逆に言えば、企業的意思決定には補助金のみならず、誘致される企業にとってその地域がどれだけ魅力のあるものであるかが決定的な要素である。

その意味では、当補助金は企業誘致全体の枠組みの中で考えるべきであり、当補助金を含めた企業立地に係る総コストの把握が必要である。

2. 産業支援サービス業等立地促進補助事業

1. 概要

(1) 事業概要

本県における産業支援サービス業等の立地を促進し、本県地域経済の活性化、県民の雇用機会の拡大及び中心市街地の活性化を図ることを目的としている。

なお、補助額の内容は次のとおりである。

- ①投下固定資産額及び投下リース資産額の合計額の100分の10。
- ②事業所の年間賃借額の2分の1。(操業から4年間、年間1千万円を上限とする)
- ③事業の用に供する専用通信回線の年間使用料の2分の1。(操業から4年間)
- ④年間の新規雇用者数に10万円を乗じた額。(操業から3年間)

(2) 根拠法令等

熊本県補助金等交付規則

熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金交付要項

2. 直近5年間の補助金実績

(1) 補助金の支出実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	—	BBコール(株) 他1件	BBコール(株) 他2件
補助対象経費	—	—	—	458,483	190,347
交付総額	—	—	—	104,171	107,417
うち県交付額	—	—	—	104,171	107,417

(2) 当該制度の支出の効果について

新規雇用者数は、平成20年度415名、平成21年度629名となっており、平成20年度及び平成21年度2年間の新規雇用者1人当たりの交付額平均は202千円であった。

平成21年度の企業立地促進補助の22社合計は2,835,025千円であり、新規雇用者数1,410名(新規雇用者1人当たりの交付額2,010千円)と比較すると、雇用に限定すれば補助効率が約10倍であり、一定の効果が認められる。

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【指摘】

(1) 補助金の消費税の取り扱いについて

平成20年度及び平成21年度の補助金算定基礎の内訳によるとA社の投下固定資産額188,969千円だけが税抜で処理されており、他のすべての支出は税込で処理され、補助金の交付がなされている。

現行の交付要項等においては消費税の取り扱いが規定されていないが、消費税の課税業者に対する補助金の算定は税抜金額ですべきである。

消費税の取り扱いについて要項等で明確に規定し、適切な補助金交付がなされる必

要がある。

3. 県営工業団地光通信網整備事業

1. 概要

県営工業団地において光通信網を整備することにより、企業誘致の優位性を確保することによる立地環境の一層の整備及び県営工業団地の分譲促進を図り、早期の企業立地に伴う経済効果を誘引することを目的としている。

なお、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源としており県の負担はない。

2. 直近5年間の補助金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交付先	—	—	—	—	九州通信ネットワーク(株) 他
補助対象経費	—	—	—	—	78,551
交付総額	—	—	—	—	56,349
うち県交付額	—	—	—	—	56,349

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

4. 企業誘致連絡協議会負担金

1. 概要

熊本県企業誘致連絡協議会に対する負担金である。

なお、熊本県企業誘致連絡協議会は、各種の情報交換や交流を通じて、県及び市町村と企業との連絡を強化することにより、より効果的に企業誘致を推進するとともに、企業の事業活動を側面から支援し、もって本県の持続的な発展に資することを目的としている。

2. 直近5年間の負担金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
負担先	熊本県企業誘致 連絡協議会	同左	同左	同左	同左
交付総額	3,500	3,500	3,500	3,500	3,000
うち県交付額	3,500	3,500	3,500	3,500	3,000

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

5. 企業誘致事業負担金

1. 概要

スタンフォード大学アジアパシフィックリサーチセンターへの職員派遣費用年間3万ドル及び(財)日本立地センター他3団体への会費である。

2. 直近5年間の負担金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
負担先	スタンフォード大 学アジアパシフィ ックリサーチセン ター他	同左	同左	同左	(財)日本立地 センター他
交付総額	3,669	3,995	4,119	3,803	485
うち県交付額	3,669	3,995	4,119	3,803	485

スタンフォード大学アジアパシフィックリサーチセンター派遣事業については、平成17年度以後誘致実績に結びついていないため、平成20年度にて終了している。

なお、他の負担金は少額であり、情報収集のための費用として支出されている。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

6. 熊本テクノプラザ大規模修繕工事経費負担金

1. 概要

県が区分所有する熊本テクノプラザ（平成元年7月建築）の大規模修繕工事の費用につき、熊本テクノプラザ区分所有規約第17条に基づく経費負担協定で定めた負担金を支払うものである。なお、県の負担割合は51.54%である。

2. 直近5年間の実負担金績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
負担先	—	—	—	—	住友信託銀行(株)
補助対象経費	—	—	—	—	85,871
交付総額	—	—	—	—	44,257
うち県交付額	—	—	—	—	5,734

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

VI-2 企業立地課一貸付金

1. 熊本県企業立地促進資金融資事業

1. 概要

本制度は、県内に工場等を新設し、又は増設しようとする企業に対し、必要な資金を長期かつ低利に融資することにより、本県における企業立地を促進し、もって地域経済の活性化や雇用機会の確保に資するとともに、県土の均衡ある発展と県民生活の向上に寄与することを目的としている。

融資制度の案内に基づき、制度の概要は以下のとおりである（平成 22 年度分）。

項目	内容
融資対象企業	県内に事業所等を新設又は増設するもので、県との間に立地協定を締結するもの、又は県が立会人となって市町村との間に立地協定を締結するもの
業種	製造業、ソフトウェア業、特定分野開発業等
融資対象事業	投資額 1 億円以上、雇用 10 人以上であって、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用地の取得、造成に要する経費 ・ 工場の建設又は購入に要する経費 ・ 構築物建設や機械設備取得に要する経費 （県営工業団地の土地取得の場合は、投資額及び雇用の要件はない）
限度額	4 億円（投下固定資産の 2/3 以内。融資条件により変動） ※県営工業団地の貸付制度を利用していた土地の取得に要する場合は、必要額が融資額となる
融資期間	15 年以内（うち据置期間 3 年以内。融資条件により変動）
融資利率	1.9%以内（固定金利）
取扱金融機関	県内に本支店のある金融機関
制度の仕組み <pre> graph LR A[企業] -- ① 融資申し込み --> B[金融機関] B -- ② 協議 --> C[熊本県] C -- ③ 貸付 (預託) --> B B -- ④ 融資実行 --> A </pre>	

※県から金融機関に対しては、年度ごとに各金融機関の貸付平均残高見込額を算定し、その 3 分の 1 を期首に貸付（定期預金もしくは決済性預金として預け入れ）し、年度末（3 月 31 日）に返還を受けている。年度中に新規の貸付が発生した場合はその分を新たに預託している。

2. 直近5年間の実績

(1) 各数値の推移

預託金の残高と利息の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸付先	4件	4件	4件	4件	4件
期首現在額	—	—	—	—	—
貸付額	812,763	510,535	391,994	263,821	249,037
償還額	812,763	510,535	391,994	263,821	249,037
利息額	101	57	591	360	123
期末現在額	—	—	—	—	—

金融機関別預託金額推移（年度末償還前残高）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
A社	566,521	312,808	253,714	158,427	167,286
B社	93,204	67,149	28,490	13,059	5,208
C社	96,640	86,400	76,160	65,920	55,680
D社	56,398	44,178	33,630	26,415	20,863
合計	812,763	510,535	391,994	263,821	249,037

預託金融機関別利息収入額

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
A社	86	47	531	333	119
B社	14	10	59	27	3
C社	—	—	—	—	—
D社	—	—	—	—	—
合計	101	57	591	360	123

(参考) 金融機関別貸付件数・残高推移（年度末時点）

左欄：件数（件） 右欄：金額（千円）

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
A社	13	1,331,696	13	849,734	12	672,514	9	372,990	8	449,185
B社	5	243,084	4	113,748	4	57,181	2	21,163	2	10,080
C社	2	274,560	2	243,840	2	213,120	2	182,400	2	151,680
D社	2	150,862	2	114,202	2	87,572	1	70,916	1	54,260
合計	22	2,000,202	21	1,321,524	20	1,030,387	14	647,469	13	665,205

(2) 当該制度の支出の効果の測定

市場が低金利であり、金融機関と比べ金利の有利性が失われたことにより本制度の需要が見込まれなかったことから、平成 14 年度から平成 20 年度までの間本制度を利用した新規融資を一時停止していたが、平成 20 年 12 月に策定した「くまもとの夢 4 カ年戦略」での「戦略的企業誘致の推進」を実現するため、平成 21 年度より新規融資を再開した。このため、この 5 年間で本制度を利用し金融機関から融資を受けた企業は、平成 21 年度における 1 件（融資額 180,000 千円）となっており、当該制度の利用はそれほど高くはない。

「くまもとの夢 4 カ年戦略」のうち、「経済上昇くまもと」の中で、企業誘致件数の目標は、平成 23 年度までの 4 年間に 100 件（年間 25 件）となっており、当貸付金制度をより利用しやすくすることが必要である。

3. 監査の結果及び意見

【意見】

(1) 資金の預託方法について

資金の預託先のうち A, B 社については定期預金として、C, D 社に対しては決済性預金として資金を預け入れている。これは、C, D 社が県債を保有していないため、万が一金融機関に不測の事態が起こった際に、ペイオフによる預金残高の切り捨てを防止するため取られた措置である。

しかし、当該制度は有利な条件で融資を行うことで企業立地を促進し、もって地域経済の活性化や雇用機会の確保することを目的とした制度である。誘致企業の資金調達において少しでも金利負担が減少することが不可欠であり、金融機関側の資金調達コストを抑えることが誘致企業に対する低利融資につながるものとする。

したがって、本制度においても各金融機関に対しても無利子貸付を行い、誘致企業への低利で円滑な資金供給がなされるよう指導していくべきであるとする。

2. 熊本県総合保養地域民活導入促進資金

1. 概要

本制度は、総合保養地域整備法（以下「リゾート法」という。）に基づくリゾート基地建設構想を推進し、地域の振興を図ることを目的として、資金の貸付を行うものである。

貸付要項に基づく事業の概要等は以下のとおりである（平成 16 年度改正）。

項目	内容
融資対象事業	リゾート法に基づく特定施設の整備に関して協定書を取り交わした企業に売り渡す目的を持って、市町村が行った用地取得の事業のうち、市町村が着手してから5年以上経過している事業で、知事が別に定めたもの
貸付条件	利率：無利息 償還期間：貸付日から29年を超えない範囲内（うち、据置期間9年以内を含む） 償還方法：年賦による均等分割償還

2. 直近5年間の貸付金実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸付先	1件	1件	1件	1件	1件
期首現在額	1,356,650	1,259,900	1,163,150	1,066,400	969,650
貸付額	—	—	—	—	—
償還額	96,750	96,750	96,750	96,750	96,750
期末現在額	1,259,900	1,163,150	1,066,400	969,650	872,900

貸付先については、当初2件（本渡市、五和町）であったが、市町村合併により平成17年度より1件となっている。

貸付先別預託金額推移（年度末残高）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
旧本渡市	385,280	337,120	288,960	240,800	192,640
旧五和町	874,620	826,030	777,440	728,850	680,260
合計	1,259,900	1,163,150	1,066,400	969,650	872,900

貸付先は合併により1件となっているが、返済に関しては旧市・町との取り決めにより、

- ・本渡市分については、平成15年11月現在の残高481,600千円を10年間で
- ・五和町分については、同じく971,800千円を20年間で均等返済することとされており、これに従い返済されている。

3. 監査の結果及び意見

【意見】

(1) 貸付の経緯について

本資金を利用した貸付は平成2年、当時の総合保養地域整備法に基づき承認を受けた「天草海洋リゾート基地建設構想」に基づくリゾート施設建設を目指した土地取得に対し行われたものである。

貸付実施前後から、返済開始までの経緯（要約）は以下のとおりである。

年月	経緯
昭和 62 年 12 月	県・本渡市・五和町と開発業者 A との間で進出協定調印（協定期間平成 9 年 3 月末）
平成 2 年 6 月	リゾート法に基づくリゾート構想の承認
平成 6 年 11 月	本渡市・五和町に対し県より貸付実施（本事業による貸付）
平成 9 年 3 月	開発業者との進出協定期間終了
平成 11 年 3 月	別の事業者 B との進出協定調印
平成 11 年～14 年	この間に県道用地を五和町から取得したため、その取得資金をもとに貸付金の一部（合計 34,800 千円）が繰上償還される
平成 14 年 2 月	事業者 B より進出断念の回答書提出
平成 16 年 11 月	本渡市・五和町からの申請を県が承認し、平成 16 年 11 月以降、毎年 11 月に均等返済（本渡市 10 年、五和町 20 年）することが決定。

開発計画が持ち上がった当初は、いわゆるバブル経済の最中であり、全国各地でリゾート施設の整備が計画されていた時期である。その中で本貸付金は、その後の景気低迷等により計画が行き詰まり、長期間資金の回収ができなくなった例である。

県が貸付けた資金については、長期間の滞留を経たうえで返済が始まっているが、問題の根本は無理な計画に基づいた過大な投資によるものであり、今後同様の問題が起きないように事業計画の実行可能性を十分検討したうえで投資を行うべきである。

VI-3 企業立地課—委託料

1. 菊池テクノパーク整備に伴う建物等調査業務

1. 概要

工業団地の建設予定にある建物の移転のための、補償額を算定するための調査を委託する業務であり、24ha の規模で、まだ入居企業は決まっていないが、整備自体は始まっており、平成 25 年 3 月に完成する予定である。

菊陽町や大津町にあるメーカーと取引のある会社に進出してもらうことを期待している。

2. 直近 5 年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託先	—	—	—	—	(株) コンサルユ ニックス
支出額	—	—	—	—	4,830

県内の補償コンサルタントを行っている企業に指名競争入札で委託している。

地域住民には工業団地を建設することについては反対されておらず、現在の畜産を継続できる代替地を見つけられるかで交渉を行っている。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

2. 大規模工業団地整備可能性調査事業

1. 概要

従来県内の工業団地は 25ha 規模のものが多かったが、100ha 規模の工業団地の建設を検討しており、その候補地について財務面での可能性を調査することを委託する事業である。具体的には開発コスト、土地の確保ができるか等の検討を委託している。

現在、景気は低迷しており、企業が新たに生産拠点を作ることは期待できない。しかし、景気が回復した後は企業の進出計画も再開すると考えられることから、将来に備えて調査しておくものである。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	—	—	玉野総合コンサルタント(株)
支出額	—	—	—	—	4,095

3. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 入札手続について

入札業者の選定については、土木部が有している「TECRIS」というシステムから業者を選定し、指名競争入札を行っている。非常に専門性が強いことから、条件をつけて選定している。

入札結果は以下のようになっている。

予 定 価 格	8,462,000 円
入 札 書 比 較 金 額	8,059,047 円
落 札 金 額	4,095,000 円
落 札 率	48.4%

落札率が50%を下回っていることから、当該落札金額で十分な業務を実施できるかヒアリングをする必要があったのではないかと考える。

(2) 県営工業団地について

県営工業団地で売れていない面積は、全体の10%程度である。

各工業団地の入居率は以下のとおりである。

名称	所在地	工業用地	分譲又はリース	入居率
八代外港工業用地	八代市新港町3	167.3 ha	158.1 ha	94.5%
名石浜工業用地	長洲町名石浜	101.6 ha	95.5 ha	94.0%
セミコンテクノパーク	菊陽町原水 合志町福原	47.0 ha	46.8 ha	99.6%
熊本テクノリサーチパーク	益城町田原	18.3 ha	16.8 ha	91.8%
白岩産業団地	御船町白岩	4.7 ha	1.0 ha	21.3%
城南工業団地	熊本市城南町 藤山、鰐瀬	31.2 ha	7.2 ha	23.1%
臨空テクノパーク	益城町小谷	21.4 ha	21.4 ha	100.0%

県営の工業団地については、売却以外の手法として、リースもできることとなっており、入居率の低い白岩産業団地及び城南工業団地はリース制度も導入している。

しかし、低入居率の工業団地についてはさらに入居率を上げるための努力をする必要があり、値段を下げても売却することも検討すべきであると考えている。

3. 半導体関連業界向け企業誘致トップセミナー企画運営等業務

1. 概要

主に半導体関連業界のトップ等決定権を持つ方を対象に、業界にとって関心の高い話題を提供するとともに、本件の立地環境を案内し、関係者相互で交流を深めることにより、本県への半導体関連企業の一層の集積を促進することを目的として、トップセミナーを首都圏で開催する。

このため、セミナーの企画、講師選定、広告、ターゲット企業への周知等の業務を委託する。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	—	—	㈱産業タイムス社	同左	同左
支出額	—	—	1,564	1,564	1,512

平成21年度のセミナー参加者は約400名であるが、誘致への効果は不明である。

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

4. 環境・新エネルギー産業の市場動向、立地動向調査業務

1. 概要

今年度の誘致ターゲットの一つである「グリーンデバイス（太陽電池、パワー半導体、リチウムイオン電池、燃料電池、LED、有機LED等）」が主流となる環境・新エネルギー産業の業況、投資動向のみならず、各グリーンデバイス企業の具体的投資案件の詳細情

報について人的情報を含めリアルタイムで調査把握することを目的として業務委託する。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	㈱産業タイムス社	同左	同左	同左	同左
支出額	2,835	2,845	2,719	2,845	2,845

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

5. 企業信用調査業務

1. 概要

企業誘致活動に伴う企業の信用調査に関する費用である。

2. 直近5年間の委託料実績

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託先	㈱帝国データバンク	同左	同左	同左	同左
支出額	126	133	180	76	181

3. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

Ⅶ 財団法人くまもとテクノ産業財団

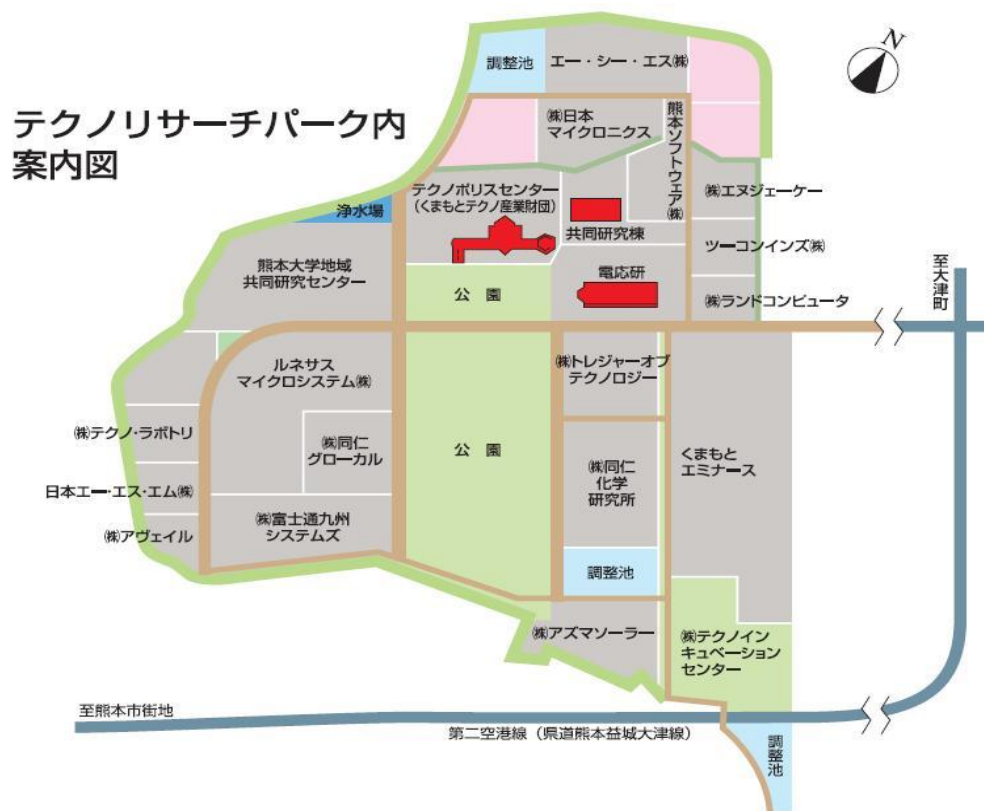
本章ⅠからⅥまでにおいて、商工観光労働部の商工振興関連課の補助金、貸付金及び委託料のテクノ産業財団に対する財務事務の執行について検証しているが、この項においては、監査対象とした補助金、貸付金及び委託料に関してテクノ産業財団での県からの補助事業、委託事業等の財務事務の執行状況を検証した。

したがって、テクノ財団のすべての事業を対象としているわけではなく、以下検証に必要と考えられる同財団の概要等を記載する。

1. テクノ産業財団の概要

(1) 設立の目的

県内の産業界、学界、行政の3者が一体となって、中小企業をはじめとする県内事業者の研究開発を支援することなどにより、高度技術に立脚した産業開発を促進し、もって県民生活の安定向上と県経済界の均衡ある発展に資することを目的として設立された。



(2) 沿革

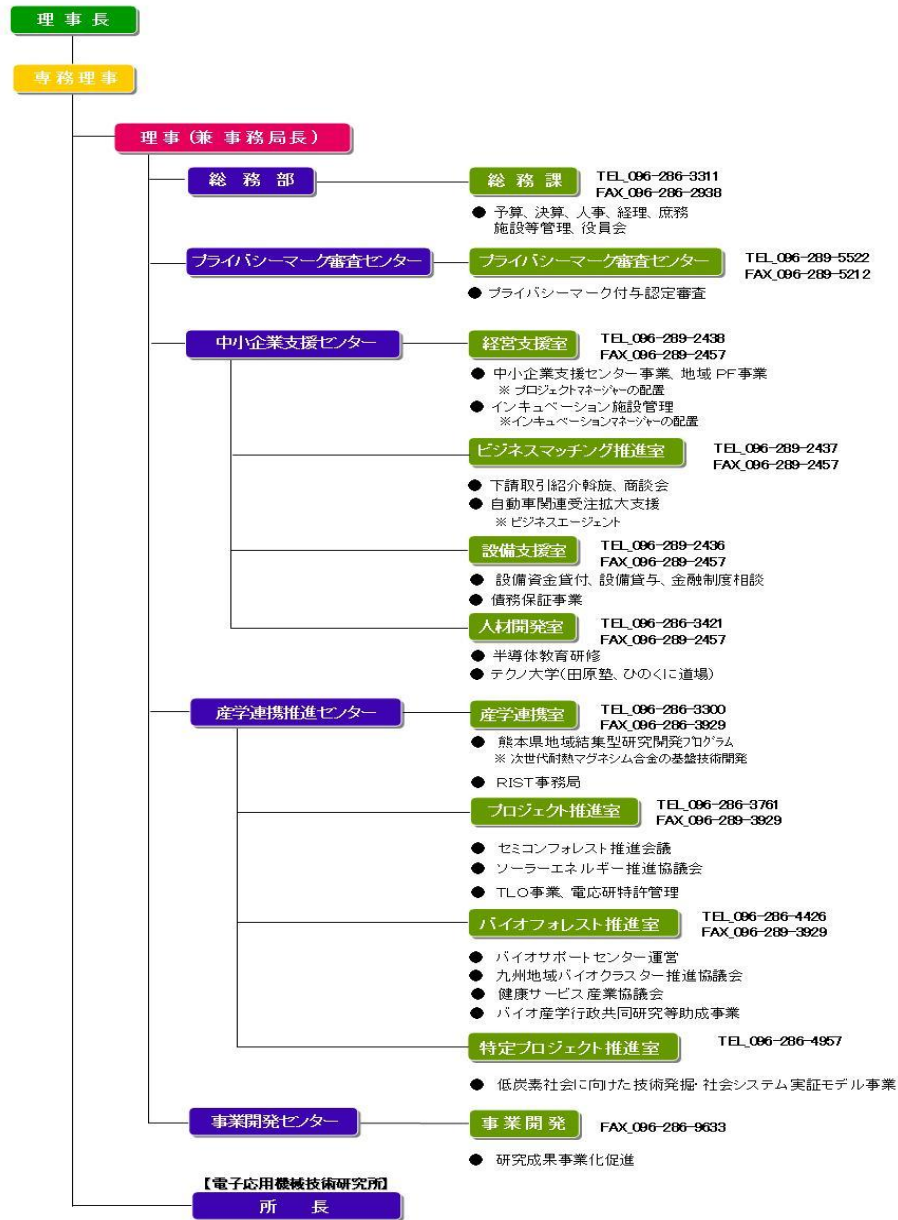
熊本テクノポリスの推進母体として、昭和58年11月から研究開発や人材育成をはじめ幅広い分野に渡って産業振興と産学行政が連携したプロジェクトに取り組んできた「熊本テクノポリス財団」と「熊本テクノポリス技術開発基金」、熊本県内の中小企業者

の経営基盤の強化に寄与するため、昭和46年7月から設備の近代化、下請取引の円滑化促進及び情報提供等に取り組んできた「熊本県中小企業振興公社」、この3財団は、新事業の創出や地域産業の高度化を促進する上で重要な役割を担っており、支援機能の集約化や利用者の利便性向上のため、平成13年4月に統合し、「くまもとテクノ産業財団」として活動を開始した。

現在、新事業の創出に向け、構想段階から事業展開に至るまで総合的な支援体制（くまもとプラットフォーム）の中核的支援機関として取り組みを進めている。

実施している事業は以下のとおりである。

事業名	内容
① 経営相談	・ 経営総合相談窓口
	・ 専門家派遣サービス
	・ 新規事業の事業可能性評価委員会の開催
	・ 建設業相談窓口
	・ 高度、専門的な経営課題の解決支援（くまもと中小企業応援センター）
	・ くまもと夢挑戦ファンド
② 起業化・創業支援	・ 起業化支援施設（熊本県インキュベーション施設）
	・ 大学連携型起業家育成施設（くまもと大学連携インキュベータ）
	・ 学生発ベンチャー、夢挑戦ビジネス大賞
③ 販路開拓	・ 仕事の紹介、斡旋
	・ 自動車関連受注拡大支援
④ 人材開発	
⑤ 設備導入支援	
⑥ 産学連携推進	・ 九州地域バイオクラスター推進協議会
⑦ 知的財産	・ 熊本 TLO 事業（次年度以降は大学で独自にやってもらう方針）
⑧ 事業開発推進	・ 事業開発
	・ 技術指導、技術相談
⑨ 情報提供・情報化促進	・ 情報誌「企業サポートくまもと」
	・ 情報化促進
⑩ 財団施設利用	・ 貸し工場、貸し研究室等の利用
⑪ プライバシーマーク付与認定審査	・ プライバシーマーク付与認定審査事業



(3) 決算状況

<収支決算総括表>

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
財産収入	220,480	183,753	148,393	113,178	118,944
会費収入	8,180	8,170	7,855	5,950	5,104
事業収入	135,951	216,326	183,070	150,817	119,386
補助金等収入	1,047,144	865,923	929,920	599,121	708,515
負担金収入	24,139	26,809	14,430	25,133	22,568
寄付金収入	501,502	198,661	—	—	—
設備貸与・ 資金貸付関係収入	1,438,474	682,913	856,381	475,095	343,178
保証金・敷金収入	1,093	425	—	141	141
償還金収入	2,734	84	87	89	92
特定資産取崩収入	81,620	93,742	137,500	491,792	808,719
準備金取崩収入	8,605	—	—	—	—
雑収入	15,693	7,971	3,273	20,953	18,063
その他の収入	7,595	12,930	2,721	2,132,000	70,000
収入合計	3,493,218	2,297,714	2,283,633	4,318,999	2,214,716
事業費	1,072,230	1,032,547	1,166,445	1,049,869	1,025,140
管理費	288,572	214,134	233,473	305,965	249,847
設備貸与・ 資金貸付関係支出	1,882,048	672,125	936,029	295,812	747,457
特定資産取得支出	349,565	218,584	15,200	2,717,963	242,208
準備金支出	6,058	8,621	2,954	—	—
保証金・敷金返済支出	20,519	50,590	931	—	—
その他の支出	41,509	45,756	24,363	5,742	1,860
支出合計	3,660,504	2,242,360	2,379,397	4,375,352	2,266,380
当期収支差額	▲167,286	55,353	▲95,763	▲56,352	▲51,664
前期繰越収支差額	619,751	452,465	507,819	412,055	355,702
次期繰越収支差額	452,465	507,819	412,055	355,702	304,038

(増減コメント)

- ① 平成 20 年度以降は平成 20 年 4 月 11 日に改正された公益法人会計基準に基づいて収支計算書を作成しているが、上記表では平成 19 年度以前の区分に合わせて記載している。

- ② 平成 17 年度の設備貸与・資金貸付関係収入の額が多いのは、短期借入による事業資金の確保や準備金・保証金の取崩しを実施したためである。
- ③ 平成 20 年度のその他の収入の額が多いのは、「夢挑戦ファンド事業」の基金を積み立てるために、長期借入 2,010 百万円を実行しているためである。

上記表からもわかるように、長期借入れによる資金調達等の特殊要因を除けば、財団の収入は年々減少している。これは、主に大型事業の終了に伴う収入の減少、及び熊本県の財政悪化に伴う予算の削減によるものである。

また、財団設立当初は金利水準が高かったことから、基本財産等の運用により、その果実で十分収入を確保できると考えられていた。しかし、その後景気は悪化し、特に平成 20 年度に発生したリーマンショックにより景気の悪化がさらに深刻化してきていることから、テクノ産業財団の運営方針が考えられた前提自体が崩壊している。

人件費については、補助金等により全額確保できておらず、不足する部分については基金の取り崩し及び資産運用収益等で賄っている。

テクノ産業財団運営費補助金については、個別の事業に対して支給されるものではなく、テクノ産業財団の運営に対して支給される横断的な補助金であり、特に中小企業支援に関する財団の活動に対して支給される補助金である。当該補助金で支給される人件費については、財団が雇用している職員の 3 分の 1 強しかもらえていない。補助金で不足する部分については基金の取り崩し、及び資産運用収益等で賄っている。

また、テクノ産業財団運営費補助金の中には一般管理費の一部（電話代、消耗品費）を含んでいるが、修繕費等の一般管理費は自主財源で賄っている。

他に熊本県から財団に対して支給される補助金としては、「中小企業センター事業補助金」（中小企業支援センター経営支援室）と「地域プラットフォーム活動支援事業補助金」が存在しているが、テクノ産業財団運営補助金（総務）は調査等を行うものであるに対し、中小企業センター事業補助金及び地域プラットフォーム活動支援事業補助金は相談窓口の設置等の具体的な事業を持っている点で異なる。

なお、3 つの補助金については、平成 22 年度以降以下のように整理されることとなっている。

平成22年度中小企業支援センター事業

平成21年度 中小企業支援センター事業	
1	PM等支援人材充実強化事業 10,951.0
2	事業可能性評価委員会運営事業 101.1
3	支援体制整備円滑化事業 1,462.3
4	窓口相談事業 2,662.8
5	専門家派遣事業 4,404.0
6	県事務費 173.0
	19,754.2

平成22年度 中小企業支援センター事業	
1+4	産業支援人材事業 (PM、SM、相談員) 13,919.7
2+3+8	地域プラットフォーム連携強化事業 2,297.6
5	専門家派遣事業 4,469.0
12	高度技術振興事業 11,800.0
9+11	県職員人件費 (7名分) 53,112.0
13	委託 除草作業委託 967.0
6+10	事務 県事務費 278.6
	86,843.9

平成21年度 地域プラットフォーム活動支援事業	
移管	コーディネート活動支援事業 3,255.3
8	地域プラットフォーム連携強化事業 1,619.0
移管	インキュベーションマネージャー養成研修 460.0
移管	インキュベーション施設入居企業支援事業 561.0
移管	人件費IM謝金 (非常勤) 2,280.0
9	県職員人件費 (3名分) 21,494.0
10	県事務費 186.0
	29,855.3

平成22年度 創業・新分野進出推進助成事業 (補助)	
	ベンチャーマーケット (二火会開催事業) 3,155.6

(財) 熊本県起業化支援センターへ移管

平成21年度 テクノポリスセンター費・新事業創出促進事業	
11	県職員人件費 (4名分) 31,618.0
12	高度技術振興事業分 11,800.0
13	委託料 (除草作業委託) 967.0
	43,418.0

自主事業として実施している事業のうち、セミナー関係については受講料を徴収している。また、できるだけテクノ産業財団の施設を利用することで経費の削減に努めている。その他の自主事業を含め、セミナーのテーマは参加企業のニーズをくみ上げて、決定している。

<貸借対照表>

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
流動資産	4,332,692	3,316,134	2,817,007	1,499,701	1,478,231
固定資産	9,406,847	9,244,277	8,867,450	10,639,442	9,941,467
繰延資産	7,983	5,246	2,544	6,999	5,460
資産合計	13,747,522	12,565,658	11,687,002	12,146,143	11,425,159
流動負債	2,686,427	2,002,426	1,740,537	529,292	655,513
固定負債	2,737,411	2,381,706	1,981,179	3,806,427	3,085,449
正味財産	8,323,684	8,181,525	7,965,284	7,810,423	7,684,196
負債及び正味財産合計	13,747,522	12,565,658	11,687,002	12,146,143	11,425,159

(増減コメント)

平成 20 年度の固定負債が増加しているのは、「夢挑戦ファンド事業」の基金を積み立てるために、長期借入 2,010 百万円を実行しているためである。

上記表からもわかるように、正味財産は年々減少傾向にある。これは補助金をもらっている事業については、100%補助ではないことから、一部自主財源を支出する必要があるが、現在自主事業について十分な収入を確保できていないことから、単年度では採算がとれない状況にある。

自主事業を実施するためには、そのための人員体制や資金的な余裕が必要であるが、現状は期限付き事業の予算による期間雇用しかできていないことから、長期安定的に事業を実施するような人員の確保ができていない。

2. 監査の結果及び意見（総括）

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見】

(1) 事業の整理について

平成 22 年度より、一般家庭の太陽光発電設備導入に対する補助金申請の受付け、審査業務を受託している。これは、前年度において有限責任中間法人（現一般社団法人）太陽光発電協会が設置した太陽光発電普及センター（J-PEC）が実施する住宅用太陽光発電導入支援対策事業の申請受付け、審査業務を受託していたためとのことである。

しかし、一般家庭用の申請受付け及び審査についてはテクノ産業財団の本来的な業務から逸脱していると考えられる。また、住宅用太陽光発電導入支援対策事業の申請に対する受付け、審査の実績があるとはいえ、当時の担当者は任期付職員であり既に退職していることから、財団に十分なノウハウが残っているかは疑問である。

このような、財団の本来業務から外れるような事業の受託は今後避ける必要があると考える。

(2) 一般管理費の負担について

現在業務委託費の中には一般管理費まで入っている契約は少ないことから、どうしても一般管理費分だけ収支のマイナスが出る可能性が高い。特にテクノ産業財団の建物は建設から 20 年以上は経っており、今後修繕費が嵩んでくると考える。事実、空調設備が悪くなってきているが、修繕をしても熊本県から予算がつくことはないとのことである。

財団の自主財源の確保が困難になってきていることから、今後一般管理費の上乗せを検討する必要がある。

(3) 利用者の受益者負担の必要性について

自主事業として実施している事業のうち、セミナー関係については受講料を徴収しているとのことであるが、できるだけ講師の人件費や会場費等を賄える程度の受講料を徴収する必要があると考える。これは、財団の開催する講演会やセミナーについては専門性が強いものも多く、一部のものにしかメリットがないと考えられる事業も存在する。このような事業については、できるだけ受益者負担の考え方に立ち、必要経費分程度は負担してもらうのが妥当であると考え。そのためにも、セミナーのテーマは参加企業のニーズをくみ上げて決定し、参加者の増加を図る必要があると考える。

(4) 運営費の補助について

借入収入により収入超過となった年はあったが、4～5年前から経常赤字が続いている。赤字の原因は人件費にあり、補助金等による人件費の確保が十分できておらず、また給与水準の高い50代を超える職員が比較的多い人員構成となっていることが原因と考える。

今後財務内容の改善のためには、サービスレベルを維持したまま人件費を削減することが重要であり、このためにバランスの良い人員構成とする、外部の人材も活用することなどを検討する必要がある。

サービスレベルの維持に関しては、社員の技術力の低下が問題となっている。これは、人件費削減のために数年前に嘱託職員を半分に減らし（5～6人は減少）、企業派遣も減少した一方で、受託事業数は増加していることから、職員1人あたりの事務作業の負担が増加しているためと考える。また、財団の収入が安定しないことから、なかなかプロパー社員を増加させることができないため、財団にノウハウが定着しにくい環境にある。

現在のような各事業に紐付きで雇用する現在の運営方法には限界があると考え。今後プロパー職員を雇用し、各事業でこの人件費を賄うような予算編成に変更する必要があると考える。具体的には、各事業で負担する人件費の割合を決定し、これによりプロパー職員の人件費を優先的に補填したうえで、不足する人件費について中小企業支援センター事業等の横断的な予算により調整する方法が考えられる。

(5) 今後の財団の運営について

過去においては運用財産も補助金等も潤沢にあったが、現在はこれも乏しくなっており、さらに企業からのニーズも変わってきているのではないかと考えている。研究開発部門も縮小傾向にあると考えている。研究者については技術力の進歩についていけないことから、研究者は他の機関へ移動している。

現在のメニュー型の運営には限界がきており、ソリューション型（課題解決型）の

組織運営を目指すべきと考えている。テクノ産業財団が複数の事業を抱えていることから、サービス水準の低下が発生しており、企業側からの不満の声も上がっているとのことである。今後はコーディネータ事業がテクノ産業財団の中心的な事業になってくると考える。

テクノ産業財団のホームページにおいては、以下のようなたくさんの事業メニューが記載されている。

<経営相談・専門家派遣>

- ・経営総合相談窓口
- ・専門家派遣サービス
- ・新規事業の事業可能性評価
- ・建設業総合相談窓口
- ・(財) くまもとテクノ産業財団 上席客員研究員への質問・相談窓口
- ・中小企業に係る経済危機対策
- ・くまもと中小企業応援センター

<研究開発支援>

- ・電応研の役割と運営
- ・電応研の事業の概要
- ・テクニカルレポート
- ・技術移転実績

<起業化・創業支援>

- ・起業化・創業相談窓口
- ・ベンチャーマーケット二火会
- ・「夢挑戦プラザ県北・県南」管理運営 [第2版]
- ・くまもとプラットフォーム
- ・「夢挑戦プラザ21」管理運営
- ・「夢挑戦プラザ21・県北・県南」入居者募集
- ・学生発ベンチャー・夢挑戦ビジネス大賞2010 in くまもと

<公募等情報提供(20101220)>

- ・地域新生コンソーシアム研究開発事業
- ・熊本知能システム研究会(RIST)
- ・セミコンフォレスト推進会議
- ・産学行政広域ネットワーク構築事業
- ・地域結集型共同研究事業
- ・産学連携の橋渡しや公募事業メニュー
- ・都市エリア産学官連携促進事業(発展型)
- ・未来型医療福祉機器の開発に向けて
- ・半導体技術交流会のご案内 [第1版]
- ・平成22年度中小企業向けトライアル支援事のお知らせ(熊大イノベ推進)

<人材開発 [第5版]>

- ・熊本テクノ大学
- ・平成22年度 もっと聴きたくなる 半導体ステップアップ実践講座(産学連携製造中核人材育成講座)
- ・VE研修講座
- ・ものづくり分野の人材育成・確保事業講座
- ・もっと聴きたくなる半導体ステップアップ実践講座(産学連携製造中核人材育成講座)

<知的財産>

- ・熊本TLO事業概要
- ・情報技術提供(TLO会員向け、一般企業向け)

- ・ R I S T & T L O 合同フォーラム（保有シーズ紹介）
- ・ 大学・ T L O マーケティング事業（全九州 T L O シーズ紹介）
- ・ 特許、商標、科学技術論文 データベース代行検索
- <販路開拓>
 - ・ 下請企業振興事業
 - ・ BA（ビジネスエージェント）による営業活動
 - ・ 受発注情報の提供
 - ・ 見本市、商談会等への出展支援
 - ・ 取引上のトラブル相談 [第 12 版]
- <情報提供・情報化促進>
 - ・ メール情報サービス
- <資金提供>
 - ・ 設備貸与制度（公的資金）
 - ・ 助成金情報メニュー
 - ・ くまもと夢挑戦ファンド事業
- <財団の施設利用>
 - ・ 電応研（貸し研究室・実験室）
 - ・ 財団施設内の会議室一時利用
 - ・ テクノインキュベーションセンター（貸し工場／事務所）
- <公募等情報提供>
 - ・ バイオテクノロジー研究推進会の活動紹介等
 - ・ バイオテクノロジー関連セミナー
 - ・ 第 3 回くまもとバイオビジネス大賞
 - ・ 平成 22 年度バイオ産・学・行政共同研究等助成事業

今後事業件数を絞り、支援対象企業と深く、長く付き合っていけるような事業運営の仕方を検討する必要があると考える。

（6）同種の機能を持つ機関の連携について

熊本県内には、テクノ産業財団以外にも中小企業を支援する機関が多く存在しているが、現状これらとの連携がとれていない。このため各機関が実施できる支援には限界があることから、効果が思うようにはあがっていない可能性がある。

本年度より応援センター事業を開始しており、4 団体の管理団体としてとりまとめを行っている。このようにして他の団体との連携により効果を上げることを検討する必要がある。

3. 監査の結果及び意見（各論）

【指摘】

（1）熊本 TLO 事業に係る特許権の資産計上漏れについて

公益法人会計基準によれば、無形固定資産である特許権については、その取得価額で資産計上することが求められているが、知的財産推進事業（熊本 TLO 事業）に係る特許権がテクノ産業財団の決算書においては資産計上されていない。計上が漏れてい

るとのことから、今後改善の必要がある。

【意見】

(1) 中小企業設備貸与資金貸付金

テクノ産業財団の中小企業者への設備貸与資金貸付金は、多くの延滞債権が発生している。

1) テクノ産業財団における償却債権処理

作成日：H21.3.31

貸与年度	区分	企業名	償却年度	貸与額 (千円)	損害賠償金 請求額(千円)	償還(回収)額 (千円)	最終償還 (回収)日	償却額 (千円)
5	リース	㊸	H13	24,720	20,115	9,685	12.9.5	10,430
5	〃	B	〃	23,170	11,171	4,662	14.4.25	6,510
6	一般割 賦	C	〃	4,840	1,844	849	11.3.25	995
7	〃	D	〃	32,500	12,366	59	12.2.25	12,307
8	ハイテ ク	㊹	〃	25,560	15,554	6,805	15.2.25	8,749
8	リース	㊺	〃	7,210	7,025	1,350	14.4.25	5,675
				118,000	68,075	23,410		44,666
6	一般割 賦	㊻	H14	11,330	9,312	12	10.11.25	9,300
6	リース	H	〃	1,350	105	10	11.9.25	95
7	ハイテ ク	I ₁	〃	16,380	6,364	1,260	12.8.25	5,103
8	一般割 賦	I ₂	〃	1,540	520	0	13.6.25	520
9	ハイテ ク	J	〃	46,040	22,940	5,470	14.4.25	17,471
10	一般割 賦	㊼	〃	5,510	3,246	990	15.7.25	2,256
				82,150	42,487	7,742		34,745
4	一般割 賦	㊽ ₁	H15	24,920	13,667	7,168	9.2.25	6,499
5	〃	㊽ ₂	〃	24,900	22,507	6,531	10.8.25	15,975
				49,820	36,174	13,699		22,474
8	一般割 賦	M	H17	4,370	293	5	13.8.25	288

10	リース	N	〃	17,780	1,006	209	16.6.25	797
				22,150	1,299	214		1,085
7	一般割賦	O	H18	4,900	1,146	310	12.5.25	836
8	〃	Ⓟ	〃	4,990	2,838	1,500	13.9.25	1338
			計	9,890	3,984	1,810		2,174
合計				282,010	152,019	46,875		105,144

上記の企業名のアルファベットに○印が付いているのは、貸与額に対する損害賠償金請求額の比率が50%超のものである。中でもⓅ印は80%超である。

2) テクノ産業財団における延滞債権発生状況

【設備貸与事業：割 賦】

作成日：H22.9.17

貸与年度	企業名	未収残高		事業継続の有無	担保・保証人状況等
		H22.3月末	H22.9.17		
55	A	1,156,128	1,154,128	廃業	保証人2名(内1名行方不明)
60	B	3,619,710	3,594,710	廃業	保証人3名(内2名支払能力なし)
6	C	3,815,431	3,762,431	廃業	保証人3名(内1名死亡)
6	D ₁	1,624,556	1,599,556	廃業	保証人3名(内1名死亡、1名自己破産)
9	D ₂	5,122,017	5,117,017	廃業	保証人3名(内1名死亡、2名自己破産)
7	E	2,330,433	2,329,433	廃業	保証人2名
10	F	12,654,948	12,604,948	廃業	連帯保証人2名
10	G	2,329,434	2,304,434	廃業	保証人3名
10	H	89,953	87,953	廃業	保証人2名(債務者本人は破産免責決定済)

【設備貸与事業：リース】

貸与年度	企業名	未収残高		事業継続の有無	担保・保証人状況等
		H22.3月末	H22.9.17		
6	I	467,800	442,800	廃業	保証人2名
8	J	1,258,500	1,258,500	廃業	保証人3名 8/4 債務確認通書発送
8	K	108,800	88,800	廃業	保証人2名

- ① 上記「1) テクノ産業財団における償却債権処理」に記載しているとおり、償却処理された貸付先のうち貸与額に対する損害賠償金請求額の比率50%超が8社あり、そのうち4社は80%超である。このことは貸与してから経営破綻までの期間が非常

に早かったことを意味している。経済環境の変化が早い時代であるにしても、余りにも経営破綻が早期であったと云える。今後このような貸付金制度が企画されるときは、貸与の審査はより厳密であることを期待する。

- ② 「2）テクノ産業財団における延滞債権発生状況」の延滞先の大半は、回収可能性に疑問がある。回収努力は認めるとしても、費用対効果を考えて償却債権処理を早急に検討すべきと考える。

(2) 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

テクノ産業財団の設備貸与事業では延滞債権が発生しており、その発生状況は次のとおりである。

【設備貸与事業：割 賦】

作成日：H22. 9. 17

貸与 年度	企業名 (貸付額)	未収残高		事業継続 の有無	担保・保証人 状況等	回収可能性 ランク
		H22. 3 月末 (残債)	H22. 9. 17 (4. 1～の回収)			
1 5	㉠ (2, 224 万円)	11, 373, 607	11, 373, 607	廃業	保証人 2 名 (内 1 名法人代表者保証)	D
1 5	㉡ (3, 821 万円)	19, 488, 594	19, 308, 594 (180, 000)	廃業	保証人 2 名	D
1 5	C (1, 047 万円)	4, 805, 293	4, 765, 293 (40, 000)	廃業	保証人 2 名	D
1 5	D (987 万円)	1, 023, 454	1, 023, 454	廃業	保証人 3 名 (内 1 名自己破産、 1 名死亡、1 名行方不明)	D
1 6	E (310 万円)	1, 049, 153	1, 049, 153	廃業	保証人 2 名 H20/12/9 司法書士より、連 帯保証人 2 名の債務不履行 宣言通知書が届く。任意整理 開始通知※以後、直接債務者 への連絡禁止の文面。	D
2 0	㉢ (494 万円)	0 (4, 355, 982)	☆ 4, 355, 982	廃業	保証人 2 名 (自己破産準備 中)	D
2 1	㉣ (3, 290 万円)	0 (33, 832, 284)	☆ 318, 885	廃業	保証人 2 名	D
1 4	H (220 万円)	410, 000	400, 000 (10, 000)	廃業	保証人 3 名	C
1 5	I (2, 185 万円)	7, 420, 299 (10, 178, 546)	☆ 7, 993, 546	廃業	保証人 2 名	B

15	J (2,992万円)	10,718,480	☆ 12,168,480	継続	連帯保証人3名	B
14	K (2,205万円)	4,320,000	2,880,000 (1,440,000)	廃業	保証人3名	A
19	L (1,662万円)	1,100,000 (14,740,695)	☆ 1,600,000	継続	保証人2名	A
19	Ⓜ (4,998万円)	7,325,263 (52,393,339)	☆ 11,251,784	継続	保証人2名	A

(注) ☆印記載の金額が平成22年3月末より平成22年9月17日現在の金額が増加しているのは、その6ヶ月弱の期間に返済期限が到来した金額が生じたために増加している。

【設備貸与事業：リース】

貸与年度	企業名 (貸付額)	未収残高		事業継続 の有無	担保・保証人 状況等	回収可能性 ランク
		H22.3月末 (残債)	H22.9.17 (4.1~の回収)			
12	Ⓝ (385万円)	3,169,624	3,159,624 (10,000)	廃業	保証人2名	D
13	Ⓞ (754.2万円)	4,900,000	4,600,000 (300,000)	廃業	保証人2名 8/4債務確認通 書発送	A
13	P (3,000万円)	6,853,200	6,653,200 (200,000)	廃業	保証人4名	C
16	Ⓟ (5,920万円)	43,502,500	43,322,500 (180,000)	廃業	保証人2名(内主債務者1名 行方不明)	D
20	Ⓠ (449万円)	4,430,400	4,430,400	廃業	保証人3名(内1名自己破産、 1名死亡、1名行方不明)	D
16	S (1,310万円)	888,700 (5,491,200)	☆ 1,309,200	継続	保証人4名	A

(注) ☆印は前記と同様

① テクノ産業財団の貸倒引当金について

テクノ産業財団の貸倒引当金の計上基準は、正常債権については債権額の2%、延滞及び契約解除先については債権額の50%を引当金として計上することとしている。

テクノ産業財団設備貸与事業の22年3月31日の貸借対照表の貸倒引当金は、117,210千円計上している。その具体的な引当限度額の算出方法は次のとおりである。

平成21年度(決算)

(割賦) (単位：千円)

	残高	引当率	引当金
正常先残高	370,819	2%	7,416
未収先、契約解除先残高	144,923	50%	72,462
計	515,742		79,878

※来年度以降の割賦損料を含み、保証金を控除しているため、決算書(割賦設備)の値とは異なる。これまで、来年度以降の割賦損料は貸倒引当金の対象に含めている。

(リース) (単位：千円)

	残高	引当率	引当金
正常先残高	112,313	2%	2,246
未収先、契約解除先残高	70,182	50%	35,091
計	182,495		37,337

※来年度以降のリース料を含む。決算書(リース設備)の値とは異なる。

計上額は、テクノ産業財団の会計処理基準には合致している。しかし、現在の企業会計原則に基づく貸倒引当額は貸付先を個別的に回収可能性を判断して見積ることが妥当とされている。貸付先ごとの回収可能性のランク別に貸倒引当額を算出すると次のようになる。

	ランク (会社数)	平成3月末残債 (千円)	回収可能性 (%)	要引当額 (千円)	正常先要引当額 (千円)	合計
割 賦	D (7社)	75,928	5	72,132		
	C (1社)	410	50	205		
	B (2社)	20,897	90	2,090		
	A (3社)	71,454	95	3,573		
計				78,000	7,416	85,416
リ ー ス	D (3社)	51,102	5	48,547		
	C (1社)	6,853	50	3,426		
	A (2社)	10,091	95	505		
計				52,478	2,246	54,724
合計				130,478	9,662	140,140

従って、テクノ産業財団の計上額 117,210 千円は、会計基準に準拠して計算した引当額よりも、22,930 千円の計上不足といえる。

見積りによる会計処理であるため、厳密に正確な計上額は不可能であるにしても、現段階で出来るだけ妥当な会計処理を採用すべきである。

② 貸付基準について

上記の延滞債権の発生状況において、延滞貸付先のアルファベットに○印の付いている貸付先は、当初の貸付額に対し債権残高（平成 22 年 3 月末）が 50%以上も残っている貸付先である。

このことは、貸付を受けてから、予定通りに返済出来なくなったことが非常に早期であることを意味している。確かに経済環境の変化が早くなっていることは認めるにしても、貸付決定後の経営破綻が余りにも早く、審査が適切になされていたのか疑問に感じる。特に G、M、R 社等は 98%を超える債権残高となっている。

貸付は県の貸付要項に添って審査委員会の審議を経て決定されている。第一の責任は債務者であるにしても、テクノ産業財団の審査委員会にも責任の一端はあると考える。

今後はより十分な審査委員会の運営と審査方法の改善が望まれる。

(3) 設備導入緊急対策資金貸付金

テクノ産業財団の設備導入緊急対策事業においては延滞債権が発生しており、その発生状況は次のとおりである。

【単県貸与事業:割 賦】

作成日:H22.9.17

貸与 年度	企業名 (貸付額)	未収残高		事業継続 の有無	担保・保証人 状況等	回収可能 性ランク
		H22.3月末	H22.9.17			
4	A (700万円)	3,810,470	3,630,470	有	保証人3名(内1名死亡)	C
6	B (5,644万円)	6,654,138	6,624,138	廃業	保証人2名	D
10	C (10,000万円)	34,358,403	34,358,403	廃業	保証人2名(破産受任 弁護士依頼中)	D
10	D (745万円)	1,801,183	1,756,183	廃業	保証人3名(内2名自 己破産)	D
11	E (189万円)	112,269	108,269	廃業	保証人2名	C

13	F (6,000万円)	22,399,394	20,899,394	継続	保証人4名(内1名会社の代表者保証) ■不動産担あり	B
15	G (9,073万円)	31,462,288	31,462,288	廃業	保証人3名(内1名死亡、1名自己破産状態)	D
17	H (1,483万円)	3,299,080	3,299,080	廃業	保証人2名(両名とも自己破産申立、弁護士より手続き開始につき債務者へ直接行動しないよう文書)	D

① 貸倒引当金の設定について

テクノ産業財団の平成21年度決算において7,600千円の貸倒引当金を計上している。その算出方法は次のとおりである。

平成22年3月31日時点普通預金残高	26,256,455円
－割賦設備保証積立金(一部)	18,568,260円
	=7,688,195円
端数を調整し、7,600,000円を貸倒引当金として計上している。	

しかし、テクノ産業財団の会計方針に準拠すれば、以下のような計算により貸倒引当金を算定する必要があった。

(I) 未収に係るもの (単位：千円)

未収割賦設備償還金	32,419
未収損害賠償金	69,427
未収割賦損料	2,051
計	103,897
計×50/100	51,948

(II) 未収に係らないもの

割賦＋損料－保証金	33,005
計	33,005
計×2/100	660

(I) + (II)	52,608
貸倒引当金計上額	7,600
計上不足額	▲45,008

上記のとおり、テクノ産業財団の会計方針による貸倒引当金は 52,600 千円計上すべきであるのに対し、合理的な理由なく 7,600 千円を計上している。

これは不適切な会計処理であり、今後このような処理はすべきでないと考える。

4. 平成 18 年度包括外部監査指摘事項の措置状況

今回の監査では、同財団が関連する商工振興に係る事業を中心として監査を実施しており、財団の業務全般を監査対象としたわけではないが、平成 18 年度の外部監査において、同財団を監査対象としていることから、当時の外部監査において指摘事項とされた事項に対するその後の措置状況を確認した。

設備支援事業に関しては上記「3. 監査の結果及び意見（各論）」において意見を述べている。また、それ以外については以下の 2 点を除き措置がなされている。

(1) 工具備品等の固定資産への未計上について

【前回指摘事項】

平成 13 年度以降において、収支計算書の事業費で支出している消耗工具備品等の中に、固定資産として貸借対照表に資産計上すべき工具器具備品等が多数ある。これらの固定資産は簿外となっており固定資産台帳にも記載されていない。固定資産の適切な管理が望まれる。

(平成 14 年度以降計上漏れとなっている工具備品等)

年度	科目	固定資産の種類	数量	取得価格（円）
平成 14 年度	工具備品	パソコン他	4	1,281,740
平成 15 年度	工具備品	パソコン他	8	2,430,100
平成 16 年度	工具備品	パソコン他	6	1,829,120
平成 17 年度	工具備品	パソコン他	10	2,876,464
合計			28	8,417,424

【前回指摘に対する改善措置】

貸借対照表に記載すべき備品等については、監査実施後に調査をし、台帳整備を行った。

しかし、平成 18 年度末、及び平成 21 年度末の固定資産台帳を確認したが、上記資産は登録されていなかった。財団に確認したところ、対象となる資産の一覧を作成する作業までは行ったが、その後の固定資産台帳への登録と会計処理が漏れていたとのことであった。

平成 18 年度監査による指摘を受けた後、固定資産台帳への登録作業に取り掛かったが、担当者の病気等により作業が中断したため、未登録状態のままとなっていたようである。当年度の監査修了後、すぐに登録処理を実施したことから、現時点では改善されている。

今後担当者に作業をまかせきりにするのではなく、作業の進捗状況を上席者がモニタリングし、作業の完了を確認するといった内部統制の構築が望まれる。

(2) 中心市街地商業活性化推進事業助成金の交付手続きについて

【前回監査意見】

当財団は、熊本県中心市街地商業活性化推進事業助成金交付要領に基づき、商工会、商工会議所等が行う中心市街地における中小商業の活性化のための事業に対して助成金を交付している。この助成金の交付手続きにおいて、一部不備が見受けられた。

【前回意見に対する改善措置】

実績報告書の記載や支払関係書類等の不備については、直ちに整備したところである。今後は、関係書類の添付漏れや記載漏れ等がないよう、チェックシートを作成し、実績報告書の精査にあたるとの回答をしている。

実績報告書の記載や支払関係書類の不備については、確認した範囲において重要な問題はなかったが、その内容の精査において、「中心市街地商業活性化推進資金助成事業の監査の結果及び意見」に記載しているとおり、不足していると思われる点が見られた。

当該事業自体は終了しているが、今後同様の事業を行う際は留意すべきと考える。